



〈資料〉市レベルにおける法務担当職員と紛争処理 (四) : 損害賠償交渉過程資料(九)

岡本, 友子
田中, 英司
宮澤, 節生
西原, 道雄
檜村, 志郎

(Citation)

神戸法學雑誌, 40(4):1029-1261

(Issue Date)

1991-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004759>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004759>



市レヴェルにおける法務担当職員と紛争処理（四）

——損害賠償交渉過程資料（九）——

岡本友子・田中英司・宮澤節生
西原道雄・樫村志郎

（編）

目次

はじめに

一、法務処理機構と紛争処理過程の概要

（一）法務処理の中核部局

（二）損害賠償に関する交渉・処理のプロセス

（三）紛争処理の基本方針

（四）議会との関係と専決処分

（五）決裁の経路

（六）弁護士との連携

(七) 損害賠償額の算定基準

(八) 賠償責任保険への加入

(九) マニユアルの作成・利用

(一〇) 市長部局以外の部局における紛争処理

(一一) 法務担当者の研修

二、一次資料(抜粋)

(一) L市

(二) M市

(三) N市

(四) O市

(五) P市

はじめに

本稿は、文部省科学研究費補助金(一般研究A・昭和六一―六三年度・課題番号六一四一〇〇一三)にもとづく調査プロジェクト「損害賠償交渉過程に関する法社会学的研究」(代表・昭和六一年度・西原道雄、昭和六一―六三年度・宮澤節生)のデータのうち、市に関するデータを、「市レヴェルにおける法務担当職員と紛争処理」(一)(二)(三)「(本誌三七卷二三号、三九卷三三号、三九卷四号)に引き続いて公表するものである。今回は、前稿以後にデータが確定した五市について、前稿と同様の項目においてデータを整理し、市レヴェルにおける損害賠償交渉の機構と過程の一

端を明らかにし、あわせて、一次資料の抜粋を提示する。ただし、P市については、一次資料を公表する同意が得られなかった。これまでにデータを公表した市との比較のために五市の人口規模を示しておくと、L市が一〇〇万人以上の政令指定都市、M市が五〇万人以上一〇〇万人未満、N市が三〇万人以上五〇万人未満、O市が二〇万人以上三〇万人未満、ならびに、P市が一〇万人以上二〇万人未満である。今回で市に関するデータの公表を終えるが、これまで報告が遅れたことについて、特に本稿の五市において調査に応じて下さった方々に対して、心からおわびしたい。また、前三回分以上に充実したデータが得られたことについて深く感謝したい。

なお、面接記録の清書について西塚有紀子さんの献身的なご協力を得たほか、本稿の出版について、神戸大学法学部資料室の谷川美加子助手に多大のご配慮をいただいた。記して感謝の意を表したい。

一、法務処理機構と紛争処理過程の概要

（一）法務処理の中核部局

L市〇総務局行政管理課

〇人員二五人

〇職務内容

〇総務局総務課の法規係・訟務係の仕事及び事務管理課の一部の仕事を受け持つ課として、昭和五五年に発足した。

〇具体的には、主管課と相手方との示談交渉がこじれた場合に、法的な問題の相談を受ける。

○総務局行政管理課法規係

○人員六人

○職務内容

○(1) 条例・規則及び訓示の審査に關すること、(2) 公告式に關すること、(3) 法令・条例等の解釈の意見に關することを行ふ。

○具体的には、訴訟に至らない事件について、主管課の相談に応じ、適宜助言を与える。

○総務局行政管理課訟務係

○人員五人

○職務内容

○行政不服審査及び訴訟事務の総括に關することを行ふ。

○具体的には、法規係で相談を受けていた事件が訴訟になれば、訟務係が引き継いで主管係の相談に応じたり、裁判所に出廷したり、弁護士と協議しながら準備書面を作成したりする。

○但し、法規係から引き継いだ事件はほとんどなく、直接訟務係が扱う事件が多い。

M市○総務局総務課議事法制係

○人員三名(係長一名、主事二名)

○職務内容

○(1) 条例・規則・告示・訓令・重要契約等の審査に關すること、(2) 訴訟事務の統括に關すること、(3) 公告式に關すること、(4) 例規集の編集及び発行に關すること、(5) 市議会に關することを行ふ。

○具体的には、法律問題が生じてわからなくなった時だけに、担当課の相談により助言を行っている。

○担当課の求めに応じ、顧問弁護士に連絡し日程調整を行う。

○事故が発生しても報告がある場合とない場合がある。

N市○総務局財政課行政係

○人員三名（係長を含む）

○職務内容

○法令・条例・規則・議案の審査。但し、訴訟関係は扱わない。単に相談を受けるだけである。

○企画管理部人事課人事係

○人員三名（係長を含む）

○職務内容

○人事に関することだけで、法律に関することには全く関与しない。

○顧問弁護士に報酬を支払う。

○市○総務部総務課文書法規係

○人員三名

○職務内容

○法規および例規の解釈、訴訟・調停等の総括。

○法規関係資料の収集および保管、例規集の編集・発行。

○契約文章、その他の文書の審査、市議会議案の審査、規則・訓令等の審査。たとえば、原課が締結した契約について、違法性がないか、あるいは、文面の書き方が将来トラブルを惹起しないかというようなことを審査する。

○その他、公告式に関すること、および市公報の編集・発行、公平委員会との連絡・調整。

P市○総務部庶務課文書係（より厳密には、その中の法制執務担当）

○人員三名（法制執務担当のみ）

○職務内容

○法律、条例・規則等の規定の解釈、適用関係の疑義などをめぐって、原課が対処できないとき、相談に応じる。多い日には、一日で五・六件ある。また、原課の業務執行において、市民や業者との間で生じたトラブルへの対応について、原課の相談に、法律の見地からアドバイスを与える。文書係で十分に対応できないときには、民事的なものは顧問弁護士に、行政的なものは県の地方課に相談する。顧問弁護士には月に一・二回、県には月に二・三回は相談している。

○請願、訴訟、和解および異議の申立に関すること。

○市議会の招集日の設定、議案の審査、議案説明の取りまとめ、およびその審査、質問者および質問内容の把握、市長の答弁書の取りまとめ、およびその審査、ならびに三役への連絡等。

○契約書、協定書、その他の重要な文書についての審査。

○原課が起案した条例・規則・規程・要綱等の審査、整理および保存、ならびに、市例規の編集・発行。なお、新たな条例・規則を設ける場合には、起案前から文書係が介入していく方針をとっている。

○その他、公告式に関すること、事務の改善に関すること。

(二) 損害賠償に関する交渉・処理のプロセス

ここでは、回答者から図を提供されている場合にはそれを示し、そうでない場合は文章で説明することにする。

し市○後掲・図1参照。

M市○訴訟の提起又は応訴については、担当課は議事法制係に相談する。議事法制係の助言を得つつ、具体的には担当課が顧問弁護士と行う。

○損害賠償額はM市自動車処理等委員会の了承を得て支払う。

○衛生局環境事業部第二事業所では、まず、事故発生により管理係長及び整備担当の所長補佐がカメラを持ち現地に赴き、管内警察署に連絡し、人身傷害がある場合は医療機関に手配し、車両損傷は整備担当を通じ修理業者に依頼処理する。次に、事故を起こした職員から事情聴取を行い事故報告書を作成し、衛生局環境事業部第二課及び総務局人事課に報告する。示談は、管理係長と所長補佐が（大きな事故であれば所長が）相手方と数回交渉を持ち、その結果合意した時点で同第二課へ示談の内申を行い、書類の完成後、相手方と示談書を取り交すと同時に損害賠償を行う。市費支出の損害賠償額の内自賠責に該当するものについて保険会社に請求する。

○教育委員会では、校長先生に一番に対応してもらい、問題を整理した後で、教育委員会へ持ってきてもらい、校長先生では整理がつかなくなった場合に、教育委員会が間に入る形をとっている。

N市○訴訟事務は各原課が行い、重要なものについては顧問弁護士にお願いする。

○顧問弁護士への依頼は、原課が企画管理部人事課人事係や総務部財政課行政係に相談しながら決める。

○教育委員会では、事故が起こった場合、すぐに事故報告をさせ、学校に被害者と加害者を呼んで話し合い、話し合いがうまくいかなかった場合に教育委員会に上がっていく。

○土木建築部道路管理課では、事故が生じた場合、現場からすぐ道路管理課に連絡があり、それに基づき調査し

本人と面接し、保険会社に事故の報告をする。そして、保険会社の人にいろいろ教えてもらい、また課長と相談しながら相手方と示談交渉を行う。

○市○市においては、原課・原局と中枢部局は、連携して、損害賠償に関する交渉・処理を行うが、中枢部局が関与する程度はあまり大きなものではない。すなわち、事故発生後の示談交渉においては、原則として、原課が対応し、込み入った内容や法的な事項をめぐって、必要な場合には、原課は、文書法規係、あるいは文書法規係を通して顧問弁護士に相談する。この際、損害賠償で処理するか、あるいは、補償で対処するかの判断は、原課が行う。調停の場合は、原課と文書法規係から指定代理人を選任して調停を行うが、調停の進行は原課に一任され、文書法規係は、助言・指導、あるいは顧問弁護士への相談といったオブザーバー的な立場に立つ。

これに対して、訴訟に至った場合には、主導権が全面的に文書法規係に移行し、原課に資料を提供してもらい、顧問弁護士に依頼して対処する。なお、訴訟の場合には、節目節目に、訴訟の方針について、三役に報告がなされる。

○交通事故の場合は、処理が定型化しているので、ほとんど原課が対応し、損害賠償について、最終的に議案となったり、専決する時に初めて、文書法規係が接触することが多い。また、顧問弁護士と相談することも、ほとんどない。これに対して、道路管理瑕疵の場合には、処理が定型化していないので、事故発生当初から、文書法規係が関与することになる。

○交渉・処理の過程において、任意保険・強制保険を取り扱っている管財課、さらには保険会社が関わってくるが、保険金がどこまで認定されるかという点は、きわめて重要である。

○市が所有する車両をめぐる事故について、今後の安全対策を検討する機関として、事故対策委員会が組織されている。この委員会は、総務部長、総務課長、人事課長、管財課長等によって構成され、人身事故を中心に、

当事者と所属長を呼んで、事故の経過・経緯を初めからすべて確認して、その原因を探り、それにもとづいて、今後の事故を未然に防ぐための具体的な対策を検討するものである。ただし、事故対策委員会には、職員を処罰する権限はない。

P市○P市においても、原課・原局と中枢部局は、連携して、損害賠償に関する交渉・処理を行うが、原課が主導権を握ることはあまりなく、むしろ、中枢部局に依存し、したがって、中枢部局が関与する程度はかなり大きい。すなわち、事故発生後の調査を経て、相手方当事者との示談交渉においては、基本的には原課が対応し、必要な場合には、文書係がアドバイスして、共同で対処することになっているが、実際には、事故発生当初から、原課は、ただちに文書係に相談することが多く、特に過失割合をめぐっての交渉においては、完全に文書係に依存している。訴訟に至った場合には、文書係が統括し、顧問弁護士（あるいは他の弁護士）を代理人として、文書係と原課が協力しながら処理する。この際、顧問弁護士以外の弁護士に依頼するかどうかの判断は原課が行う（ただし、文書係の審査がある）。また、市が逆に訴えを提起する場合、その判断は原課に委ねられる。

○示談交渉においては、相手方当事者の保険会社が出て来ることが多いが、その方がスムーズに交渉できる。また、損害賠償額が巨額に及ぶときには、市が加入している保険会社との協議が重要となる。

○事故発生後、原課は、出納室（物品の破損に関して）文書係（保険に関して）、および職員課（懲戒処分に関して）に報告するようになっていいる。職員課には、助役、収入役、教育長、総務部長、および職員課長で構成される交通事故等審査委員会（助役が委員長）が設けられていて、職員に重大な過失があれば懲戒処分にする（ただし、実際に懲戒処分になった例はない）。

○なお、P市における損害賠償の大部分は、庁用自動車による交通事故に関するものである。

(三) 紛争処理の基本方針

し市○主管課が損害賠償事務についての基本的な対応を行い、事故後直ちに事故発生速報を、その後事実関係・経過等を踏まえた後に事故発生報告書を提出させる。

○余り早くから顧問弁護士に相談することは事実上ない。かなり煮詰めてから法律の実務家の目から見て世間に通るか否かを聞きに行く。

○原則として、損害賠償額は自賠責の基準の範囲内に収めることを一番に考え、これでまともならなければ、次に日弁連の基準の範囲内で交渉する。

○相手方に当初から弁護士がついた場合、訴訟になることを予想しガードを固めるので、むしろ相手方に損になる場合がある。

○控訴の決定は、主管局長・総務局長まで方針を伺った上で起案する。顧問弁護士の意見が方針決定に影響を与えることはない。

○求償については、職員賠償審査会で審査する。その結果、求償を求めないことになれば、事故発生についての注意の文書が所管長にいく。職員の人事上の処分はない。

M市○担当課が主導権を持って行い、訴訟になる前から顧問弁護士に相談し、議事法制係は助言的・援助的組織としてバック・アップするだけなので、顧問弁護士に大きなウエイトがある。

○控訴するか否かの判断は、顧問弁護士の意見を聞いて決定する。

○全国市有物件災害共済会の上層部の方とも話をする。

○相手方に保険の範囲内で了解していただき、市としては持ち出しにならないことが一番の基本である。

N市○訴訟の提起は、主管課の課長・課長補佐が顧問弁護士と相談しながら判断し、部長が合意すれば助役または市長に決済を上げている。

○市○軽易な事故の場合には、損害賠償として市の責任を認めることなく、補償として処理することがある。

○医療過誤をめぐる、可能な限り早く和解しようとしても、相手方の請求額と保険会社の基準となる金額との間に相当の開きがある場合、和解条件をよくするために、立証・鑑定を尽くしていくという方針を取っているケースがある。

○示談交渉においては、保険でカバーされる範囲がひとつの基準となり、相手方の代理人が弁護士等の専門家の場合には、その基準にもとづいて合理的な交渉が可能であるが、そうでない場合には、あまり保険の基準を持ち出すと感情的に交渉がもつれることがある。

○保険でカバーされる範囲を超える場合には、何パーセント超えるかが問題ではなく、それが合理的な基準に合致しているかどうかが重要である。

P市○市民や業者とのトラブルにおいては、できるだけ訴訟にならないように、表面化しないようにという方針で臨む。

○訴訟に至り、純粋な行政事件ではなく、損害賠償という形で終結する事案においては、客観的な賠償額が確定し、議会にも説明しやすくなるので、敗訴したとしても、控訴することはないであろう。

○議会との関係で、損害賠償ではなく、補償という形で処理できるのであればそうしたいという発想を持っている。

○損害賠償額の確定にあたっては、何よりも客観性を重視する。

(四) 議会との関係と専決処分

L市〇「地方自治法第一八〇条第一項の規定による市長の専決処分に関する条例」(昭和二十八年二月二十三日制定)

により、市長の専決処分の範囲は以下のように定められている。(1)市営住宅の不正入居者に対する住宅明渡しについての和解及び調停に関する事、(2)一件五〇〇万円(昭和五十五年三月十一日の改正による)(交通事故の場合は自賠法による保険金額の最高限度額)以下の損害賠償額の決定に関する事、(3)目的の価額が五〇〇万円(昭和五十五年三月十一日の改正による)以下の訴えの提起・和解又は調停に関する事、等。

〇専決処分についても議会に必ず概要を報告する。

M市〇「市長の専決処分事項の指定」(昭和五十九年一月十七日改正)により、以下のように定められている。(1)市営住宅の管理上必要な訴えの提起・和解及び調停に関する事、(2)M市住宅新築資金等貸付条例に基づく貸付金の償還に係る訴えの提起及び和解に関する事、(3)一件五〇〇万円未満(保険でカバーされる金額を含む)の損害賠償額の決定及び和解に関する事。

N市〇「N市職務権限規則」(昭和五十一年七月五日制定)により、賠償金に関し、一〇〇万円未満(保険を含む)は部長専決、五〇〇万円未満(保険を含む)は助役専決、それ以上は市長専決となる。

〇交通事故に関しては、自賠責保険の最高限度額以下は専決処分ができる。

〇専決処分の場合も議会に報告する。

O市〇「市長の専決処分事項に関する条例」(昭和三十五年三月二十五日)により、地方自治法一八〇条にもとづき、専決処分事項として、一件五〇〇万円以内において損害賠償の額を定めることができる。この際、保険でカバーされる分を差し引くことはしていない。その他、五〇〇万円以下の訴訟の提起、和解および調停等も専決処分事項

である。

○ただし、五〇万円を超える場合にも、議会を招集するいとまがないとき等には、地方自治法一七九条にもとづいて、専決処分を行っている。

P市○『地方自治法第一八〇条第一項の規定による市長専決処分事項』（昭和四一年二月二六日）により、専決処分事項として、一件一〇〇万円以内において損害賠償の額を定めることができる。ただし、交通事故による損害賠償で自動車損害賠償保障法にもとづく保険金があるときには、それでカバーされる分を除く。なお、賠償額が全部保険で補填された場合には、専決処分の対象とはしないという処理がなされている。

○一〇〇万円を超える場合にも、地方自治法一七九条による専決処分を行うことがありうるが、昭和六二年には、一件もなかった。

○今後、一〇〇万円という基準を引き上げること、および、損害賠償以外の項目を設けることを考えている。

（五）決裁の経路

L市○損害賠償の処理（交通事故に係るものを除く）において、(1)重要なものは市長まで上げ、(2)その他のものは局長まで上げればよい。公務中の交通事故に係る事案の処理については、(1)重要なものは局長まで、(2)その他のものは課長まで上げる。

○訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てについては、(1)特に重要なものは市長決裁、(2)通常で重要なものは局長決裁である。

○仮差押え・仮処分及び支払い命令の申立ては、重要か否かにかかわらず全て部長決裁である。

M市○(1)訴訟・和解・斡旋・調停または仲裁に応じること、(2)訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て、(3)仮差押え・仮処分及び支払い命令の申立て、(4)訴訟代理人の指定、(5)損害賠償の処理、(6)公務中の交通事故に係る事案の処理、は市長決裁である。

N市○顧問弁護士への依頼は、企画管理部長決裁である。

○重大な事故については市長まで上げる。

O市○損害賠償や補償についての最終的な決裁権は市長にあるが、実質的な決裁は部長レベルで行い、三役以上に相談するかどうかも、部長の判断で決められている。一〇〇万円以内の範囲では、だいたい、部長までで決裁している。

○契約の決裁については、金額に応じて、決裁規定がある。

○原課が締結した契約は、担当の課長・部長の決裁の後、すべて文書法規係の審査にかかり、さらに、総務課長補佐、総務課長の決裁を経て、支出が伴うときには、予算関係の課をまわり、最終的には市長が決裁するという経路をたどる。なお、文書法規係の審査をめぐる事務処理の合理化という観点から、二年前に、契約書のひな型をより整理した。

P市○損害賠償に関する示談の決裁権は、額に関係なく、市長にある。

○訴訟の提起の決裁権も、案件の大きさに関係なく、市長にあるが、実質的には、主管部長の段階で決められている。

○議会の議決事項以外のものについては、決裁に段階的な要素が加えられている。

○現在、契約書等はすべて文書係の審査にかかることになっているし、「文書事務の手引き」書がないので、文書係の事務量はかなりのものとなっている。この状況を緩和するため、市独自の「文書事務の手引き」書を、

県のもの等を参考にして作成したが、予算の関係でまだ製本されていない。

○条例・規則等は、原課と、それに関する関係課の決裁を経て、文書係の審査の後、助役、市長に上げて行くという経路をたどる。

（六）弁護士を選任

し市○顧問弁護士（一名）という形をとっている。選任経過については不明であるが、現在の顧問弁護士には既に一〇年以上お世話になっている。

○顧問料は月毎に支払い、それとは別に事件毎に報酬を支払っている。

○但し、大きな損害賠償請求事件、国家賠償法関係の事件等の難事件では、顧問弁護士とは別に、東京の弁護士に依頼することがある。

○病院の弁護士については、保険会社の専属の弁護士（二人）をお願いしている（保険会社からの依頼に基づく）。
M市○顧問弁護士（一名）という形をとっている。現在の顧問弁護士は、二代目で、地元の大学を出て地元で活躍されている方で、初代の方の推薦で選任され、既に一四年もお世話になっている。

○顧問料は月毎に一一万円を支払い、個々の事件については一件毎に契約を結び、一般の弁護士報酬基準と他都市の状況を見て金額を決め、着手金と謝礼金を一括して支払っている。

N市○顧問弁護士（民事関係一名、刑事関係一名）という形をとっている。

○顧問料は年毎に支払い、それとは別に事件毎に○〇県の弁護士会の基準で報酬を支払っている。

○市○二名の顧問弁護士を置いているが、一方は、実質的には法律事務所（三名）である。

○顧問弁護士間の分担は、一応、民事事件か行政事件かによっているが、必ずしもそうではない場合もある。

○報酬については、顧問料という形はとらず、嘱託職員としての一定額と、事件ごとの報酬を支払っている。

○日常的な相談の頻度は、月に一度くらいである。

○顧問弁護士以外の弁護士を選任することは原則としてない。ただし、現在、医療過誤の訴訟について、保険会社の方から、保険会社の顧問弁護士でないといけないという指定があったケースで、その弁護士と市の顧問弁護士の二名を選任している。

P市○顧問弁護士（一名）という形をとっているが、訴訟の場合、必ずしも顧問弁護士を代理人とするとは限らない。

○報酬については、顧問料の他、事件ごとに、着手金と成功報酬を支払っている。

（七）損害賠償額の算定基準

算定基準の名称はインタビュー時に言及された形にする。従って、正式名称で言及されていない場合がある。

L市○内部で作成したものは特にない。既に経験した類似の事例・判例、他都市の状況等を総合的に見て判断している。

○保険の範囲や日弁連の算定基準を重視している。

○書庫に「判例時報」・「判例交通事故損害賠償法」（新日本法規）がある。

M市○保険会社から内々にいただいた保険会社独自の非常にわかりやすい図がある。

○過失相殺については判例集を見る。判例集にない場合は保険会社に電話をして聞く。

N市○環境部交通安全対策課では、過失割合は判例タイムズや日弁連の基準を参考にしている。また、交通安全対策

課で永年勤務していた方がN市民の交通相談の窓口を開いているので、その方に相談している。

○市○自動車事故については、全国市有物件災害共済会の資料、および「別冊判例タイムズ第一号」。

○道路の管理瑕疵については、全国市有物件災害共済会の資料。

P市○自動車事故については、自動車損害賠償責任保険損害査定要綱、全国市有物件災害共済会の算定基準、および「判例タイムズ」。

○その他の事故については、損害賠償責任保険に加入している場合には、その算定基準により、それ以外の場合には、判例等を参考にして算定することになる。

（八）賠償責任保険への加入

ここでも、保険の名称はインタビュ時に言及された形にする。従って、正式名称ではない場合がある。

L市○自動車賠償責任保険、またゴミ収集車・大型バスに限って全国市有物件災害共済会の保険、さらに道路賠償責任保険、日本体育・学校保険センター、全国学校災害賠償保険、施設管理賠償責任保険に加入している。

M市○自賠責保険、全国市有物件災害共済会、道路賠償責任保険、日本体育・学校保険センター、学校事故共済。

N市○自賠責保険、全国市有物件災害共済会、道路賠償責任保険、日本体育・学校保険センター。

○市○自動車事故については、強制保険の他に、任意保険として、全国市有物件災害共済会に加入している。

○道路の管理瑕疵については、民間の保険会社の道路保険（回答のまま）。

○医療過誤については、民間の保険会社の公立病院保険（回答のまま）。

○その他、学校の校舎の保険、公園管理の瑕疵に関する保険、児童・生徒の安全会（回答のまま）。

P市○自動車事故については、自賠償の他に、全国市有物件災害共済会の自動車損害共済に加入している。

○市が所有する建物については、全国市有物件災害共済会。

○道路の管理瑕疵については、全国市有物件災害共済会の道路保険。

○学校事故については、校友会みたいなもの（回答のまま）。

（九）マニュアルの作成・利用

L市○なし。

M市○なし。

N市○なし。

P市○一般的なマニュアルは存在しない。

（一〇）市長部局以外の部局における紛争処理

L市○市長部局と同様である。但し、病院については、訴訟になった後は、病院が医療過誤専門の弁護士を雇い独自に対応する。

M市○事実上、市長部局以外の部局においても、議事法制係は相談業務に応じている。但し、水道事業に関しては相談を受けていない。

○M市自動車事故処理委員会は、市長部局の自動車事故に関してのみ扱うから、市長部局以外の部局には関与し

ない。

N市○市長部局同様、各原課が紛争処理にあたる。

○市○公営企業法が適用される企業局では、議会に提案するものに関り、文書法規係が審査するが、紛争の処理については、企業局の庶務課が総括的に担当している。

○市立病院においては、病院の責任者が処理する。

○市長部局以外の部局であっても、教育委員会や消防においては、市長部局同様、文書法規係が関与する。

○なお、市長部局以外の部局が管理している車両の保険をめぐる関係では、市長部局同様、管財課が関与する。

P市○市長部局同様、文書係が関与するが、水道局等の公営企業においては、法務処理担当者がいる。

（一）法務担当者の研修

L市○内部では特に行っていないが、自治省等の法令実務研修にはなるべく新人を参加させている。また、年二回の指定都市の法規主管者会議や年一回の八都市の準政令指定都市の会議があり、意見交換等を行っている。

M市○年一回、八都市の準政令指定都市の会議にでている。

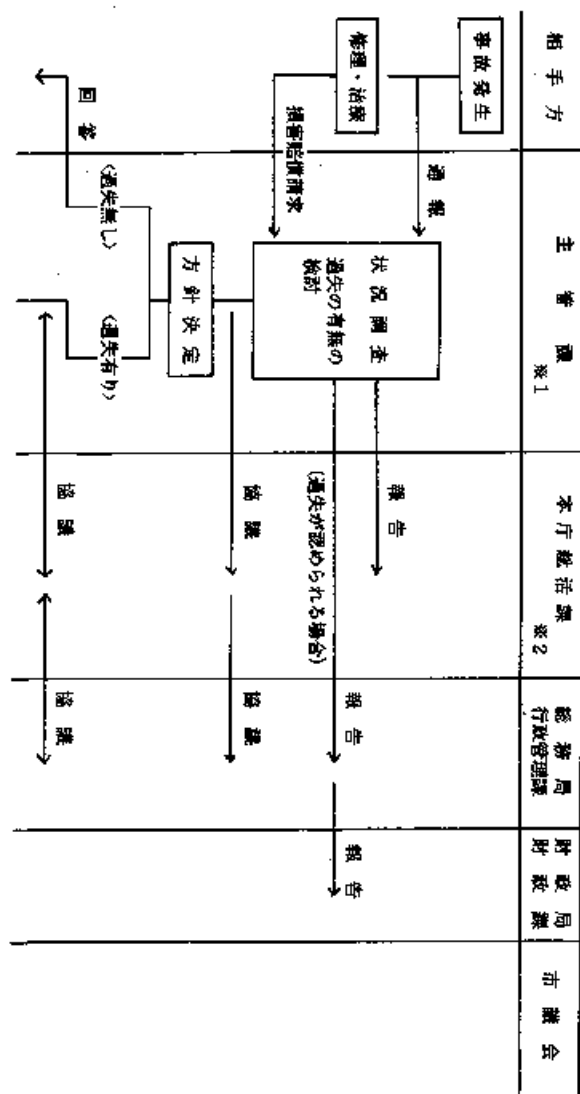
N市○なし。

O市○文書法規係に新たに配属された時点で、県が行う法務担当者の研修に一回参加する他は、専ら自己研修に委ねられている。

P市○年に二回、県内一四市で構成されている法制執務担当会議に参加している。そこでは、それぞれの市が経験したケースをめぐって議論が行われ、県の地方課がアドバイスするという形で研修が行われる。

○日本経営者協会が主催する二・三日の研修、および、市町村会の研修所に一〇日あまり、職員を派遣している。
○その他、一般職員の研修の中に、地方自治法や民法、ケースの解明等を組み入れているし、また、市が七割負担する通信教育で民法等を職員が勉強している。

図1 L市における損害賠償事務フロー



二、一次資料（抜粋）

（一）市

市市に関しては、面接調査記録と当日配布された資料の中から「昭和六十二年度市機構図」、「行政管理課の組織と事務分掌」、「市における過去五年間の訴訟状況（六三、四、一四現在）」、「過去五年間の損害賠償件数総括表」及び「損害賠償額の決定方法別件数総括表」を掲げる。

（資料二）面接調査記録

市市に関する面接調査は、一九八八年二月一八日に行われた。その関係者は下記の通りである。

回答者 総務局行政管理課長

同課法規係長

質問者 宮澤節生・榎村志郎

記録 伊勢田道仁（神戸大学大学院法学研究科博士後期課程）

以下、面接調査記録の本文である。

答○今日、一応三時から大体五時ぐらいまで、簡単に私共の方で用意した資料がございますので、まずそれをご説明させていただきます。

宮澤○それは、ありがとうございます。

答○うちの場合は、それぞれ主管課が対応を行うというのが、まず第一義で、それぞれの課で示談交渉がこじれた場合になって、法的問題、法的な範囲として、どこまでなら相手と折り合えるか、というようなこじれた

場合の相談が来るということで、うちがかんでいく、というのが、通常のパターンですね。

宮澤○それでは、せっかく順番に並んでいますから、大体こういう形で、一通りお話をうかがいたいと思います（後掲・資料二参照）。

答○うちの行政管理課は、総務局の中に所属していますが、そこにございますように係が三つありまして、そのうちの法規係がこの種の問題の相談をうける、ということになっております。そこでは、条例・規則、公告式に関する事、解釈の意見に関する事、ということ、この種の事務についての関わり方を持っているということでございますね。

宮澤○法規係ができたのはいつ頃なんですか。

答○これは、うちが総務局の総務課の時代からあったですね。だから数十年ぐらいですか。そうですね、文書係が法規担当の時代もあったのですが。

宮澤○総務課の中に。

答○それは三〇年代頃だったと思います。

宮澤○ということは、行政管理課自体がもともとは総務課の一部だった、と。

答○そうです。うちが指定都市になった昭和五五年に総務局総務課の法規係・訟務係の仕事と事務管理課の一部の仕事を受け持つ課として、新たに行政管理課を発足させました。

宮澤○政令指定都市になると、行政管理課というような名称のものが分かれてくるというパターンは……。

答○そういう必然性はありません。指定都市でも行政管理課を置いているところと……。むしろ行政管理課という名前で置いているところの方が少ない……。

宮澤○市もそういう名前で作っているのですが。

答〇〇〇なんかも、確か法制課だったですが、(指定都市の中でそうしているところが)四つから五つくらいある。

文書課ですとかね、あと行政課、総務課でやっているところがあります。

宮澤〇この中で、事務管理係というのは、伝統的な用語でいえば、文書機能という感じになるのですか。

答〇そうですね。いわゆる文書課という言葉で取り扱っている内容と、あとOAの関係でもあるし、事務改革というか、行政改革的なものも一部取りこんで、事務管理、という、あれですね。

宮澤〇この訟務係という……。

答〇裁判事になった場合は、すべてここが……。準備書面等は、一応主管課が作成するということになっているのですが、実質的にはうちの訟務係が弁護士と協議しながらすべて作っています。裁判事になっているのは、すべてここにある程度主導権をとって、相談に応じるなり、裁判所に出廷したり、という訴訟事務そのものを行っています。

宮澤〇訟務係というのを置いているということは、非常に珍しいと思うのですが……。

答〇そうですね、うちも訟務係以前は、法規係の中で……。

宮澤〇一部だったんですか。

答〇そうですね。法規係の数人でやっていました。

宮澤〇いつ分かれたのですか。

答〇指定都市になる前ですけれどね。総務課の時代……。

答〇何か、それなりの理由があったのですか。

答〇訴訟の数量的なものだと思います。一つの係の中で、法規もやりながら裁判事をやるというのが限界に達した、ということだと思います。

宮澤○それで、法規係と訟務係の関係はどういうことになるのですか。

答○直接的には、関係ないといっているでしょうね。実際、法規係で相談をうけていた事件が、裁判になれば訟務係が引き継ぐ、と。通常の場合は、法規係が相談を受けて、そのレベルで、お互い示談交渉がまとまりますから、訟務係までくるとは原則的ではありません。むしろ、うちの法規係として相談を受ける暇もなく直接裁判になるというようなケースが、訟務係の扱うケースとしては多いです。法規係から訟務係へ事件がこう移っていく、というケースは、非常に少ないです。

宮澤○法規係で、インフォーマルな交渉の段階で関与する暇もなく、というのは、大体どういう発生の仕方をするわけですか。

答○急に、訴えられるわけですね。

宮澤○ああ、事前の交渉なしに。

答○だから、交渉なしに、といえば、当初から、うちの方では、市としては、いわゆる損害賠償的な、過失的な問題は一斉ないということで、相手方に担当課がご相談もしてお話もしてる。で、一応、納得したか、と思うような段階が一時期あって、後に提訴になったり、そういうものも全くなく、急に提訴が来ることもあります。

宮澤○前の類型の場合でしたら、法規係は全く知らないというわけではないですね。

答○そうですね。損害賠償の主管課が何らかの交渉をして、法的な問題でこじれば、必ず相談がありますが、これも主管課自身が、これは法規に聞くまでもなく、過失ゼロだと、うちはもう何も悪いところないと思って堂々と交渉していれば、うちには連絡は来ません。

宮澤○各原課に、それぞれ、この法規、あるいは訟務とはいわないまでも、紛争処理を担当するというのが一応

要請されているような職制というのは、存在しているものなんですか。つまり、係長とか主事とかいった形で、そういう紛争処理の担当者というのが……。

答○そういう風に特命事項的に紛争的に抱えてるのはないですね。教育委員会総務課が一応、法規担当という形でとりまとめているんですが。

宮澤○ああ、教育委員会の中のね。行政委員会だからですかね。たぶん、市役所の組織図（後掲・資料三参照）を見ながらお話をうかがった方がいいと思うんですけど……。この行政管理課、あるいは法規係、訟務係が担当する範囲ですが、市長部局以外は別な処理の仕方になるのかどうかということですが。

答○いや、そうではないです。いわゆる教育委員会関係なんかも、事實上、相談は受けてます。教育委員会に限らず、公営企業……。

宮澤○水道とか……。

答○ええ、いわゆる○○市の組織に関わるところからは、すべて相談は受ける態勢になっています。通常、病院の方はですね、医療訴訟が結構あるんですが、病院が専門の弁護士さんをその都度雇って独自に対応します。だから訴訟になるのかわからない状態で、ちょっと法的な見解を聞きたいというような場合には、相談にみえます。

宮澤○ということは、病院関係の訴訟を除けば、おおむね、こちらの方が担当することになるわけですか。

答○事実上、そういう風になってますね。

宮澤○それから、公共交通は……。

答○市営交通は持っていないのです。幸いなことに。

宮澤○そうしますと今度は弁護士さんについて、顧問弁護士という形では抱えておられるんですか。

答○市の顧問弁護士が一人おります。

宮澤○その方は、どういう経歴の方なんですか。例えば、元、市職員であった、とか……。

答○最初から弁護士さんです。

宮澤○いつからそういう地位におられる方なんですか。

答○もう長いですよ。十年以上じゃないですかね。

宮澤○〇〇さんがこういう分野に入られから、もうすでにこの方……。

答○ええ、もちろん。三九年からでしょう。

宮澤○一人なわけですね。どういう契約になつてゐるわけですか。

答○顧問料を毎月、いくらという形で払っています。

宮澤○病院の方は、また別の方なわけですね。

答○そうです。公営企業としての病院が自分で雇う……。

宮澤○その方も〇〇で開業されてゐる方なんですか。医療過誤の専門……。

答○だと思ひますよ。地元の〇〇弁護士会に入つてゐる人だと思ひます。保険の方で、最近病院がよく入つてゐる医

療事故に備へた保険があるんですよ。公営企業の、いわゆる市民病院は、その保険に入つてますので、

保険会社の専属の弁護士みたいな方がいるんですよ。二人ともそうだったかな……。〇〇火災でしたっけ……。

…ま、ちよつとそこところは私の記憶が違ふかもしれませんが。地元の人ではないかもしれませんが。

宮澤○いずれにせよ、病院の方はその保険会社の関係で。

答○ええ、保険会社の方が、この弁護士さんをつけてくれ、と言われるようですね。

宮澤○病院に対してですか。被保険者に対してですか。

答〇はい。で、何か裁判になった場合は、この先生に頼んでくれ、と。二人ともそうなのかなあ……。その辺はちょっと、直接頼も合わせたこともありませんが。

宮澤〇一応、市の顧問弁護士という形で一人おられる、と。その方以外に弁護士さんを代理人として依頼されることはありうるわけですか。

答〇事件によってあります。

宮澤〇それは、全くこちらで判断されるわけですか。あるいは弁護士さんの意見で判断されるわけですか。

答〇今は、こちらの判断で、顧問弁護士以外の人に頼みます。

宮澤〇そうすると、その顧問弁護士さんが顧問弁護士ではない方と違ったサービスをしているという可能性を考えるとすれば、それは日常的な相談業務ということになるわけですか。つまり、訴訟になる以前で、その弁護士さんに相談できる、と。

答〇はい。

宮澤〇そういうものは全部、その弁護士さんのところへ行く、と。

答〇まずそうなります。顧問弁護士に相談に行く、と。

宮澤〇それで訴訟の段階になると、事柄によってはおち々と違う……。

答〇ま、ほとんど顧問弁護士をつけてますね。ごく一部の特殊な訴訟について、別の先生を頼む……。非常の難事件については、東京の弁護士さんをお願いすることもあります。

宮澤〇そういうご経験、あるんですか。

答〇ええ。

宮澤〇例えば、どういうタイプの事件ですか。

答○大きな損害賠償請求事件、国賠法がらみの賠償請求事件でお願いしているのが、二件。

宮澤○弁護士さんに依頼される時に、原課が直接、ここを通さずに弁護士にコンタクトするということはありませんか。

答○訴訟になった場合は、すべてうちを通します。

宮澤○訟務係がやるということになってるんですか。それ以前の段階で、どこかの弁護士さんに相談しているということがありますか。

答○それはまずないでしょう。

宮澤○それでは、賠償事務のフローというところに進んでみようかと思えます。

答○損害賠償事務についての基本的な対応を行うのが主管課、ということになります。で、自動車の事故の場合には、それぞれの局、あるいは区の総務課が主管課となるという、一応のルールがございます。主管課と常に密接の連絡をとる立場にあるのが、総括課。自動車事故については、総務局の総務課、道路の事故については、建設局の管理課、以下、それぞれ事故の種類によって、総括課が決められております。通常、事故発生がありますと、当然、主管課に通報があると同時に、主管課で事故の調査、過失の有無、立上り初動調査を行う。それで当然、第一義的な方針決定は、その時点で、本庁統括課に合わせて、うちの方にもやはり事故報告というのが回ってまいります。

宮澤○（書式類（資料省略）を見ながら）これはどの段階で使われる書式なんですか。

答○発生速報、それから、事故発生報告書、この二種類があります。最初のものが第一報で飛び込んできて、もうちょっと事実関係等、経過等を踏まえてから、事故発生報告書という形で、統括課、行政管理課、財政課へ回ってまいります。

宮澤○状況調査、過失の有無の見当、と。で、その下の方針決定というのがありますね。

答○一応、過失の内容を見当した上で、どう対応するか、責任ないとするか百万円ぐらいで手を打とうという方針にするか、一応、主管課が本庁統括課および行政管理課と協議をしながら決定する。で、そこから決定内容に基づいて相手方と交渉に入ることなんです。

宮澤○状況によって過失があるかないか、あるいは、あるとして、どの程度あるかということをお断するための資料というのは、何か基準として使われている資料のようなものは、あるんですか。

答○うちの内部で持つてゐるもの、作つてゐるものはありません。だから、既に経験した類似の事例、判例、他都市の状況等を総合的に見ながら、五割とか七対三というようなことは出します。こういう場合にはこういう過失割合、というような独自で決めているものはありません。

宮澤○ということは、他市の例とか判例をまとめたような文献というのはあるんですか。

答○ええ、それは、随時、図書館、というのもおかしいですけども、図書館に、そういう文献物を収集して保存して、いざというときにそこから資料を引っ張り出す、と。

宮澤○代表的なものを二、三、あげていただくと、どういふものなんですか。

答○これはどこでも使っている判例、道路事故の判例とか、百巻くらい、こう、ずらっと並んでいるのがあります。『判例時報』はあります。どこの研究室にもあるようなのと同じようなものです。

宮澤○そうなんですか。行政機関対象に沢山文献を出してゐるような出版社がありますよね。そういうところで、例えば自治体向けに出してゐるような、分野別の判例集のようなものとか、そのような出版物というのは、あるんですか。

答○自動車事故については、かなり綿密なものがあります。これは総務局の総務課が統括課なので、そこに十数

巻……。事故についての判例なり……。

宮澤○それは、どこで出してるのですか。

答○新日本法規だったと思いますがね。『判例交通事故損害賠償法』です。

宮澤○それは加除式かなんかで。

答○ええ、加除式ですね。

宮澤○新しい判例がくるんですか。そこで、まあ、方針決定、というわけなんです。主管課の、方針決定の時点での決裁というか、決定の最終的な責任者は、誰になるのか、ということですけど。

答○中身にも、当然、よるんですが……。

宮澤○例えば、何千万円であれば……。

答○主管局長……。

宮澤○局長ですか。その段階では。

答○決裁は、そこら辺のところの決裁で一応方針が決まる、と。

宮澤○まだ、示談するとかしないとかいう段階でもないし、ということもあると思うんですが、実質的には、市として、どちらの意見が影響力を与えるんですか。こちらの意見なんですか。

答○うちの方は法的に見て、この幅のうちであれば理屈はつく、というのを示しているわけです。それをうけて、主管課が、よし、じゃあ、ということとで相手と折衝、交渉して決めますので、実質的には主管課、主管局が最終的な決定をする。

宮澤○その場合に、事故発生の通報があつて、相手方から当然損害賠償の請求があつたりしますね。そういう時に、大体、どのクラスの方が交渉に応じるものなんですか。このレベルの段階であれば。

答○課長クラスでしょうね。それより上が直接出てくるのはまずないでしょうね、当初の段階から……。それで

すね、学校事故で、死亡事故であれば、可能性としては、課長以上が出る……。

宮澤○通常は、大体、原課の課長。

答○節目節目には課長がですすね。それ以外のところは、担当の係長クラスが一応おうかがいして。金額についてのこういう評価があった、とかね、そんなのは、まず、立場上の責任としては、主管課長がメインです。

宮澤○そういう場合の非公式な交渉の段階でこのようにやりなさい、あるいは、こういうことは言うべきではない、とかいうようなマニュアルはあるんですか。

答○それは作ってませんね。マニュアルというのはいないですね。

宮澤○あるいは（こういう事故の担当者それぞれの局で）研修をなさるとか。

答○いや、研修もやってませんね。

宮澤○それであ、方針決定ということになりまして、過失があるかないか。

答○ええ、過失がなければ、残念ながら、損害賠償には応じられません。

宮澤○つっぱねてしまう、と。

答○過失がある場合には、具体的に、過失割合、損害賠償をつめる、と。

宮澤○で、損害賠償、過失相殺の検討ですが、ここでもまた、一応手元になんらかの資料、あるいは判断の基準が必要だと思うんですが、例えばどういうものを使われるわけですか。

答○過去の○○市で実際におきた事例と判例が中心ですね。

宮澤○例えば、自動車事故に関するいろんな出版物がありますけど、どんなものを使つてらっしゃいますか。

答○過失割合なんかについては、東京地裁のものをベースにして……。

宮澤○交通事故以外は、どういう風に判定されるんですか。

答○交通事故以外はまさに、今までの経験で、判例中心になります。

宮澤○弁護士さんは、この段階ではまだ出てこないんですか。つまり、表に出るという意味ではなくて、こちらから相談されるとか、あるいは原課の方が相談されるとか、そういう形ではでてこないんですか。

答○あまり早いうちから弁護士さんのところに相談に行くことは、事実上ありませんね。かなりのところまで一応事務的につめて、その上で、いわゆる法的な実務家の目から見ても、世間で通る話がどうかというところ、二つの道のね、分かれ道ぐらいのところを聞きに行くことはあるかもしれませんが。

宮澤○相手方に弁護士さんがついているというような場合だと、早い段階からこちらの弁護士さんに相談するとか。そうでもないんですか。

答○うちの場合は、そういうことはありません。直接、主管課が相手方の弁護士と……。

宮澤○話をされるわけですか。そこで、損害賠償額、過失相殺の検討で交渉に入ると、もちろん過失なしといってつっぱねても、相手が引き下がりなければ交渉が続くわけですね。合意ができればいいですけど……。

答○当然、できない場合が裏側の方に……。

宮澤○でできますけどね。

答○それは訴訟、という……。

宮澤○そっちの話はまた、後でどうかがいえることにして。一応、裁判外で示談という形になるときに、こちらが認める責任の内容、程度、それから金額いくら払うことに合意するかという金額、両面ありうと思うんですが、専決処分議決か、最後にあるわけですから、起案するのも、そうすると主管課の属する局の局長とか、そういうことになるんですか。

答〇ええ、物によって……。

宮澤〇これは、何か資料があるんですか。

答〇（資料（省略）の）一番最後の……。

宮澤〇金額なんかによるわけですか。

答〇いえ、重要なものと、その他のものと。重要なものは市長、その他の物は局長です。

宮澤〇（資料（省略）の）損害賠償の処理という項目ですね。

答〇三九ページですね。交通事故は別ですね。

宮澤〇交通事故に関わる事業は、重要なものでも市長ではないわけですね。局長でいいわけですね。

答〇局長と、局長ないしは課長です。

宮澤〇もちろん、市長なり局長なりが実質的な内容までいちいち立ち入って、あれこれ言われるということは、多分ないんだろうと思いますが。

答〇相当な、本当に世間を騒がすような大事件になったりすれば別ですけれどね。（議会で）質問が出るようなものについては当然、市長、助役に話をしますが、通常の場合は、具体的な話は、決裁をしていたかどうかというだけです。

宮澤〇そこで、この額なんですけど、例えば保険があつて、保険でカバーされる範囲であれば、ある程度、向こう側の要求に譲歩してもいい、あるいは示談しやすい、と。しかしそれを越えるような金額になりそうな場合には、やっぱり示談の可能性が低くなるのか。そんなようなことはあるんですか。

答〇うちは一応、原則として自賠責の基準、これをまず一番に考えてますので、これで折り合いがつけばいいんですが、その次に出てくるのが、日弁連の基準です。ま、日弁連基準の方が通常高く出ますね。その範囲内

で交渉する、ということですが。

宮澤○保険は、どういう保険に入っておられるわけですか。自動車賠償責任保険、これは強制、それから全国市有物件共済会の自動車の任意。これは、ゴミ収集車両についてだけ、任意の保険にも入っておられるということになるわけですか。

答○ええ、市有物件共済の。収集車両とか大型バスとかですね。

宮澤○それから道路賠償責任保険。それから下水道、学校、保育所は、日本体育・学校健康センターと全国学校災害賠償保険。この両者の関係はどういうことになるわけですか。どちらかが先にカバーをして、それを越える分についてどちらか……。

答○そうですね、前者が先にカバーしますね。法律の規定がありますので、これで損害賠償免除になりますから、これがまず填補になるのが後者です。そういう関係になります。

宮澤○次が施設管理賠償責任保険、と。そうすると、おおむねこれでカバーできる範囲で折り合いがつけば、相手側が同意してくれるのであれば、比較的、処理というのは簡単になるわけですね。仮に責任を認めるにしても、そういうわけにはいかないんですか。

答○それはありますよね。保険で面倒みてもらえという範囲であれば、わりとこちらも提示もしやすいし、交渉もしやすい、というのは事実ありますね。

宮澤○そういう場合に、こちらからの対応で、責任の有無という判断にも影響与えるかどうか。

答○本来、それは別ですから、保険が出るから、まあ相手の言うこと認めてやろうか、とかいうことにはならないはずですよ。

宮澤○実際どうかということですけど。

答○實際ならぬです。主管課の方が、保険入っているからといって来られる場合もあるんですけど、事情聞いてみると、市に責任がないような場合は、それはとても、ということになりますから。

宮澤○こちらの判断としては。

答○ええ。

宮澤○主管課だけにまかせておくと、そういう傾向、可能性、ありうるんですか。

答○めったに事故がおこらないような課であればですね、保険が出るんだから、保険会社の判断があれば、というような傾向があるかもしれません。憤れている課というのは、そんなことないですけれど。

宮澤○あるいは相手側が市民の場合と、そうでない場合とで、なんとなく少し対応が変わってくるのかいうことは、ありうるものですか。

答○相手側ですか。それはないですね。法的な立場であれば、いかに関わらず、通すべき筋は通してはるはずですから。それをはずれては、絶対できるわけありません。

宮澤○学校事故の場合はどうでしょうね。例えば、小学校で事故がおきた、と。で、病状が固定するのが中学校、高校までかかる、と。実際、障害抱えて、そのお子さん、まだ学校に通っておられる。理論的に言えば、市としては、この場合、相手が要求する程度の責任まで認めたくないんだけれど、あまりにも気の毒だから、少し折れてやろうかというような考慮が働く、とか。

答○損害賠償については、そういう配慮はやってないはずですね。損害賠償と別の、いわゆる見舞金なんか出すと……。

宮澤○今、ちようどお話が出てよかったんですが、まず、交渉が始まりますね。そういう時に、なにがしかの見舞金かなんか持っていけるんですか。

答○場合による……。原則として果物カゴですね。そういったもので、金は持っていない、というのが原則ではありますけれども、まったく例外的な場合で、額は少ないですけども、お金を持っていくのも皆無ではないです。

宮澤○それから、損害賠償を請求してくる、あるいは、それ以前、まだ損害賠償という形で整理されていないまでも、何らかの要求をしてくる、という時に、例えば議員さんを通してくるというような事例はあるんですか。そういう場合には、どういうふうに対応されるんですか。やっぱり、少し困るわけですか。これは慎重にやらなきゃいけないと、いう風に。

答○当然慎重にはやらなければいけません。どのケースもね。どのケース以上に、そりゃ、議員さんが介入してくれば慎重にやらなければいけないことにはなりますけれども。逆に、議員さんが間に立てば、交渉がやりやすい、という面もありますからね。変なゴリ押しみたいなものをすれば、議員さん自身、傷つけることになりそうですからね。相手が難しい人であるかわり、議員さんが間に立ってくれて、交渉が直接やるよりもスムーズにいくことはありますね。

宮澤○どういう案件だと、議員さんが出てくることがあるんですか。

答○パターン化はなかなかできにくいですね。

宮澤○例えば、この数年で、そういう例を経験されたことはおありですか。

答○自動車事故についてもありますし、ね。

宮澤○訴訟起案前から、相手方に弁護士さんがおられて、弁護士さんを通して交渉してくるということもあるんですか。

答○あります。

宮澤○あるいは増えているとか。

答○増えてはいない……。以前よりは多いかもしれませんが。弁護士を最初から立てて、話をしてくるというケースが、去年から今年にかけて三件ぐらいありますね。

宮澤○全体で何十件ぐらいになりそうですか。それはもう無数……。

答○無数つてわけでもないんでしょうけれども、後にも事例で出てますけれども、この五年間で、数十……。

宮澤○そういう場合の方が処理しやすいということはあるわけですか。

答○いや、必ずしもそうでもないですね。

宮澤○法律論で通じる、と。

答○全然、こっちから見たら、法律論でないようなことも弁護士さんがわりと言いますからね。弁護士が最初から出てくれば、こちらとしては、まずこれは訴訟だなど、逆に、ガード固めますね。どこをたたかれても、基本的に絶対おかしくない、というような範囲でしか、受け答えができなくなりますね。弁護士を立てるのが相手側に得か損かは、私は一義的には言えない。むしろ損になる場合があるうと思いますね。当然、行政側はビシッとガード固めますからね。

宮澤○自動車同士事故の場合に、一般市民同士の間ですと、実は保険会社同士が話をしているという場合の方が多いわけですけど、市の車輛と、それから一般市民の自動車の間で事故があった場合、やっぱり普通の場合と同じように、保険会社が出てくる、というのうなことはあるんですか。

答○市の場合は、直接交渉します。

宮澤○しかし、どうも実態は定かではない、ということですか。次に少し進むことにいたしまして、決裁区分で、重要とか重要でないとかというのを判断するのは、金額ですか。誰が、重要か重要でないかの判断をします

か。

答○事件の大きさというのが金額に比例しますんでね。金額も当然、重要な判断要素ですね。

宮澤○どなたが重要だと思えば、重要な案件ということになるのか、そこですけど。これは市長の決裁がいらないと判断されるのは、どなたなんですか。

答○法的には……。

宮澤○例えば、こちらの助言で主管課に対して、こうやりなさい、と。

答○いや、それはやってませんね。そこについては……。

宮澤○主管課の判断。

答○一応、そういうレベルのアドバイスはあまりしませんね。

宮澤○起案の責任者。

答○起案の責任者というのが、主管課長ですね。

宮澤○なるほど。その方の、要するにセンスという……。

答○当然、主管局長までは相談は……。

宮澤○した上で。

答○形式的に見て、起案責任者が、どこまでの決裁というのを決める建前です。

宮澤○その次に、まあとにかく決裁が出た、と。専決処分か議決か、と。専決処分のできるのは、どういう場合なんですか。

答○五〇〇万で切っています。五〇〇万を超えるものと越えないものと。

宮澤○自動車損害賠償補償法により……。

答○交通事故については自賠責の最高限度額以下であれば専決できる……。

宮澤○なるほど。かなり大きいですね。金額が。他の市の場合……。

答○五〇〇万自体が高い。

宮澤○ええ、高いですね。

櫻村○政令指定都市になった時に上げた……。

答○まあ、上げたといっても……。

宮澤○ということは、政令指定都市であれば、これぐらいの金額が普通だろうかという……。

答○そうですね。なるべく、並び見ますから、特別突出してはいないと思いますがね。

宮澤○ということは、政令指定都市になられた前は、五〇万だったわけですね。

答○そうですね。

宮澤○〇〇市も五〇万ですが。今も五〇万なんです。しかも、これが、自賠責の範囲でも、全部議決で。ですから、大体、五〇〇万というのは、まあまあ妥当な金額ではないかという感じですか。もつと引き上げた方がいいんじゃないか、という意見は……。

答○表立った議論としてはそれは、ないですね。

櫻村○金額が五〇〇万になったのは、五五年の改正……。

答○そうですね。五五年の三月一日。

櫻村○その後、六一年の改正は。

答○これは規定の実質内容の変更ではありません。

宮澤○全部五〇〇万というのは、かなり高いところになる感じ……。

櫻村○五〇万というのは、二八年に定められた、最初の条文に決められた……。

答○ちよつと、そこは記憶にないんですけれども。

宮澤○そうしますと、交渉は、できるだけ五〇〇万の範囲におさまるように努力する、そういうことになるわけですか。

答○安くしようとは思いますが、特にその時に、専決、議案の別を意識することはないですね。原局はそうでもないですかね。うちでは意識しないですけれど。主管課長さんの考え方が作用するところでしょうね。非常に重く考える人と、ま、そんなのは結果よ、といってやる人と、そこは二通りに分かれるでしょうね。中には専決の範囲内で納めたいというのを非常に重く考える方も、いらつしやるかもしれませんね。

宮澤○それは、現場で聞いてみないとよくわからない。

答○額がちようど五〇〇万前後でいけばですね。通常はそういう風にいいからにはるかに越えるケース……。もう一千万、二千万になりますと、これは、あきらめてますから。議案に当然出するものだと思うてますから。その辺のさかい目になる事案は、そう多くは……。

宮澤○そんなにあるわけではないし。

櫻村○議案に出したくないような内容の事件というのは、ありますか。

答○全部、ですか。（笑）不祥事ですからね。こういうような損害が、市が金を払わなければならないのは、みんな出したくないんですが、いずれにしろ、専決にしたって、報告案件として、議会に必ず出しますのですね。概要まで付けて。議決を受けるのと、専決で報告するのでは、議会でこうチェックされるという意味では、あまり差はないことが多いですね。

宮澤○議決が必要だということになった場合に、議員さんがかなり実質的な質問をする場合というのは、あるんで

すか。それとも、ほとんどもうフリーパスなんですか。

答○議決にまわったのが……。

官澤○少ないですか。後で事例のお話、うかがいますけれど。

答○少ないですね。

官澤○あるいは、相手が市民であるにもかかわらず、この程度の損害賠償しかしていないのは、市としては、少し市民に対する態度が問題なのではないか……。

答○質問するほどの関心のある人であれば、その前段階からいろいろと関与してくるんだと思いますね。

官澤○当然、いろいろ関与するはずだ、と。議会が開かれていないときは、後で追認ということになりますね。市によつては、その方が都合がいいという人もいたんですが。

答○そういうことはいいですね。実例としては、それほど示談を急がなければならないという理由がないものではないから。通常は考えられないです。特別、その時期を逃したら、示談が結べないとかいう特殊事情がない限り。

官澤○待てばいい、と。

答○議会は三ヶ月に一回位は必ずありますから。

官澤○そこで、市から損害賠償を要求する場合、あるいは第一番で被告であっても、控訴する場合の手続きというのは、どういうことになるんですか。それはどういう風に流れていくんですか。

答○控訴なり、訴訟提起の伺いを起こして。

官澤○それは、やっぱりそれぞれの主管課がやるんですか。起案するんですか。

答○控訴の場合も同じですね。

官澤○例えば、過失なしと回答したというわけで、訴えられたとします。それで、残念ながら、第一審で負けた、と。それじゃ、控訴するかしないかという判断は、その段階になると、やっぱり主管課が。

答○実質的に、控訴をして争うかどうかというような内部協議は、うちなんかも絡んでやりますね。主管局長なり、総務局長というようなあたりまで、その方針を事実上うかがった上で、主管課が起案という形で書類を起す。

官澤○そして、それは、先ほどと同じような理由で、市長のところへ行くわけですか。

答○重要なものであれば、市長まで。

官澤○例えば、訴訟になったものは、全て市長へ行くということですが、控訴するかどうかというのは、そういうわけでもないんですか。

答○そういうわけでもないですね。

官澤○その辺は、資料（省略）には書いてないような気もするのですけれど。

答○特に重要なものが、その一番下に。

官澤○ああ、ありますね。訴訟等の決定、訴えの提起。

答○ここで切れますけど。特に重要なものが市長まで。通常で重要なものが局長まで。軽易なものには課長ですか。課長はないだろうな。訴えの提起で。私の記憶では、ゴミ訴訟というのを、五六、七年ごろですかね……。

官澤○それはどういう訴訟だったんですか。

答○これは、ゴミの最終処分場をある所に決めて、方針を発表したところ、地元の方で反対運動が起った。処分場として、いろんな造成工事をしなくてはならないのですが、その差し止めの仮処分申請が提起されて、

一番で市が負けて、控訴する伺いが市長までいきましたからね。で、控訴を提起して、幸い、控訴では勝訴、確定、と。

宮澤○つまり、差し止めが問題になるようなものはすべて、重要なものになるわけですね。その建設が妨げられるわけですから。

答○とにかく、その当時のゴミ非常事態宣言のように、〇〇市としてのゴミ問題が、社会問題としても行政課題としても最重要になってた時期に起こった訴訟という意味で、当然、市長まで申し伺いということで、市長まで。

宮澤○その後、控訴して争った事件というのは、記憶にない……。

答○いや、控訴して争ったのは記憶にありますが、市長までは。あれは訴えが提起されている場合で、まだ一審中ですね。ま、受けて立とう、という事件で。

宮澤○市が原告になる訴訟というのは、どういうものがあるんですか。あるいは、どの程度あるんですか。

答○まあ、典型的なものは、市営住宅の家賃支払い訴訟、明渡し請求訴訟。

宮澤○それ以外には、ちよつと考えられないものですか。

答○一応、それ以外であるのが、市有地を民間人にお貸しして、地代を払っていただいているんですが、地代交渉が難航して、供託するというような場合に、地代の支払い請求という形で裁判になっているのが、二件ばかり。そんなもんですね。

宮澤○ということは、市にとつての法務案件というのは、圧倒的に、こちらが受けた立つ、という……。

答○市として市民を訴えるようなことは極力すべきではないというのが、まずありますね。

宮澤○市営住宅の関係のものは、どつと増えてきているとか、少し強硬な政策をおとりになるとか……。

答○そのまま、説得というようなことでやっていたのでは、相手も絶対払ってくれないのです。そうなれば、議会からものすごくたたかれるわけなんです。手ぬるいと。まじめに払っている者がバカを見る、と言われますので、それは、市としての強硬姿勢というのを市民にPRするという意味も兼ねて、六一年からかなり腰をすえて、やるように……。

宮澤○それじゃ、今度、表の一（資料省略）というところへ行きましょうか。

答○重要なものが局長で、その他のものは、課長ということになってます。局長が重要なものですね。課長決裁でやられることは、まずないですね。必ず局長までうかがいますね。

樫村○市営住宅の家賃請求事件、支払い命令申立ては、資料の分類では訴えの提起にはあたらない……。

答○訴えの提起ではありませんで、支払い命令は、分類としては……。

樫村○これは簡易裁判所に出すものですか、支払い命令は。

答○いや、これは相手方に。

樫村○簡易裁判所に申立てを發してもらうわけではない。それとも市から直接發せられる、何か特別な、督促状みたいなもの……。

答○市が直接、債務者に出してはまずですね。

樫村○六〇年まで、この家賃請求事件というのは数があるんですが、それ以後ありませんね。六一年、六二年……。宮澤○その後は、いきなり明渡しを請求するようになった……。

答○明渡し請求の中に、金の話も同じ訴訟で提起してますのでね。金も支払え、かつ明渡せと。それが全部こっちに入ってますから。この六一、六二年の方は。

樫村○滞納家賃を請求して、明渡しを請求する。

答○明渡し請求事件とはなっていますが、これは明渡しだけじゃありません。

宮澤○それじゃ、この表（後掲資料四参照）を少し解説していただければと思います。

答○これは、そこに書いてある通り、行政、民事の分で、最近五年間の訴訟の専らうちは訴えられるという立場で。訴えるのは明渡し請求と貸付料の増額請求。

樫村○地代。

答○はい、さっき言った地代の増額請求です。それ以外は、もっぱら被告として、訴えられている事件。損害賠償に関わる部分としては、民事事件の欄の左から二つ、国賠の一条、二条関係ということであっているもの、それ以外は、損害賠償以外の事件ですね。

宮澤○ということは、コンスタントに年に二件……。

答○そうですね、一件ないし二件程度ですかね。

宮澤○ということは、むしろ、この事件総数の表の方で、非公式に処理されているものの状況をうかがった方が、全体的な様子は、むしろ理解しやすいというわけですね。

答○と思いますね。訴訟になるというのは、やっぱり損害賠償に関しては、相当なものだけ……。

宮澤○（資料（後掲資料五・六参照）を見ながら）ちょっとこれ、ご説明いただければ、と思います。

答○国賠の一条、これ、五八年、五九年、二件ずつ。最近は、六〇年以降は、ゼロ。

宮澤○内訳は後で。

答○次のページですね。四件が表三（資料省略）に出ているもので、四つのうち三つが議決案件で、もう一つが専決処分、と。死亡事故、上の二つが死亡事故ですね、プールでの死亡事故。四つ目が後遺障害が起きた人、と。この三つが議決案件ででてくる、と。三つ目の専決処分は、わりと軽い事件……。その次が国賠の二条。

道路の設置管理の瑕疵が、ほとんど。

宮澤○だんだん減ってきているように見えますが。五八年から。

答○表の上では、幸いなことに。

宮澤○特に何か、理由というのはありません……。道路の管理が非常に良かった、とか。

答○当然そういう面もあるんでしょうし……。

宮澤○その次が、車輛事故、營造物の設置管理の瑕疵が、ほとんど。

宮澤○だんだん減ってきているように見えますが。五八年から。

答○表の上では、幸いなことに。

宮澤○特に何か、理由というのはありません……。道路の管理が非常に良かった、とか。

答○当然そういう面もあるんでしょうし……。

宮澤○その次が、車輛事故、營造物の設置管理の瑕疵があつて……。

答○国賠の二条が。で、三つ目の分類があつて、これは毎年二〇件程度起きてる、と。自動車事故の場合、ちよつ

と〇〇は、他市に比べても多いのかな、という感じですね。

宮澤○これはおおむね、どこに所属する自動車なんですか。

答○ゴミ収集車が六割近く、半数弱がその他のいわゆる公用車による事故という感じですね。一〇〇件のうち、

五六件がゴミの収集車の事故ですね。

宮澤○こういう場合に、自動車を運転していた職員に対しては、何か人事上の制裁というのはあるんですか。

答○どこも同じですけどね、うちも職員賠償審査会というのを設けてありまして、市が損害賠償を負ったような

ケースについて、原因者がある場合に、その人に求償させるべきか否か、年に一回ずつ……。通常、賠償を

求めるようなケースはありません。特に最近は、皆無です。後は、審査会で一応審査した人については、所属長に対して、こういうことで職員賠償審査会の結果、求償を求めないということになったけれども、こういう事故発生に鑑みて十分注意するように、という文書がいく、というところです。それを、人事課の方で記録にとどめてそういうのは、一応ないようです。

宮澤○そういう例は、このところ、例えば課長になられてから、二年間でお聞きになったことはない、と。

答○賠償を求償させたようなケースはありません。

宮澤○人事の方でどうやってるかは……。

答○一応、人事課の方へも、そういう報告はうちから出しますので、それは受領してるはずなのですが、人事記録に載せられたりすることはないと思います。刑事事件になれば別な話ですが、本人には責任なしとか、いわゆる軽過失、重過失や故意はない、ということになった場合は、いちいち記録にはならないと思います。

宮澤○それでは、個々の事件について。

答○さっきの質問が……。

宮澤○あ、そうですね。

答○仮差押え、仮処分、支払命令の申立ては、部長決裁になってます。これ、重要なものという仕分けはありません。すべて部長決裁。次長、部長というのが、権限的には非常に少ない。それと、手続きは簡易裁判所に。櫻村○訴訟件数で、これを数えると数えないでは、違うんですよ。

答○市営住宅の関係は別カウントですね。行政管理課で今、訴訟を何件かかえてるというのと、それを除いた訴訟件数で。

宮澤○督促手続を入れるか入れないかという……。

櫻村○ええ。入れると、何倍ぐらい……。

答○ものすごい数ですもの。年間百件ぐらいは、催告書なんか出してらっしゃるでしょう。

宮澤○そのうち、訴訟、ここにあげてくるようなものは、ごく一部ということになる。

答○三割ですね。催告書を出して、その催告した中の三割なんですかね。

宮澤○少し、各論へ行きましょうか。

答○各論の方は、本当に事件概要に書いてある程度の話か、こっちの方でもなかなか握みきれないのですが、（資料（省略）を見ながら）一番と二番は、いずれも学校と市営のプールにおける死亡事故と。一千万を越えるくらいの賠償になった、と。

宮澤○一般的な日本の民事訴訟としては、死亡事故で一千万というのは金額的にはどうなんですか。

答○数日前、あるプール事故で九千万の和解がありましたね。

宮澤○そうですか。

答○あれは、過失相殺で随分違いますからね。

宮澤○この、例えば一、二というのは……。

答○一の場合は、市の一〇〇％ということと算定をしています。ただ、損益相殺していますから、実際に払ったのは、共済から一二〇〇万見舞金出てますから、治療費入れて二三〇〇万……。

宮澤○これはそういう風に読まなければいけないわけですね。

答○実際に払った額というか……。

宮澤○ということは、訴えられた全部の事件についてそういう見方をしていく必要がある、ということになるわけですね。他のところから、いくら出ているかということになる……と。このAの二も、総額一千万は越える

.....

答○そうですね。やはり一三〇〇万ぐらい。

宮澤○そうすると、このAの四というのは、相当大的な金額になるわけですか。

答○そうですね。

宮澤○亡くなってなくても。こちらの方は、後遺障害ですけれども。

答○はい、Aの四は一級の機能障害になったものですから、家の改造費とか、あるいは介護料とか、そういうものが全部、算定の根拠になってますので。後遺障害の方が金額が高くなる.....。

宮澤○こういう場合も、向こう側から請求された金額というのは、相当高かったということになるわけですか。

答○そうですね。Aの四は高かったですね。

宮澤○たとえば億とか。

答○ええ、そこまではいかなかったと思いますが。億に近い.....。

宮澤○近い金額ですか。これぐらいの金額の事件になると、当然、これは弁護士さんが、向こう側の代理人として交渉の窓口になるということになるんですか。

答○いえ、この事件は、相手側には弁護士はついてなかったですね。このA一、A二、A四ともですね。Aの二

は、額でもめたというよりも、相手方の親がですね、過失相殺を認めるのが非常にけしからん、という発想で、金額は問題じゃない、と。自分の息子に過失はないことを一筆書いてくれ、ということで、なかなか示談がまとまらなかった.....。

宮澤○そういう一筆、書かれたんですか。

答○結果的には.....どうですか。示談の交渉のつめは、教育長がかなり責任をもってやるものですから。一筆書

いて済ませたかどうかは、今は定かではないですけど。

宮澤○その次に、道路の設置管理の瑕疵というのがありますが。

答○これはもうかきみません。

宮澤○多くない。七六五〇円という、ちょっと分からないのがありますけど。この類型の場合にも、先ほど言いました保険の範囲に入ってくる。道路賠償責任保険の金額は、そうすると、引いてあるわけですか。

答○いいえ。

宮澤○そうじゃないんですか。

答○これは賠償額で、あとでこの保険から市が填補されるから、実際には市の持出しはないといえますね。

宮澤○この場合は。

答○学校事故もそうなんですよ。

宮澤○実はそうなんですか。

答○ですから、一千万払ったと言いながら、その後、任意保険も入ってますから、実際には、これ填補になっていて、市の持出しはないという結果になるわけです。

宮澤○そうすると、先程の、既に支払われている金額というのは、あれはどういう……。

答○正式名称は忘れましたが、前、学校健康会というのが……。

宮澤○これですか、日本体育学校健康センター共済。これだけで、既に相当の金額が払われているわけですか。

答○はい、死亡の場合は一二〇〇万まで見舞金という形で出ますから、それはこの法律の規定で、損害賠償から差し引くようになってますので、損益相殺して。

宮澤○その上で、損害賠償額として、これだけの金額が残っていることになるけれども、それは後で、さらに別な

保険で填補される。

桧村○それが、こっちの保険になる。

宮澤○そう、六番目の保険になるわけですね。道路の方は、たいしたことがないですね。これで人が傷ついたというのはい人……。あ、四〇〇万というのがありますね。

答○これはですね、五〇歳の人なんですけれども、左足骨折と、左足関節挫傷で、入院二七〇日、通院九二日ということ、治療だけでも三二〇万からかかっているわけです。あと、まあ、休損害、慰謝料、その他で、これだけの額になる。一年以上ですね。道路の関係では非常にめずらしいですよ。

宮澤○しかし、道路の関係でもこれくらい金額のものが有り得るとすれば、やっぱり保険に入っておくという意味は、十分にあるわけですね。自治体によっては自動車の強制保険だけ入っておいて、後は自家保障でやります、という勇気のある所もないではないんですが。

答○あまり恐ろしい目にあっていないんでしょうね。

宮澤○次は管造物。この四〇〇万の場合も、相手方は弁護士なしですか。家族の方が、ご本人かが交渉されるわけですか。

答○はい。

宮澤○二〇〇〇万という、すごいがありますが、これは何ですか。

答○これはですね、学校の敷地の法面が崩壊したんです。一件は鉄筋の家が傾いたんですね。それで土砂に押しつぶされて修理不能だったんです。建て替えの額から積算しなくてはならないということで、ざっと一七〇〇万で、その隣の人が広い庭持ってたんですけど、そこにいい木が沢山あったんですね、そうした木を……。

宮澤○名木が……。

答○損害金が一一〇〇万……。それがずいぶんかさんだんですね。ですから、二人に対して二八〇〇万。

官澤○これは、例えば、敷地を造成した業者とか、そういう人は関係ないんですか。相当前、古いものなんですか。

答○古いんです。宅地造成等規制法の規制がかかる前の敷地だったものですから。今だとクリアできないような規準だったんですね。だから、業者の責任を追求する時期ではなかったですね。

官澤○あと、少し大きいという……。墓石を損傷したという……。二〇〇万……。

答○これもですね、額は大きいんですが、債権者は七名いまして、一番大きい人が一四〇万、少ない人は一六万とか一二万……。

官澤○二〇〇万の墓石とはどういう墓石かと思って……。法面が崩壊して、というのは、結構あるんですね。

答○そうですね。これは、いずれも同じ時期ですね。雨が集中的に降った時ですから。〇〇は、わりとがけ崩れが多いんですね。地盤が崩壊しやすい傾向があります。〇〇あたりも、花崗岩が風化、劣化してもろくなつた地盤がわりと似てるらしいですね。

官澤○その次、車輛は沢山ありますね。これで比較的大きいという……。それでもみんな専決の範囲ですね。議決というのはいらないですね。近いのは四二六万というのが、Dの二二というのがありますけど。

答○自動車事故の場合は、保険の範囲内は専決になりますんでね。五〇〇万よりもっとかかりますから。八九〇万ってというのが一番高いですね。九八番の。交通事故で額が高いのは、概してムチウチで治療期間が長くなる案件ばかりですね。

官澤○保険でカバーする範囲はもう専決報告だけでいい、というのは確かに非常に処理が簡単ですね。

答○合理的だと思います。ま、報告では出すわけですから。そのくらいはまかせてくなくても、議会としてもまかせてよろしかろうと、こういう判断ですね。

桎村○これは議会に出される報告のと大体同じ形式のもですか。

宮澤○概容についてはもうちょっと詳しい。

答○ええ、事件概容がもうちょっと詳しいのと、当事者の債権者の名前ぐらいですね。

伊勢田○提訴とか控訴とかの決定に際して、弁護士さんの判断というのは、どの程度重視されるんですか。

宮澤○つまり、その弁護士で負けたわけですね。

答○控訴の場合ですか。

宮澤○どのくらいいか……。

宮澤○あるいは、別の法律家の意見を求めるとか、そういう場合は。

答○事件によってはですね。さっき申し上げたゴミ訴訟、仮処分の一審で負けた時に、二審から弁護士さんを別に、別というか、今までの人もいて、プラスして控訴したことはありますね。

宮澤○それは、どうやら、どうも専門家が要なんじゃないかという……。そういう場合は、弁護士さんの方から、

どうもやっぱり専門家の援助が必要だというように申し出があったとか。

答○そういう申し出はないですね。あくまでも市の方の判断で、重要事件でもあり、先生お一人じゃ何かと大変でしょうから、というようにことで、東京の方の弁護士さんにご援助をお願いする、と。控訴にあたって、顧問弁護士さんの意見が、大きな方針決定について影響与えることは、私はないと思います。市としてどうするか、行政としての判断で、第一義的には控訴は決定します。もうちょっと法律問題が微妙にからんでくるような事件が将来的に発生すれば、弁護士さんがどう言ってるかと、控訴についてどんなお考えかというようなことを、もうちょっとこう、ぐっと重視してね、やるようなことが出てくるかもしれません。今の段階では、わりと行政判断がまず最優先で、弁護士さんがこう言ったから、というようにところが非常に大

きなウェイト占めることはなかったと思いますね。

伊勢田○行政的な判断として、この事件はどうしても勝たなければいかん、という、そういう案件はございませうか。

答○まさにゴミ訴訟の場合、それがそうですね。本当にこのままで、負けるわけにはいかんと、市をあげて、時間とって控訴した、と。

宮澤○それは単にゴミ処理施設をどこかに造らなければいけないというだけではなくて、ここに造らなければいけないという、そういう判断があるわけですか。

答○そこでなければ、もう、次の場合もないんです。

宮澤○ああ、性質上。

答○行政としては、アセスもやったし、地域住民も、できるだけのかんりのところの地元の了解もとって、もうここで行くというゴーサインを出して、正式に意思決定をして、着工ということになった時、ごく一部残っていらつした反対派の住民の方が集団でそういう申し立てをされた。その声に負けて撤退したら、もうどこにも造れない。どこでもムシロ旗が上がりますからね。そういうような意味で、絶対負けられない、と。意思決定をするまでは綿密にそこでなきゃならないという理詰めの作業は、当然してたわけですよ。それがいい加減で、そういうムシロ旗がおこる場合は、それはもう論外ですけれども、ゴミ訴訟の場合には、もうやるだけのことはやった、と。あとはもう、ここでどうしても市として着工せざるをえない。

宮澤○その後、それに近いような位置付けを持った事件というのは、裁判になっていない……。

答○一番大きいのが、これだったんですね。それにつぐ重要事件としてやっているのは、五七年の七月に集中豪雨が降りましてね、ガケが斜面崩壊し、死亡事故に至ったケースが、二件でした。それから、同じような形で損害賠償請求事件になってるケースがあります。これはまだ一審が……。

宮澤○続いてるんですか。

答○これは、それなりの重要事件として位置付けをしている、と。

宮澤○それは、基本的には、どこが市と一番の争いになっているんですか。

答○別に……。論点としては、国賠法は一条と二条……。

宮澤○もちろんそうですけど、実質的な食い違いというのは、どこにあるんですか。

答○市が責任を認めてないんですよね。うちはもう、過失なしで、最初から対応してましたのでね。遺族の方と
いうか、一つはお子さんがお二人で、もう一つは、その世帯の働き手、中心人物のような方。いずれも、こ
れはもう天災だというのが、市の基本的な主張ですよね。それに対して、ご遺族の方々が、とんでもない、
もう、その出発点のところの食い違いがですね。額で争うというような問題じゃありません。

宮澤○もう、これ、五年近く続いている……。

答○提訴したのが、五八年。ここに出ている四件のうちの二件ですね。五八年に、公の営造物の設置管理瑕疵を
四件という……。この四件のうちの二件……。

宮澤○その間、原告側は、どういう立証活動をくりひろげている……。

答○具体的な話に入ると長い……。

宮澤○まあ、係属中の話ですから。

答○ようするに、その斜面を崩れさせないようにすべき注意義務、これが、いろんなものから注意義務が、こ
ういところからもある、こういうところからもある、というのが、専ら立証の手段ですね。それから後、
以前からその斜面が、前駆現象的なものがですね、崩れる兆候が見えておったと、それを放置しておった
というあたりが、中心ですね。それぞれ証人を立てたりしてやって……。多くは、防災面で……。というよ

うなことです。斜面崩壊の予見可能性、それがあってもかわらず、不作為という違法状態を……それが原因でがけ崩れがおきたと。

宮澤○住民運動的に訴訟が市に対して提起されるのか、あるいは、訴訟にならないまでも、何か、要求が提起されるというような……。一定地域の住民が、先ほどのゴミのものを除いて、あるいは、住民団体とは言わないけれども、支援団体が組織されるとか……。

答○かなり集団訴訟でやってくるのがもう一件。これが、いわゆる区画整理事業を大々的にやったわけなんです。被災うけてから、昭和二年ぐらいからやってきて、最終的に換地処分が終わったのが四四年から五年なんですけれども、その換地処分の取消しを求める訴訟。これ、集団訴訟で、百数十人と数十人くらいの方が原告になっておるような、二つぐらいが、集団訴訟であります。一つは高裁、一つは地裁。地裁の方は一〇年近くなるんじゃないですかね。これはかなりの重要事件ではあります。

宮澤○控訴審にいつてる方は、どちらの控訴でした。

答○換地処分の取消しを求める訴訟の方です。だから、事情判決だったんです。これは〇〇だけの方向だったんですが、当時、二十年代の前半に、いわゆるドッジラインですが、あれが出て、当時、かなり公園やら緑地をいっぱいとるつもりで、区画整理の青写真をひいたんですが、公共事業抑制ということ、計画をぐっと縮小せざるをえなかった。そのために、数万坪が未指定地として宙に浮いてしまったんです。その処分のために、換地処分をやったんですが、それが争われたわけです。一番は違法だが取消さないとという事情判決で、双方控訴しました。

宮澤○そうすると、訟務係は、かなり重要な事件をかかえているわけですね。

答○ええ、かなり、本当に〇〇の歴史をひもとくような事件をかかえていますのでね。換地なんかやった当時の状

況を把握するのが、また難しくですね、もう知る人もいないような状態で、残されてる資料を……。なぜ、というような、いろいろあつたりしまして、なかなか難儀をきわめてる訴訟ではありますね。

伊勢田○法務組織の将来……。

宮澤○大体どういう風に生長していくであろうか、あるいは、どのように発展させたいと考えておられるか。政令指定都市の間で法務担当者の横の連絡が、もちろんあるわけですね。で、徐々に先進的なところにひきずられて変わっていくとか。

答○年二回、法規、訟務の法規主管者会議というのが、指定都市のこういう部門を担当しているとこの会合で、意見交換やら、最近のいろいろな、それぞれおきて困っている事件について、お知恵拝借というような機会がある。そこで、いろんな、他でやっているいいこと、おもしろいことは、お互いそれぞれ吸収しながら……。こういう法規担当の組織にいる人は、非常に意識もプライドも高いですね。それでも、他の部門にくらべたら、横の連絡はむしろないのじゃないかと思えますね。

宮澤○そうですね。

答○例えば、法律事件が発生したとしても、お宅はどう処理されましたかと聞いても、それほど役に立たない。同じような事案は、まずないですし、よっぽど事情があれば役に立つでしょうけれど。そちらはそちらの考え方として、出張へでも行って議論すれば、それなりのことがあるのかもしれませんが。電話でちょっと聞けませんので。

宮澤○例えば、それぞれで最近経験された事例を議題にして、レポートなり、それをめぐってあれこれと議論する、と。

答○それも、現実には済んだ事件ばかりですから。実際の事件の処理とは別な議論も出てきますのでね。実際の

事件の処理にあたつて、よそを参考にするということは、案外ないですね。

宮澤○人員は、今、六名と五名ですか、おられるわけですけど、これはもう、大体、係長になられてから八年間、この規模でやってきているわけですか。

答○むしろ減つてますね。訟務は増えましたね……。法規が減つたのは、政令指定都市移行時に、条例とか規則とかの方、たくさん改正する必要がありましたので、その時にわつと人が増えて、また元にだんだん戻つてきたという意味で、平常時に戻つた組織としては、ずっとこの態勢で。六人、五人の態勢……。

宮澤○〇〇さん、過去の事例についても非常によくご存知な印象を受けたんですが、もと、ここにおられたとか……。

答○いえいえ、〇〇さんにいろいろときいて。私はもともと〇〇の人間ではありませんので。

宮澤○そうですか、どちらから。

答○私、〇〇省……。

宮澤○あ、なるほど。

答○そこから、三年ほど前に、よらしていただいて……。

宮澤○大体、この行政管理課長というポストは、同じような形でローテーションしておられるんですか。

答○いえいえ、そんなことないです。以前、〇〇省の……。指定都市になった二年目ですね。一年間。それ以外は、地元の方がすわられておりましたね。

宮澤○職員内部での、二つの係の内部での研修とか、あるいは新しい配属された人の養成とか、それはどういう風になさるんですか。

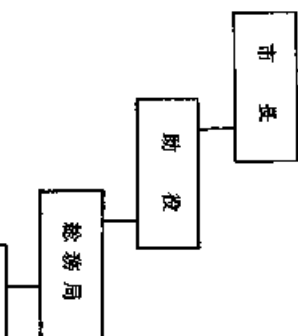
答○さっきの法規事務協議会、それは年二回ですね。それと、あと一つ、八都市というんで、準政令指定都市も

入っているんですけど、それがあるんです。議題を持ちよって全員で検討するというのも、一つの研修場のように考えています。あとは、〇〇省とかいろんなところでやる、法令実務の研修ですね。そういうものになるべく新しい人を参加させる。そういったことはやっていますけど、それ以外の体系的な研修というのはい……。職場研修というようなことで、法規係長が叩きながら……。もう丁稚奉公みたいなもんだと思いますね。案件をかかえて、自分で六法全書や法律本を開いて、解説書も読んで、こうじゃないかなと思って、主査なり、係長に伺いをたてて、バカッと叩かれて、これのくり返して考え方を鍛える、ということですね。主査、係長なりが、鬼軍曹となって、若いのを教育している、という……。

宮澤〇それでは、〇〇さんがこのポストを去られる前に、早く報告書をまとめて、チェックしてもらう必要がありますね。

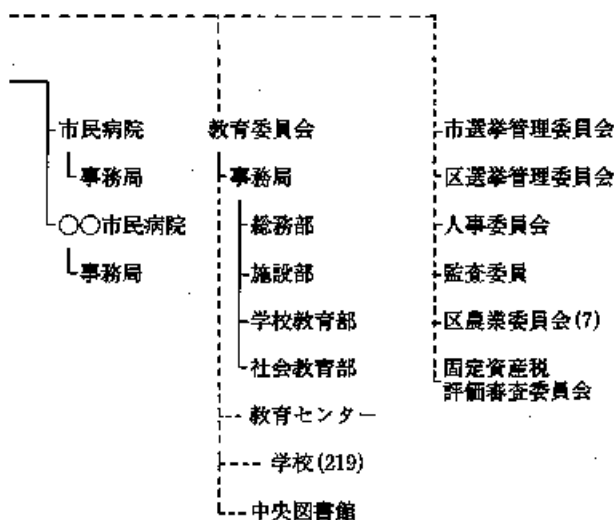
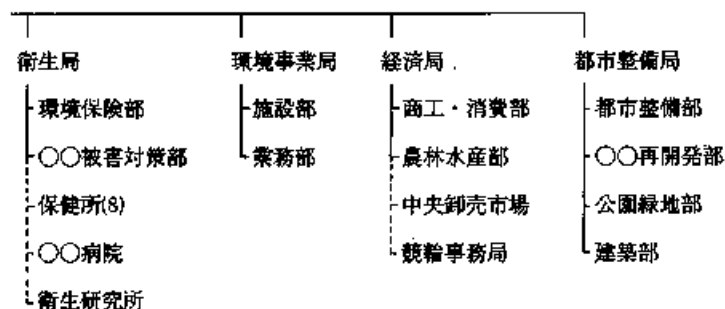
答〇本当にもう、〇〇さんが、八年、この法規関係はとりきってやっていますので、そういう意味じゃ、もう全部おまかせして、過去の話およびその後のことも、大体、対応でまわっていますね。

(資料二) 行政管理課の組織と事務分掌



行政 管 理 課 (25人)		
組	線	し 市 事務組織規則に定める事務分掌
行政管理課長	事務管理係 (13人)	(1) 行政事務の管理改善に関すること。 (2) オフイス・オートメーションに関すること。 (3) 文書事務の統括に関すること。 (4) 行政考査に関すること。 (5) 公印の管理に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
	法規係 (6人)	(1) 条例、規則及び訓令の審査に関すること。 (2) 公告式に関すること。 (3) 法令、条例等の解釈の意見に関すること。
	訟務係 (5人)	(1) 行政不服審査及び訴訟事務の統括に関すること。

(昭和62年度現在)



(資料四) L市における過去5年間の訴訟状況 (63.1.14現在)

総務局行政管理課

区 分	行 政 事 件	民 事 事 件						そ の 他	
		一般行政処分 の無効確認、 取消請求事件	課税処分の取 消請求事件	公務員の違法 行為を理由と する損害賠償 請求事件	公の管造物の 設置・管理の 瑕疵を理由と する損害賠償 請求事件	差押地等の 所有権確認、 明渡請求事件	市営住宅家賃 請求事件		市営住宅明渡 請求事件
年 度									
58	—	1 (控訴審1)	1 (控訴審1)	4	2 (控訴審1)	1	—	—	—
59	1	—	1	1 (控訴審1)	2	1	5	—	1 (控訴審1)
60	1	2 (上告審1)	—	—	1	2	17	—	2
61	4 (控訴審1)	1	1	—	3 (控訴審1)	—	27	1	2
62	2	—	3 (控訴審1)	—	4 (控訴審3)	—	27	2	2 (控訴審2)

L市における過去5年間の訴訟状況

- (注1) 昭和58年度～昭和62年度(昭和63年1月1日現在)において、市又は市長等を一方の当事者として提起し、又は提起された訴訟を対象とした。
- (注2) 訴訟件数のうち、控訴審又は上告審に係属したもののについては、() 内に内数で表示した。
- (注3) 市営住宅家賃請求事件とは、支払命令申立てが、相手方の異議により訴訟に移行したものをいう。

（資料五）過去5年間の損害賠償件数総括表

区 分		5年間の 件数	年 別 件 数				
			58年	59年	60年	61年	62年
国家賠償法第1条による損害賠償	人傷事故	4	2	2			
	人傷事故	16	3	4	2	5	2
	物損事故	29	11	6	7	3	2
	小計	45	14	10	9	8	4
	道路の設置・管理の瑕疵	人傷事故	12	3	3	2	3
		物損事故	20	7	5	4	2
		小計	32	10	8	6	5
	その他の営造物の 設置・管理の瑕疵	人傷事故	4		1		2
		物損事故	9	4	1	3	1
		小計	13	4	2	3	3
	市有車両の使用による 自動車事故に係る損害賠償	人傷事故	20	7	3	5	1
		物損事故	80	15	13	14	21
		小計	100	22	16	19	22
合 計	人傷事故	40	12	9	7	6	6
	物損事故	109	26	19	21	24	19
	小計	149	38	28	28	30	25

（資料六）損害賠償額の決定方法別件数総括表

区 分		5年間の 件数	年 別 件 数				
			58年	59年	60年	61年	62年
議 案	人傷事故	3	2	1			
	物損事故	1				1	
	小計	4	2	1		1	
専決処分報告	人傷事故	37	10	8	7	6	6
	物損事故	108	26	19	21	23	19
	小計	145	36	27	28	29	25
合 計	人傷事故	40	12	9	7	6	6
	物損事故	109	26	19	21	24	19
	小計	149	38	28	28	30	25

(二) M市

M市に関しては、面接調査記録と当日配布された資料の中から「M市行政機構図（昭和六二年七月一日現在）」を掲げる。

(資料一) 面接調査記録

M市に関する面接調査は、一九八八年二月一八日に行われた。その関係者は下記の通りである。

回答者 総務局総務課長

同課主事

同課議事法制係主事

衛生局環境事業部業務第二課管理係長

同部第二事業所管理係長

教育委員会事務局学校教育部学事課長補佐

建設局土木部管理課長

財政局管財課長補佐

質問者 宮澤節生

記録 松本浩平（神戸大学大学院法学研究科博士後期課程）

以下、面接調査記録の本文である。

宮澤○総務課自体の活動内容についてのお話あたりから始めていただけたらと思います。

答○お手元にお渡ししております資料は、事務分掌規則（省略）と機構図（後掲・資料二参照）です。

総務課の位置付けといたしましては、総務局総務課で特にこういう訴訟事務であるとか、示談交渉の統括と
いいますか、窓口にあたりますのが、私ども議事法制係であります。議事法制係の分掌といいますが、規
則の分掌、議事法制といえますのは、議事——議会事務と法制——法制事務、こちら二つを兼ね合せて担当
しようということで、議事法制になっておるわけですけれど、基本的には条例、規則告示、訓令、重要規約
等の審査に関すること、これがまず第一点。二点目が訴訟事務の統括に関すること。三点目が公告式に関す
ること。四点目が例規集の編集及び発行に関すること。五点目が市議会に関すること。こう、大きく分けま
して五つの分掌を持つておるわけです。

今回の、訴訟事務といいますが、市レベルにおける損害賠償、紛争処理につきましては、例えば訴訟を提
起するとか、応訴するとか、そういう場合につきましては、まず最初に各担当課からこういう訴訟が起こった
とか、こういう訴訟を起こしたい、訴訟を起こしますにはもちろん議会の議決がいりますので、そういう議
会事務にも関連いたしまして、私どもの方に相談が参ります。私どもの方ではすぐには判断いたしかねます
ので、内部で検討し、顧問弁護士とも協議の上、訴訟事務、訴訟自体を進行していきます。その後訴訟を具
体的に進行していくのは、それぞれ各担当課の方に全部お願いしております。私どもは、途中経過である
とか、公判の取組の仕方とかを、助言を求められましたときに限り、お話をしておる、という風な形で、基
本的には、担当課と弁護士の方で訴訟に取り組んでいただく。交通事故等の示談交渉につきましても、こうい
う事故が起きたという報告をいただくこともありますし、そういうのも分からないこともあります。こ
基本的には、それも担当課において、相手方、当事者とお話をしていただく。それで本当に困った時とい
いますか、法律問題等が生じまして、分からなくなった時だけ、私どもの方に相談いただいている、というかっ

こうなんです。

宮澤○現状では、議事法制係には何名おられるんですか。

答○係長と主事二人で、三名です。

宮澤○それで、総務課全体としては、何名ぐらいおられるんですか。

答○四〇名くらいです。

宮澤○かなりの規模ですね。この議事法制係というのが設置されたのは、いつごろになるんですか。

答○機構改革等ずっとございまして、従前は文書課法制文書係で、こういう法制事務を担当しておった時代があったようですが、議事法制係という形になりましたのは、昭和四八年四月からです。

宮澤○現在でも、ここに文書係というのが載っていますけれども、この他に文書課というのがあるんですか。

答○現在は、総務課になっております。

宮澤○そうしますと、三名で、訴訟になった場合のみ、もし相談があれば例えば顧問弁護士の利用法その他について協議し、いっしょに作業を進めていく、ということになるわけですが、訴訟以前の段階であっても、紛争の内容によっては議事法制係に報告しなさい、という取決めになっているような事柄はないわけですか。例えば、結果的には示談で終わる場合でも、議事法制係に報告しなければいけないことになっている、というのはないわけですか。

答○明定されているものはありませんが、非常に特異なケースには私どもの方にご相談いただいている……。

宮澤○それは事実上、原課の方がこれはどうも相談した方がいいんじゃないか、と判断されて持ってくるということなんでしょうか。それとも報告しないといけない、ということに。

答○相談業務の一環みたいな形ですね。事故なり損害賠償に関することなり相談業務の一環として、議事法制

係の意見を聞いておいた方がいい、ということであれば、それに応ずるといふような形になっているわけですから。必ず報告しなさい、ということではないです。

宮澤○それから、議事法制係、あるいは総務課の範囲ですけれど、市長部局と、市長部局でないものとに分類することができると思いますが、市長部局でない部局についてはどういう関係を持つてられるわけですか。

答○事実上は相談業務として応じています。

宮澤○○○市の場合には、どういう局があるわけですか。

答○今日、教育委員会の○○先生がこちらにいらつしゃいます。教育委員会では学校事故などが多いんですけれども、実質的には、総務課に相談にみえられて、相談に応じているような実情です。

宮澤○教育委員会以外ですと、あと、どこになるんですか。水道事業ですか。

答○水道事業については、うちの方へ相談というのがないですね。

宮澤○そうすると、水道局にはそういう紛争処理のための人員というのはおられるんですか。

答○水道局の中に総務課があり、同じように窓口的な担当員が応じて、内部で対応していると思えますが……。

宮澤○その実体については、あまり把握してないです。

宮澤○例えば、人事の上で、こちらの方とそちらの総務の方と行き来があるとか、あるいは法務案件について、お互いに研修のようなことをされるとか、そんなようなことはないんですね。

答○ないですね。実際、今は人事的な交流も少ないですし、実際に相談的なものは現在はないです。

宮澤○そうしますと、総務との関係でいいますと、顧問弁護士さんはおられるわけですか。

答○設けております。

宮澤○何人おられるわけですか。

答〇一名です。

宮澤〇どういう経歴の方なんです。例えば元〇〇市の職員をなさっていたとか……。

答〇いえ、地元の〇〇大学を出られて、ある程度地元で活躍された方です。

宮澤〇何年間くらい顧問をなさってるんですか。

答〇〇〇市が顧問弁護士を昭和三五年くらいから設置しているわけなんです。今、二代目の方ですから、もう一四年くらいですね。

宮澤〇初代の方と同じ弁護士事務所の方とか、そういう方ですか。顧問弁護士さんは、どういう風に選ばれるんですか。

答〇初代の方の推薦という形で選ばれた、という風に聞いておりますが。

宮澤〇どういう専門の方ですか。

答〇民法と聞いております。

宮澤〇お一人だけで、例えば、多様な部門があるわけですよ、間に合うんでしょうか。

答〇訴訟件数も多くて、今時点では、一人ではきついんじゃないかという風に、私ども推測いたしておりますが、二人制にするという話までは出ていないですね。

宮澤〇訴訟以前でも、もちろんいろいろ相談とかされるんだろうと思うんですが、そういう場合に、問題の性質によつては、その先生じゃなくて、もうちよつと特殊な専門の方がいいんじゃないかと、そういうことで別な方に頼まれることはないんですか。

答〇現状では、いろいろ事件の形があると思うんですが、一人顧問制を採用していますので、応訴するにしろ、こちらから訴えるにしろ、すべてその先生に訴訟をお願いしております。

宮澤○必ずその方が代理人として争われると。

答○そうですね。

宮澤○契約はどういうことになっているんですか。かなりの顧問料を払っておられるとか……。

答○一応、顧問料としては、今、月一一万円です。個々の事件については、先生と委任契約をとり結んで、その事件ごとの一般的な弁護士さんの報酬の基準と他都市の状況をみて、金額を決めています。

宮澤○月一一万ということになりますと、顧問料だけで年間で一三三万。個々の事件の着手金と報酬は、その顧問弁護士さんとの関係で、かなり安くしていただいているとかいうことはあるんですか。

答○それは、だいたい一般の弁護士報酬基準ですかね、あれより少し安いかもしれませんが、あれに大体のつかってるとかと思うんですけどね。あれを見て考えてますし、他都市の均衡なんかも考えてますし、大体あれにのっとって、うちの場合、着手と謝金と分けずに一括で、いくらと。事件が起き、口頭弁論の期日が指定されれば、速やかに先生に一括でお払いするというような形をとっています。

宮澤○市の方から訴訟を提起する案件はありうるものなのでしょうか。

答○私でも多いのが、市営住宅使用料滞納による明渡し、それから同和対策の住宅新築資金、宅地取得資金、そういう貸金の返済の請求ですね。

宮澤○そういう場合に、訴訟を提起するかどうか、もちろん決裁の権限がどこにあるかという問題は、一応、行政組織の問題としてありますけど、実質的な判断の上での影響力という意味で、例えば関係する部局の方、あるいは総務課の方と、顧問弁護士さんとの意見、それぞれ大体どういう重みを持つものなんでしょうか。

答○担当課に主導権を持ってやってもらいます。それについて、総務課が助言的、援助的な組織として、バックアップするような形で存在し、あと弁護士さんに。顧問弁護士さんですから、その人へもちろん訴訟に

なる前からずっと相談されてきてますので、ある意味では弁護士さんにも大分ウエイトがあるように思っているんです。

宮澤○その訴訟提起以前の段階で、例えばそれぞれの原課、原局の方へクレームが出てくる、紛争が発生したと、まだ非公式な書類の段階で、弁護士さんにそれぞれの原課の方が接触することはありうるわけですか。

答○あります。

宮澤○それは必ず総務課を通すことになっているんですか。それとも、自由にやってよろしいのでしょうか。

答○弁護士さんがあちこちの課の方から急に相談を受けられたのでは困るということで、一応はうちを通して弁護士さんとの日程調整はさせてもらってます。ある程度顧問弁護士に事件の内容がわかっておれば、もう直接担当課に連絡とつてもいいかもしれませんけれども。

宮澤○事件ごとの報酬というのは、それぞれの関係した課が負担することになるんですか。

答○それぞれの関係課の予算で措置されています。

宮澤○それは年度当初から、そういう一応の金額というのは計上するものなんですか。

答○土木管理課の者ですが、大体、補正予算でとらせていただいています。当初では、分かっていたらいいですけども、分かってない場合には六月補正とか九月補正とか、一二月補正などの補正予算でとらせていただくことになっております。

宮澤○お話が少しもどるかもしれませんが、例えば、それぞれ顧問弁護士さんと事件の処理にあたられて、もう少し専門的な能力のある弁護士さんの方がいいんじゃないかという風に率直に……。

答○率直に言います、私は環境事業部の者なんですけれども、うちで事業所関係の事故がありましたも、弁護士さんにまで相談かけて処理するという風なことは、実態としてほとんどありません。個々の仕事の内容で

弁護士さんの方へ直接おじゃましたしまして、相談したことはありますけれども、交通事故に関してはありません。

宮澤○ということは、弁護士さんに実際に相談されるということは、相当大きな問題にならないと実際にはあまりない、ということになるんですか。

答○現状で交通事故という形では、ほとんど訴訟になってないですし、あまり弁護士さんの方へ直接相談されるということとは少ないですね。

宮澤○訴訟の場合、職員の方が指定代理人で処理されることはないんですか。

答○職員のみで行うことはないですね。指定代理人という形で行うことは、ままありますが。実際その指定代理人が独自に訴訟を進行していくということはないですね。先生の補助的、という形でしかやってないです。

宮澤○せっかく統計（資料省略）をとっていただきましたので、この統計を少しご説明いただければと思います。昨年一年間の、これは紛争事例なんだろうと思いますが。

答○六一年と六二年分です。

宮澤○これは、どういう表なんでしょうか。

答○交通事故と、公の施設の設定管理の瑕疵に係る事件について、和解し損害賠償額を決定するに当たり、議会との関係で、専決報告で済ませている場合と、実際に議案になった場合とを分けて整理しています。それとまた、訴えの提起の数だけあげさせてもらっています。本市の場合、市長の専決処分事項ということで、議会に議決をいただいでですね、市営住宅と、同和の貸付金についての訴えの提起と和解に関すること、損害賠償なら五〇万円未満についての額の決定と、和解については、専決処分をしてよろしい、ということ、長サイドにまかされています。その関係で、特に、訴えも住宅と同和の貸付の関係が多い、と。

宮澤○その同和の貸付についての紛争というのは、具体的にはどういう風に発生するものなんですか。

答○要は、貸した、借りてない、という実際の事務処理と、それから払わないということで、払いなさいということなんですけど。

宮澤○専決処分の方に規定がありますから、これについてちょっとおうかがいしますが、基本的には、一件五〇万円未満の損害賠償額の決定及び和解に関することについては、専決でいい、と。この五〇万円というのは、例えば、交通事故で保険でカバーされる金額というのは含んでいるわけですか。

答○保険で充当されて、うちの支払いが、持ち出しというんですか、それが仮にゼロであろうと、損害額として決定された場合は、その額で議会で報告……。

宮澤○するんですか。

答○しています。ですから、一応資料の中に、一般的な議案のスタイルをいれてますけれども、一応最後にですね、いくらについては保険によって充てられます、というのを一言入れてあるんですけれどね。

宮澤○これは書式があるわけですか。

答○書式というか、大体そういうような形で出しているわけです。

宮澤○この「専決処分の報告について」(資料省略)というこの例ですね。

答○はい、一応最後にはそういうものを入れて、議会とも大体こういうような形で、報告させてもらってます。宮澤○実質的に、実は金額を保険でカバーされているのだ、という案件は、かなり多くなるのではないんですか。

答○それについては、各担当者からお聞き下さればわかると思うんですけれども、実際は、もう保険で、ほとんど。一応保険の範囲内で相手との交渉にあたっていると思います。それよりオーバーするという件については、議会等の関係もありますので、相手とは話がつかないということで、相手方もなんらかの訴訟になって

きます。

宮澤○そうしますと、どの部局がどういう保険に入っておられるかということ、ちょっとおうかがいしたいと思
います。あるいは総務の方で統括しておられるか知りませんが。

答○それはしてないんです。

宮澤○少し部局ごとにお教えいただけたら、と思うんですが。

答○交通事故の場合は、強制保険の方は各車輛担当課、車輛を持っておる課にかけておるわけです。人身事故に
ついてはその保険でまかなえる範囲内で請求するということですが、そう大きな事故がありませんので、人
身事故については保険内で処理できています。

宮澤○任意の保険というのは入っていないんですか。

答○任意保険は、管財課で市長共済に入っておるわけです。ところが、それについては、過失相殺によって変わっ
てきますのでね、金額が返ってくるとは言いきれませんので。認定は向うがやるわけで、一応過失相殺の認
定基準によって請求する、という形になりますから、その過失相殺の結果によって持ち出し分も出てくる、
という結果になる……。

宮澤○しかし、まあ、とにかく入ってはおられるわけですね。

答○そうです。

宮澤○自治体によりましては、車輛の数にくらべて、事故の率というのは非常に低いので、任意保険に入らない、
自家保険でやる、とおっしゃるところもあるんですが、その辺についてはどうお考えですか。

答○そこまで直接私も担当してないものですから、なんとも言えないのですけれども……。

宮澤○実際に支払われている金額に比較して、掛金の金額がちょっと毎年多いんじゃないか、というような……。

答○そこまで私達はやってないんですけれどね……。

宮澤○それ以外に入っておられる保険というのは、どういうことになるんでしょうか。

答○土木の場合は、市道延長に対して、道路賠償責任保険へ入っております。

宮澤○これはどこが……。

答○これは、全国市有物件災害共済会といまして、今、管財課の方が言いましたのと、元は一緒だろうと思うんですけれども、ただ、市道延長に対してだけの、いわゆる道路管理瑕疵、設置瑕疵に対しての保険に入っているわけです。

宮澤○市道延長といえますと……。

答○市道の総延長、市道の総延長に対して保険に入っているわけです。

宮澤○道路については大体、そういう……。

答○そうです。道路についてはそれで入っておりますから、相手方と交渉するについても、一応、市有物件共済の幹事会が○海上火災保険、こちらで一応担当者と相手方からの損害賠償請求された場合に、一応、まあ最終的には保険を出してもらわないといけないので、今度は市と保険会社と再度相手の金額をもとに、交渉するわけなんです。まあ、保険以内で相手に支払う、という段取りでやっております。

宮澤○こちらの方では、何か保険入っておられるわけですか。

答○うちの方では、今、管財課の○課長補佐から言われましたように、市全体での任意共済の他に、我々は各担当で自賠責の強制の方をかけてるだけで、その他にはありません。

宮澤○市全体での今の任意共済というのは、どういう性格を持つものなんでしょうか。

答○これはやはり、一般にいう任意保険ですけれども、全国の市長会で、損害救済ということをやっておるわけ

ですが。

宮澤○どういう種類の事件がそれでカバーされるわけですか。

答○これは火災保険もありますし、今言われた道路保険もありますしね、全般的に入っとんじやないかと思いましたが、正式名称は全国市有物件災害共済会です。

宮澤○それは、今こちらの方でちよっとお話あったんですけども、要するに、どういう種類のものであれ、とにかく人身に対して損害が発生すれば、ということなんですか。

答○人身は、自賠責を超えたもの……。

宮澤○自動車は自賠責ですね。

答○はい、物損についてはですね、この市有物件でカバーする、という形です。それから普通の人身については、自賠責、いわゆる強制保険で二〇〇〇万円まで出ます。それを超えるものについて、市有物件でカバーする、という形になります。

宮澤○それが、自動車関係の任意保険ということですか。さきほどの話になるわけですか。

答○はい、そうです。道路の場合は、人身も物損ももう全部その市有物件共済の方へいくようになっております。

宮澤○今は、環境事業部のことですね。今度はどういう部門の……。

答○同じ環境事業部です。第二事業所の〇〇と申します。ゴミ収集の現場なんです。実際に交通事故があったら現地へ行きまして……。

宮澤○実際、交渉に当たられる……。

答○そうですね。

宮澤○後で、ノウハウをいろいろ教えていただきたいと思いますけれども。

答〇まあ、そう詳しくはないんですけど……。これもまた後から……。

宮澤〇そうですね。また後で一つずつ部局、おうかがいしたいと思います。

答〇一応交通事故の連絡が入りましたら、現場に行きまして、警察へ連絡したり、それから人身事故のある場合は、病院の手配をする、と。それから車が壊れている場合は、警備担当がありますので、その人を通じて修理業者に依頼する、と。それから、事故を起こした関係職員から事情聴取を行うと……。

宮澤〇その内容については、改めてお伺いしたいと思いますが。今、ちょっと、保険の関係でおうかがいしているものですから。

答〇現場では、一応、任意保険はないということで、人身については、自賠責の強制、物損については市有物件共済で支払う風に、実際の交渉はやるわけです。それで、市の払いが済んでから、管財課の方で、今言われた任意保険で……。

宮澤〇交渉のときは任意保険はない、という風におっしゃるわけですか。

答〇支払の関係は、私どもの業務第二課という所でやっておりますが、まず交渉に当たっては、最初任意保険は頭に入らずに、自賠責の範囲内で話をしようじゃないか、という考え方が主なんです。と、いいますと、任意保険と自賠責でさえ、やはり単価的な問題が出てきますので、できるだけ自賠責の範囲内で了解していたくという考え方です。それで、物損につきましては、これはもう自賠責でカバーできませんので、これは管財課がかけております、その共済の関係をいかしていただかざるをえないんです。ですから、できるだけ、うちの方も、みなさんの合意が得られるような金額で話をしたい、と。

宮澤〇それは、つまり交渉のときの、こちら側の構えとして、ですね。

答〇今、任意保険がない、というのは、そういう心がまえで話をしている、ということなんです。

宮澤○あとで、交渉の現場の話としておうかがいたいと思うんですが、相手方は、市がどういう保険に入っているのかということは、けっこう知っておられるものなんですか。これぐらい出せるでしょう、任意保険で出せるでしょう、そういう知識はないのが普通ですか。非常によく勉強してくるという、そういう風な相手方ってというのは……。

答○土木の場合、道路保険で特殊ですから、相手方は入っていることを全然知らんです。

宮澤○そうですね、一般では……。

答○一般には通用しない保険ですから、保険に入っているということは一言言いません。

宮澤○自動車関係では、どう……。

答○もちろん、事故の対象者によっていろいろ事例は違いますけれども、役所が任意保険に入っているのは、もう常識として話はされてるんじゃないかと思えます。ですから、うちの方も、それを面と向かって言われることはほとんどありませんけれども、直接現場に当たりましては、その任意というのは最初から頭に入せずに話をさせてもらっております。

宮澤○教育委員会の方は、保険関係というのはどういうふうになっているんでしょうか。

答○もうご存知だと思いますが、学校事故につきましては文部省の方の日本体育・学校健康センター、これで一審対応してもらいます。障害が残って、それで全部見舞金で対応できない場合に限って、それについての対応は、市長会の共済、いわゆる学校事故救済で対応しています。

宮澤○それで市自体の持ち出しになる、という事は……。

答○その学校共済の範囲内で全部おさめるということで、話をしています。それ以上、超えるような形については、もう話にならないですから。

宮澤○そういう場合、交渉の上限というのは、保険のカバレッジの上限というわけなんですか。

答○そういう上限については、保険会社と話をしましてね、どのくらいかの範囲を聞いておいた上で、それを念頭に置いて話をさせてもらおうということです。一応、学校健康センターの方での見舞金が一番基本になりますが、それで話がつけばそれでいい、と。それを越えたものについてだけ共済の方で、と。

宮澤○見舞金の範囲を超えたような事例というのは、一般に……。

答○最近、ちょこちょこありますけれども、ね。

宮澤○通常は……。

答○通常の場合は、大体、見舞金で済みます。

宮澤○ここに統計（資料省略）がありますけれども、例えば、関係した部局がどういふところなのかというような話も含めて、解説していただけたらと思います。

答○一番上についております、六一年一月から六一年十二月まで。これは一昨年のデータですが、三段に分かれておりまして、一番上が交通事故の関係です。こちら、事件の概要の右下すみに担当課を書いてありますが、第一事業所、第二事業所、○○事業所、第三事業所、それから一つとしまして、○○事業所、第三事業所、これは、主に衛生の關係の事所です。それからあとは中央福祉事務所ですね。交通事故が六一年に七件、で、それは全部五〇万円未満の分ですけれども、市道、公園、公共下水道の管理瑕疵による損害賠償、これが四件です。この七件、四件は五〇万円未満の損害賠償です。その下に書いております、議案という分ですね、これが五〇万円以上部分、市道の管理瑕疵が二件、それから交通事故が二件、それから病院内で丸イスが壊れて、来客者が転倒して、怪我をされたという事故が一件、計五件が六一年では五〇万円以上で議案になっています。六二年につきましては次のページで、交通事故が一〇件、これも先程言いました衛生の關係です。

ね、事業所というのが、これもほとんど大半を占めておるわけですが。

宮澤○五〇万円以上というのがありますね。

答○当事者が、二名のときは、一当事者につき五〇万ということですので。六二年、これで専決報告が一〇件ですね。それから次のページで、これは訴えの提起、これは先ほどもちよつと言いましたが、同和の関係、それから市営住宅の明渡し、これで住宅が二件、同和が七件、これは訴訟を私どもが提起しておるわけですね。それからその下にありますが、管理瑕疵、これが二件ですね。下水道一件と、市道の管理瑕疵が一件。これは両方とも五〇万円未満。最後に和解と書いておりますのが、学校における……。

宮澤○学校事故ですね。

答○日付は違いますが、同じような形で、水素の理科実験中に水素が爆発してケガをしたという事故で、六二年につきましては二件、両方とも賠償額が五〇万円以上で和解、市議会の議決事件となっております。

宮澤○例えば、この統計を見ますと、訴えの提起は、六一年中は二件しかなく、六二年になって九件になっているわけですが、これは何か方針の変更でもあったんですか。

答○そうじゃないんです。同和の関係ですね、住宅新築資金、それから宅地取得資金、これの回収率が非常に悪い、と。これはたしか一〇〇万円程度を、年二％で、住宅新築とか宅地取得で貸し出す、と。それで、従前は無担保で連帯保証人も付かなくてですね、貸し出しをしておった、と。それで回収率が非常に悪くてですね、これはなんとかしろと議会の方からもいろいろ指摘がありました、この同和对策の関係では、訴訟の件数が多かったわけなんです。たまたま六一年は少なかったわけなんです。

宮澤○ああ、少ないということなんですか。

答○これは、以前に、ある指摘があつて、ずっと提起してきていたんですが、かなり悪質な者に対するものがほ

とんど終わりましたら、次にちよつと悪質な者へと、それも訴えを提起して、なんらかの対応をしない、ということ、もう、前からありましたので……。

宮澤○と、いうことはこの金額以下でまだこげつきになってるのは沢山あるということなんですか。

答○そう思いますが、ちよつと詳しくは分かりません。ちなみに、五九年度ですと、五八件ですね。主に同和と住宅関係なんです。

宮澤○学校事故があるんですけども、この中に二件。それで、その前の年にはないわけです。

答○学校事故で解決したのはありません。この二件の事故があつたのはずっと以前です。それが、この年に解決したと、いうことです。

宮澤○こういう場合に、それぞれの部局での紛争発生類型、交渉の仕方の特徴を、お教えいただけたりと思います。ここに学校事故の事件がありますので、まず、教育委員会で学校事故の場合の処理の仕方、この事例を踏まえてでも教えていただけたらと思います。という風に事件が発生して、誰が事件のクレームを受けて、いつから、例えば教育委員会の、これは○○さんのところが、学校課ですか、ここで担当するようになって、というような手続きの流れを少しお教えいただければ。

答○そもその、学校事故について、もともと担当しているのは、学校保険課というところですね。学校保険課の方で、当初、こういう実験事故等がおきた場合について、担当職員が、学校の一般職員でございすからね、学校に対して、やはりそういう人間関係のからみの訴えとか、学校に対してのことはわからないから、こちらへ移ってきて相談される……。

宮澤○学校事故があつた場合の一般的なやり方というか……。

答○一番最初は、担当が学校保険課ですから、そこへ一番に入ってくる……。その中で、処理するのに一番責任

があるのが学校当事者ですから、校長先生に一番対応してもらう、と。校長さんが問題を整理してきて、それを教育委員会の方へ、校長段階で整理がつかないことになったときに、教育委員会が問へ入ると、いう形を踏んできております。

宮澤〇この二つ、違う所で発生しているわけで、しかも一つは、かなり以前のものになるわけですね。

答〇だからね、こういう学校事故についても、おそらくそうだと思いますけれども、障害が固定するまでは、なかなかそういう風にいきませんからね。障害が固定するまではやはり時間がかかる、ということになります。それが固定した段階で、それぞれの中で被害者と交渉していきます。

宮澤〇その二つの事件で、具体的に賠償請求が、金額を含めたような形で出てきたというのは事件が発生してどれぐらいの時期になるわけですか。

答〇私もね、全部、ずっと始めから担当しておりませんからね、詳しいことはよく分かりませんが、どちらの事故についてですか。

宮澤〇これは〇〇小学校っていうんですか。

答〇ああ、〇〇小……。これの話は……。

宮澤〇六〇年九月の事故という……。

答〇これは事故があつて、……これはもう、始めからわりと話をしておりましたがね。障害が固定するまで待つてくれ、という形で話をしておったと思います。

宮澤〇もう一つのこれは……。

答〇これは〇〇……。これについては、一旦、障害だけで話はおつた。障害が起こって、障害に対する見舞金を払う段階になつてから、対策が決まったんですね。だから、障害の見舞金を払うのが、一年か二年は

ど前でしたか。その段階で、将来に対して不安を持ち、今後のことについての補償ということで、損害賠償という形になったんです。

宮澤○こういう事件の場合、原告側の方に、弁護士さんが始めからついてるといふことはあるんですか。

答○そういうことはないです。大体、もう、私どもの方を信頼していただいておりますから。まあ、最終的にあちこち相談されておつても、結局は、役所の方の話の方がいいだろう、ということで、こっちの方で進めさせていただいています。

宮澤○ということは、親御さんもこちらの方へ相談される、という形になるわけですか。

答○そうです。

宮澤○そういう場合に、先ほど顧問弁護士さんの名前が出ましたが、けれども、教育委員会としては、その弁護士さんとも相談されるわけですか。

答○そうです。相談しますし、それから市長会の共済の方の關係の偉い人とも話をします。

宮澤○結局、これは、一三〇万と七十七万で、それぞれ和解になっているわけですが、この金額についての、組織内部での決裁の権限というのはどこにあるんですか。

答○それは議会の議決でいたします。

宮澤○その場合に、起案する場合の、この一三〇万から一三〇万、七十七万から七十七万で、議会の承認を得よう、という風に判断されるのは、どなたになるんですか。教育長ということになるんですか。

答○それは、もう教育委員会を含めて、財政關係で、市長部局とも相談しまして、あなたの言うようにしようということ、起案してもらいます。それも、あくまで基礎になるのは、市長会の共済の保険金の範囲内であるということです。

宮澤○そうすると、市としては、できるだけ持ち出しにならないようにする、と。

答○それが一番の基本です。

宮澤○そういう姿勢で交渉すると、交渉がなかなかまとまらない、ということはないんですか。

答○やりにくい、ということはありませんね。

宮澤○しかし実際に、大体、その範囲で紛争は大体おさまっている、と。

答○被害者の方も、あちこち相談されておりますけれども、大体、うちの提示した金額とくらべてみて、そうむちゃなことでない、ということになるからでしょう。

宮澤○学校事故の場合、相手側は生徒さんだし、ひょっとするとまだ……これは小学校の事件ですか、また市立の中学校へ在籍しておられたり、高校生であったりするわけですね。そういうことがあるので、少し市側の対応としても、交渉が通常の事件の場合よりは少しおだやかに交渉する、あるいは妥協する範囲が非常に大きい、そういうようなことは、ありうるものなんですか。

答○ごらんの通り、小学校で起きた事件が解決されたのは高校に入られてからですから、そういうことは長期にもなるし、実際に、そういうことについての感情的なことについては、わだかまりもあるし……最優先の話だけお伺いしますね。

宮澤○それは、ある程度、整理されてから初めて処理される、と。

答○そうです。時間的にやはりお互いになかなかそういう話はできませんからね。親御さんも、なかなか言い出しにくい……。一応障害が固定する、という時間があるからこそ……。

宮澤○そういう場合に、親御さんとの交渉の場面に、顧問弁護士さんが一緒に出て、ということはないんですか。

答○ありません。

宮澤○相手方にも弁護士がついて、同席することはないんですか。

答○本人の被害の状況ということより、道義的責任をとるという処理の仕方について、親はこつちを責めることが多いんですね。それに対して、こつちは誠意をもってあたるしかないですね。

宮澤○そういう場合に、例えば、校長なり教育長なりが、謝罪をせよ、とおっしゃる場合は、あるわけですか。

答○その通り……。

宮澤○それは、どうなさるんですか。

答○それは、事件によってそれぞれ異なります。だから一時やはり感情でいろいろおっしゃることもありますけれども、それもだんだん冷静に判断していただくまで、こちらも時間をおいて話をする、ということです。

宮澤○例えば、放課後校庭で遊んでいて、施設、その辺の遊具なんか使ってケガをしたというタイプの事件というのは、あるものですか。

答○まあ、過去にあつただろうと思うんですが。

宮澤○しかし、御自身では経験しておられない……。

答○私は経験しておりません。以前はあつたと聞いておりました。

宮澤○その次に、衛生の方ですか。交通事故の方は、大部分こちらで発生すると考えていいわけです。

答○認めたくないですけど、実際そうなっておりますね。総括的に言いますと、まず、私は自動車の方しか担当しておりませんので、自動車に関してのみしゃべらせてもらいます。

宮澤○市自動車事故処理等委員会要綱というのは、こちらの関係になるんですか。また別の話ですか。

答○それは、人事課が所管をしているんです。

宮澤○それじゃ、これはまた後で……。

答○その〇〇市自動車事故処理等委員会ですが、組織としては、これが一番上の、上部組織になるんです。

その事務担当を人事課でやっていらっしゃる、と。ですから、損害賠償……事故が起こって金額の話ですけど、具体的な、金額に相手との合意がなくても、その委員会です承されなければ、支払うことができないわけなんです。ですから実質的な額の決定までやっていただいているのが委員会なんです。それで、私どもの方は、ゴミの方と尿関係と、道路、下水と、こういうふうに、清掃は三つに分かれてるですけれども、尿関係は、業務第一課がやっておりますので、ちょっとそれは省かせていただきます。私どものゴミ方と、道路、下水の方の関係の車だけで、一三一台あります。それで、毎日作業いたしておりますので、走行距離も非常に多いということで、事故の発生が他部局に比べて多いと我々は考えているんです。それです、事故の発生件数、五八年度が一五件あったわけなんです。もちろん、事故は当年度に発生しましても、その解決が翌年度とか翌々年度、あるいは、当年度で解決できるとか、いろいろなケースがあります。今、総務課が件数を出されとるのは、その年度に解決できたというケースだと思ふんです。それで、あまりにも事故が多いということですが、事故を少なくしようということで、いろんな懸垂幕ですとか、研修会とか、そういう活動をやりました結果、六一年度では九件に減っております。そして、六二年度につきましては、非常に少なく、三件にまで落ちてゐるんです。交通事故に対する市側の取組と、実際に運転されてる運転手の方も、かなり注意して運転するという意識が芽生えた成果だと、我々は思つて喜んでゐるんです。それで、具体的に事件が起りました場合は、直接、それぞれの担当課の方で処理するわけなんです。

宮澤○これが、そうでしょうか。

答○そうです。それで、直接担当課の方からですね、ちょっと、具体的な事例でということ、しゃべつていただくとして、また私どもの方で補足させていただきますから。

宮澤○ええ、お願いします。

答○これは、実際の事故処理経過ですね。

宮澤○どういう風に流れていくか、ちよつとご説明いただければと思います。

答○事故が発生したという連絡が入りましたら、現地へ行きまして……。

宮澤○通常、どこへ連絡が入るんですか。

答○事務所です。

宮澤○第二事業所の事務所へ入るわけですか。

答○事務所へ直接、運転手が乗組の人から連絡が入るわけです。そして、すぐカメラを持って、現地へ飛んで……。

宮澤○どなたが行かれるんですか。

答○私、管理係長なんですけれども、私と、整備担当の所長補佐がおります。まあ、その人が車に詳しいですから、その人が……。

宮澤○管理係長という職制は、当然これを担当することになっているんですか。

答○一応、事故処理担当、ということになっています。

宮澤○分かりました。

答○現地へ行きまして、警察への連絡し、怪我があれば、病院を手配すると。まあ、車が壊れる場合は、それから車の損害の見積り等もありますから、整備担当を通じて、修理会社へ発注する、と。まあ、いろいろ、それから状況を聞いて、その後の過失相殺の話の参考にもしなくてはいけないんで、現場の状況を調査するわけですね。それで、事故を起こした職員から事情聴取して、事故報告をあげる、と。事故報告が、業務二

課、それから人事課へ上げるわけです。

宮澤○それは、いずれも衛生局内の人事課なんですか。

答○いえ、人事課というのは、全体の。いま、事故処理委員会の担当課が人事課ですね、そちらへ最終的には上げるわけです。

宮澤○この書式がそういうものですか。交通事故報告書。

答○そうです。

宮澤○これは、市側が加害者の場合のみ貼付、というのは、市側が被害者の場合には、これはいらないわけですか。

答○いや、被害者の場合も……。

宮澤○いるんですか。

答○います。それで、示談ということになるんですけど、まあ、ケガがある場合には、人身事故の場合は、当然怪我が治らないと、最終的な話し合いはできません。物損については双方の被害額を出して、七対三であれば七対三で、過失相殺をする、ということですよ。

宮澤○そういう場合、最初になにか見舞金のようなものを提示するもんなんですか。

答○それはありません。まあ、せいぜい手土産ぐらいですね。

宮澤○示談の交渉もすべて、管理係長がなさるわけですか。

答○そうですね。私と所長補佐なり、大きくなれば所長も出ますし。大体、管理係長がやっておるんです。

宮澤○そういう場合に、怪我が治るなり、あるいは障害が固定するなりした段階で、これに対してどれくらいの損害賠償が妥当か、という金額を、こちらなりに査定する必要があると思うんですけれども、それは、どういう風になさるんですか。

答○今まで言ったように、強制保険の範囲内で、議会対応もありますし、もちろん、市の税金を使って、お支払いするわけですから、強制保険の範囲内をお願いしたいと、頭から言うわけです。

宮澤○相手方に言うんですか。

答○ええ、相手方に。市の方は、なかなか厳しいんで、強制保険の範囲しか出せませんと。相手によっては、それじゃ納得してもらえないという人もあるんですけれど。

宮澤○市はお金があるでしょう。とか言いませんか。

答○それはもう、議会が通らんです、と。それ一本でいくんです。

宮澤○議会の方では、議員によつては、市民が被害を受けているのに、こういう金額でいいのか、というようなことを言う議員というのは、いないもんなんですか。

答○それはありませんね。ただ、件数が多すぎる、と。衛生はどういう指導をしてるのだと、逆に、事故を起こしたことで自体に対するおしかりを被ります。

宮澤○ま、それは当然ですけれども……。(笑)

答○その金額が安すぎるから、もう少し水増し、とかいう話は、全然出ません。それで、強制保険の範囲内で、解決しなければならぬという苦しさは我々には……。

宮澤○その場合、それはどの部局でも同じことになると思うんですけれども、交渉の段階で、こちら側の、いわばマニュアルのようなもので、この場合であると、このぐらいの金額ではないかという、算定するための資料は、内部的にはあるんですか。

答○まあ、保険会社から出ているこれ一本で……。ま、通院費はいくらである、と。医療費は、もう、全部出しますわね。それから、通院費、と。それから慰謝料も、これ、定額ですね。それから、休業損害があれば、

休業損害。自賠償の範囲内で、あくまで解決したいということで、進めていくわけです。

宮澤○過失相殺が問題になるような場合については、どういう風になってくるわけですか。

答○過失相殺は、判例集を見たり、判例集にないようなものであれば、保険会社へ電話して。

宮澤○その判例集は何を使っておられるんですか。

答○私が見ているのは、別冊判例タイムズ第一号『民事訴訟における損害賠償算定基準と過失相殺率等の認定基準』ですね。他に、運輸省地域交通局自動車補償課編『自動車損害賠償補償事務提要判例集』です。

宮澤○普財の方では、それは一応持っておられる……。

答○私の方は事故処理委員会で、委員として出ていますので、それを基本にして、その中で話をしておる、という形で。

宮澤○『判例タイムズ』のものは、交通事故関係以外についても大体準用して利用されるわけですか。

答○いや、私ども、交通事故だけしか担当してませんので、それだけしか。判例集を検討した上でですね、保険会社から独自の、こういう事故だったら七対三とか、八対二とかいうような、非常に分かりやすい図を作ってお下されたのがあるんです。それをちょっといただきまして、事業所へ送りまして、それを基本にしていた、というふうな形です。

宮澤○保険会社というのは、大体が基準を出さないことにメリットがあるわけ……。

答○ですから、外部へ出していたらいけない、という口止めのもとにいただいとんですけど。

宮澤○交渉をまとめるためには、できるだけ多くの金額が保険から支払われる方が望ましいわけですね。しかし、保険会社としては、その金額が少なければ少ないにこしたことはないわけであって、そうすると、保険会社の査定をそのまま使っているという場合には、ちょっと交渉がやりにくいということもありうるんじゃない

かと思うんですけれども。

答○先ほど言いましたように、人によってはやりにくい場合が出てくる、と。当然自賠責の範囲内で話をしておりますから。了承していただける人はすぐ承していただける、と。そうでない方は、やはりかなり期間がかかるようになります。

宮澤○その場合に、最終的に、ここで、どれだけの金額で示談しようかと。こちらの側の方針を決定するのは、最終的にはどなたになるわけですか。環境関係で、交通事故というのは。

答○話は我々がやつとるわけなんですけれども、大体この線でいける、いうことになる、最終的に伺いをたてて、業務第二課の方へ内申を上げるわけです。

宮澤○業務第二課というのはこの……。

答○私のところです。だから、最高責任者ということになると、参与ですか。業務第二課から、事業所から上がった伺いを人事課の方へ経由します。最終的な金額につきましては、最高機関であります、自動車事故処理等委員会、この場で審議されて、額を決めて、了承していただく、と。ですから、金額の決定については、伺いの関係の決裁の権限は、もちろん市長なんですけれども、実質的なものでいいますと、処理委員会ですね。宮澤○それでは、処理委員会というのは、どういう風に動くのか、ちょっとお教えいただきたいんですけれども。

答○処理委員会ですね。

宮澤○ついでおうかがいたいんですが、自動車事故についてだけ、こういう市レベルの委員会があつて、例えば、教育委員会関係の事故とか、管理環境とか、そういうような所は、こういう委員会というのはないんですか。

答○そうですね。今、処理委員会があるのは、市長部局だけ、まして、自動車事故だけ……。うちの土木の場合

にはありません。

宮澤○ある市では、法務処理委員会という特別の審査委員会が全市レベルでできていて、あらゆる紛争をここでやるというところもないではないんですけれども。

答○あるでしょうね、それは確かに。

宮澤○しかし、一応、ここでは自動車についてだけだと。

答○まして、市長部局だけで、教育も、あるいは消防も、入っていません。委員長は、総務局長が委員長、それから、委員があと九人です。人事課長、財政課長、総務課長、業務第一課長、交通安全対策課長、会計課長、秘書課配車係長、総務の議事法制係長、それから私、という形で、委員がおります。それから、委員長が必
要と認めた時は、特別委員として、今おられる環境事業部長が入られます。以上の委員で、今、審議を進めています。

宮澤○この委員会は新しいですね。五九年から、これはできているんでしょうか。

答○それより前にありました。事故審査委員会という名称ですね、あったんです。

宮澤○こういう機関が必要だということになった動機というか、理由というのは、どういふことなんですか。

答○それについては私もよく……。

宮澤○毎年一〇〇件ぐらい交通事故やっていた、ということですか。

答○それは何年からですか。

宮澤○これは五九年と書いてありますけど。

答○だんだんと少なくなつてはおります。それはたぶん、うちのが原因になりますか。（笑）言いたくないんですけど。いろんな事故ですね、問題になったケースがあるんです。と言いますと、保険金詐欺的なもので

す。そういう方面が出たことがあります、今までの事故審査委員会ではダメだと。もう少し機能を強化しようということ、そちらの方へ変えられたんだと思います。

宮澤○それで、これはもう、とにかく交通事故があれば、必ず開かれるですか。

答○そうですね、大体……自損事故は別としまして、持ち出しがあるものについては、必ず開かれるということです。

宮澤○そうすると、相当の頻度になるんじゃないかと申しあげようかと思つたんですけども、実はそうじゃなくて、今の話だと、このところ数件しかないということなんですか。

答○それはやはり我々の努力の成果……。(笑) まったく今年は、事業所関係、いわゆる清掃の関係は、ごく少ないです。ただ、他部所が増えてきて、六二年に一〇件くらい、今、一〇件くらい審議をしたという結果です。

宮澤○実際に審議のための資料を整えたりするのはどこですか。

答○人事課です。人事課が庶務をやっておりますのでね。

宮澤○人事が担当するということは、例えば、車を運転していた職員ですね、について何か、人事上のことがあるからということですか。

答○そうですね……。特別まあ、今さっき言われたような事件がですね、あるということも含めてでしょうね。

宮澤○交通事故に限らず、市が最終的に損害賠償の責任を負うことになったという場合に、それに関連した職員については、何かがおきるんですか。なにか処分がなされるものなんですか。

答○あまり今までに聞いてないんですけどねえ。

宮澤○刑事事件なら、全然話は別でしょうけれども。

答○それは別です。

宮澤○そこで、交通事故についての交渉で、先ほどのお話ですと、もちろんこちら側としては、顧問弁護士さんに相談されたりするようなことは、もちろんあるんでしようけれども、通常、こういう交通事故の場合に、交渉の相手方、つまり原告の側に弁護士さんがついていて、非公式な交渉なのに弁護士さんがついてるというような場合は、あるものなんですか。

答○ないことはないですね。一件、相手の弁護士さんが出てこられて話をしたというケースは、かなり昔ですけどね、あったように聞いております。

宮澤○そういう例が増えてきているというわけでもないですか。

答○それはいいです。ただ、保険屋さんですが、相手も当然保険に入っているでしょうし、そういう方が入ってくることは、最近……。保険屋というのはまますね。

宮澤○その方が話がしやすい、ということとは。

答○うちとしてはやりやすいです。保険屋さんの方が事務的にいきますがね、判例にのっかって。

宮澤○こちらで入っておられる保険は、示談代行付きではないんですか。

答○我々は、任意は一括して管財課で……。

宮澤○ああ、そちらでなさって……。それはどういう形になっているんですか。

答○これは、いわゆる示談交渉はついてません。

宮澤○ついてないんですか。

答○料金安いですからね。我々が自家用の保険のような形に、いきませんからね、示談交渉というのはついてませんから、独自に交渉しないといけないという形です。

宮澤○その分だけ当然安くなってるわけで……。人員をかかえておられるから、それでやれると。それでペイするということになるんですね。交通事故で、和解で終わらずに訴訟になるということがあるのかということ、それから、先ほどの学校事故もそうですけど、ここにあがってる事件は二つとも、まあ、和解できたわけですが、この和解というのは、いわゆる示談ですね。交通事故、あるいは教育関係で訴訟になるということはあるのかどうかと。

答○可能性としてはありますけれども、私、今一一年目にはいるんですけれども、交通事故で訴訟になるということはその間是一件もないです。

宮澤○比較的平和に……。

答○そうですね。

宮澤○学校関係……金額大きくなりえますよね。

答○ずっと昔、そういうことがあって、市の方が勝訴されたようです。

宮澤○〇〇〇県でしたか、たしか〇〇〇で、大きな、やっぱり理科の事件があって、あれは訴訟になってましたけど、そのような例っていうのは……。

答○最近はないです。今の、示談の話になってる場合でも、被害者側についても、弁護士を頼めば、それだけ弁護士費用を払わなければなりませんから、そういうことを考えた場合には、市のほうを信頼し、その方がよいこと。

宮澤○道路関係ではどうですか。交渉の仕方というのは、どういうふうに進んでいく……。

答○交通事故と大体似ておりますけど、一応先方が、事故があったという連絡を、当日してこられる方、あるいは日がたつてこられる、ま、いろいろなケースなんですけれども、私どもの管理課、もしくは道路の整備をやっ

とる整備課というところがあるんです、土木部の中にね、そのどちらかへかかってくるわけなんです。そこで大体、概略だけをメモしておいて、それで、私ともう一人誰か手のすいとる人が、現場へかけつける、と。それで、私が現場の写真をとり、本人に会って事情を聞かしてもらう、と。それによって保険会社へも行って相談しておく、と。その間に市長までの伺いはもちろん上げるわけなんですけれども、建設委員会という議会の常任委員会、これにも報告はする、ということ、相手との交渉については、人身事故があれば泊ってからやりましょう、と。それから物損があればただちに直して下さい、と。それでまあ、その間に保険会社へ何回となく通って、相殺割合、過失割合を保険会社と相談しながら、大体の腹づもりを持っておく、と。宮澤○手元の方には、何か過失相殺のための基準になるような資料は……。

答○いや、何も持っていないです。もう、ほとんどが、保険会社に行つては参考資料見せてもらつてやつてるわけなんです。と、いうのが、最終的には保険会社がなんぼ出すという、それがありますから、もうかえて保険会社と市との交渉の方が、重きをおくようになってきますわね。うちの方がもう少し出してやりたいと思つても、保険会社が出さと言つと、もう少し出せというところ、保険会社とやると。その腹案をもつて相手と交渉して、というのが、まさか管理瑕疵なんかでそう出るとは、むこうも思つてない、ただ車が壊れれば車だけ修理してくれ、と。人身事故があれば、治療費をくれる、ぐらいにしか思つてない人が、今のところまだ多いわけなんです。それに対して、休業補償なり、慰謝料なんかも積算の根拠になりますから、それを出すと、かなりの額が出るわけなんです。だから、いまだかつて訴訟になったのは、五一年ごろに一件あつたぐらいに聞いておりますけれど、もう私が担当してから、訴訟なんかは一切ありません。ただ年数が二年、三年かかったのは、一件ありますけれども、もう、ほとんどが保険の範囲内ですんでいる、と。それに、事故件数も、小さい事故から入れれば月一件平均あるんですけれど、ま、行つてみて、こんな所で

事故を起こしているのかということで、見舞、まあ、かご盛り程度、持っていってすますこともあります。

宮澤○この二年分の統計の中には、道路関係というのは全然ない……。

答○いや、あるでしょう。六一年は、大きいのがあるんじゃない……。トラッカの……。ありますね。路肩が崩れたという……。これは議案になって出たんですけど、これは○○支所の方で、私、直接担当してなかったんですけれども、一トントラッカを四メートル五〇くらいの道路に置き、昼食しておる間に路肩が崩れて横倒し、用水へ横倒した、と。ま、これが交通規制もなにもかけてなかった、路肩が弱いという表示も何もしてなかったということから、市に責任を問われたわけなんです。これも顧問弁護士あたりへも相談に行き、それから、保険会社とも相談して、一応、和解したわけなんですけれども。

宮澤○もう一つあるのも、これ、そうですか。道路のくぼみに落ちた、という。

答○これも○○であった事故なんですけれど、これ、大雨の警報が出とる中を、カブで帰られよって、水たまりの中にくぼみがあったわけなんです、そのくぼみが水たまりで分からなかったということから、そこで転倒されて、入院された、と。

宮澤○この二つ、六一年に議案であがっているわけなんですけど、実際には事故は何年ごろ起きてるんですか。

答○これはね、おそらくその年度だったと思います。ですから、そう長い解決時間はかけてないわけです。今、三年かかったというのは、おそらく専決処分で一つあると思うんですけど。事故日は一番左に書いてあります。宮澤○あ、これが事故日ですか。

答○事故日と、解決までその時間はかかってないです。

宮澤○半年のが一つと、一年のが一つ……。一年たっていないですね。

答○一年たっていないでしょう。もうほとんど、ね、治療していただいて、その傷が治ったとか、物損が直ったと

かといえば、もう、即、和解にもっていておりますから。ただ一件、三年ほどたったのがあったと思うんです。

宮澤○どういふものでしょう。

答○反射鏡ですわね、これが設置されてなかった、くの字道路で、用水へ飛び込んだのがあるんですわ。これが五八年二月の二八日に事故があつて、それが六一年に解決した、というのが一つあるんですけれども、これはもう、先方も全面的に市のミスだ、という。うちには、そんなミスはない、と。せいぜい四〇%くらいが市のミスだろう、と。結局、この折り合いで相当の日にちがかかったわけなんです。それでもう最終的には、第三者に委ねて下さい、うちにはもう出るところへ出してもらえば、きっぱりするんじゃないか、ということとで、一年ぐらいいつぱねとったわけなんですわ。結局、最終的には向うも考えたんでしょう、そこまでやると相当の費用がいると。で、わずか、金額的に二〇万、三〇万ですからね、それなのに裁判まですると相当費用がいる、ということとで……。

宮澤○金額は、そうすると、どなたが算定したんですか。

答○これは、先方からの請求書、請求書というのが治療費、それから車の修理代を全部資料としてうちにいただいて、それと保険会社に相談しまして、それから保険会社の意見をもとに、内部的に、土木部長以下、課長をまじえて、金額を、大体四割言いよるから、ということとで、算術的に数字を出すわけなんです。

宮澤○原告の方自身が、大体四割くらいいい、と。

答○いえいえ、先方はもう、一〇〇%、言いよるわけなんですけれども、うちの方が保険会社と相談して、四割ぐらいなら払つてもよからう、と。それをもとに、内部的に相談して、もっていくわけなんです。ま、それで折り合いがつかなくて、三年間のびた経過があるのはあるんです。それから、一〇年ほど前に、これはま

た、参考に読んどいていただければいいと思うんですけど。

宮澤○これいただけるんですか。ありがとうございます。

答○自動車事故で、五年にくばみへ飛び込んで、死亡された事故なんですけどね。私も直接担当してなかったもので、それを読んだ中で分かったんですけれど、そのくばみたるや、市道……。一番の問題が、市道である、いや、I Rの用地である、という、そのへんから始まったんですけれども、ま、市が舗装しとるということで、市も被告の内に入れられたわけなんですけれど。

宮澤○業者も入っている……。

答○業者も入っている。ま、業者が無断でそこを掘って、道路横断したわけなんです。約二四五〇くらいの道路を横断して管を埋めた、と。その埋戻しが悪かったために、そこで転倒して死亡された。で、その人は相当お酒を飲まれとった、ということ、一番では市が負けとったわけなんですけれど。

宮澤○この五八年の判決ですね。

答○そうです。五八年にも……。で、六〇年ですが、それではもう完全に勝ちました。もうその後、そのままになつて。そのままいうか、先方も最高裁へも出ず、もうそのままになってますが。

宮澤○ようするに確定したわけですね。この場合、控訴するかどうかという決定があつたと思うんですけど、それはどういうところでなされるんですか。

答○それはちょっと当時、私はいなかったんですけど、聞き及ぶところによると、最初、さつきいきましたように、示談交渉をやっておつた。ですけれども、本人は死に、で、本人に子供さんもおられない、ご兄弟だけなんです、その兄弟の人が相当に言つてこられて、訴訟しようと。うちの示談には応じないということから、裁判になつたらしいんです。

宮澤○そんなに金額は大きくないような気が……。二〇〇万ですか。

答○二〇〇万です。二〇〇万ですけど、四人原告がおられますからね。

宮澤○請求は五〇〇万ずつですね。各原告に対してですから合計二〇〇〇万……。

答○そうですね。請求は二〇〇〇万ですけど、判決は二〇三万でしたか。

宮澤○これは、立派な訴訟なんですけど、この二年分の統計には全然訴訟というのはないんですか。

答○ありません。私のところの市道関係で、そういうような分で今の訴訟は、それ一件だけです。

宮澤○しかし、この二年間、全部局を通じて被告になっているというのは、ないんですか。

答○公園の中ですね、ブランコで子供が怪我したというのがあるんですけどね、それが六一年に訴えられて。

公園課の人に今日来てもらおうと思ったんですけど、たまたまちよつと都合つきませんでしたので。

宮澤○それはこの中には載ってないわけですか。

答○載ってないですね。まだ訴訟中なんです。それに、相手方が訴えた方なんで、こちらが訴える関係でないで

すから、応訴する方ですから、もちろん議会とも関係ないですから。たしか六一年だったんですけども、

実務訴訟になったのは。事前に相手方との調停をしたんですけども、調停が整わず、相手はもう、訴訟へ

行くということですね。

宮澤○請求はどのくらいなんですか。

答○九〇万か一〇〇万くらいで、うちは、議会との関係があるので、五〇万円未満なら、専決報告で処理できる

ので。それで現在訴訟中なんですけれど、裁判上の和解というので、裁判官の方から八〇万くらいでどうか

という話があったんですけど、うちの方、議会の関係もあるんで、とりあえず、判決もらった方がいい、

はつきりさせた方がいいというので。もうしばらくしたら判決が下りるんじゃないかと。

宮澤○ということは、専決で処理できる範囲であれば、ある程度、妥協の余地は大きいわけですか。むこうの金額がその範囲で納まるようなものであれば……。こちらの方の責任の有無についての、あるいは責任の程度についての市側の判断というのが、むこう側の主張よりも低いとしても、五〇万円未満で納まるのであれば、まとめやすいということはあるわけですか、事実上。

答○ありましよう。

宮澤○いや、實際処理されておられて、どういう感じかな、ということなんですけど。

答○實際問題、専決の場合ですと、委員会での説明というのがいらないうえです。ですから、積算がこうなっていると、例えば四五万円になるというのと、八〇万円になるというのでは、説明の仕方が違うわけですね。八〇万になりますと、こういう積算で、こういう風に示談したいんだと。和解したいんだと。で、これでよろしいかということで、議決をいただかないと和解ができないという。ところが、五〇万円未満ですと、もう、そういうのは不要ですから。

宮澤○この専決処分規定というのは、五九年になっているわけですが、それ以前は、もっと低かったということなんでしょうか。

答○いや、五九年といえますのは、住宅ないし、同封の関係ですね。それを新たに加えたということです。

宮澤○あ、加えたということですか。ということは、金額については、ずっと変化はないんですか。この五〇万と

いうのは。

答○以前から五〇万円だと思いますね。

宮澤○それぞれの現場で見られて、これは低額だ、増額するということのような議論というのは、出てないんですか。

答○こっちとしては、上の方になればなるほど都合がよいでしょうけれども、議会との関係がありますんで、む

ずかしいですね。議会の権限を長の方へ譲ってしまうわけでしょうから。なかなかそれは、話が十分つかな
いと思います。

宮澤○交通事故でも、人身だったら五〇万越するような金額ですよ。

答○まあ、入院をちよつとなさつたら、これはもう五〇万円確実にオーバーしますね。

宮澤○しかも、保険が出ている場合であっても議決になるというんだつたら、あまり保険やつてるような意味もないような感じはするわけですね。で、この事件の場合、ちよつと話をもしますけれども、控訴された事件の場合に、これは、控訴するかどうかという実質的な判断というのは、弁護士さんの助言というのは大きいんですか。それとも、市側の基本的な方針というのがあるんですか。こういう場合だと必ず控訴すべきだというような、一般的な方針というのは、あるんですか。つまり行政として、こういう事件では負けるわけにはいかないという、なにか、そういうのはあるんですか。市によっては、やたらにそういうことを言っている人がいるんですけれど。

答○そういうので力むところは、〇〇市ではないですね。ま、弁護士の意見を聞いてやるぐらいのことですね。市から、絶対に勝たにゃいかんのだからということはないですね。うちの道路の場合は、ほとんど、大ぼこがあつたとか、ガードレールがとれたとかいって、市にマイナス点がかかりますからね、私の場合には、ですから、市からあえて訴訟を起していこうということは、ないですわなあ。これのように、先方がやってくれば受けて立とう、というぐらいのことですね。

宮澤○しかし、控訴するというのは、今度は自分の方から主導権をとる、ということになるわけですから、その場合の判断には、行政特有の判断があると思うんですけれども。それとも、そういうこともないんですか。

答○それもないですね。弁護士と相談をして、二審でやるか、それは一審だけで済ますわけにはいかんといって

も、もう一回やろうという弁護士のアドバイスをうけてやるぐらいのことですね。

宮澤○仮に控訴審で負けたとしても、控訴審までがなばったということであれば議会に申し訳がたつというような、考えというのはあるんですか。

答○そうですね、ま、それもあるわけですよ。

宮澤○ということは、例えば二〇〇万が一〇〇万ぐらいに、さらに減ったとして、最終的には負けるわけですけど、金額的に下がるといふ場合。

答○ま、議会に対して説明がしやすいということは、ありますね。

宮澤○そういうことはあるんですか。例えば、一審である程度金額、その場合ですと二〇〇万でしたけど、それが、まあ、第二審で一〇〇万に減ったのだから、まあいいじゃないか、これでやろう、というようなことって、あるんですか。

答○まあ、うちの方が応訴する、っていうんですか、その場合には議案等と関係ないですから、実際問題は一番です、うちの方がある程度負けければ、それで確定してしまえば、損害賠償額という形で確定してしまえば、議会との、まあ、報告等はあるかもしれませんが、あえて、控訴して、いうことになれば、弁護士さんの判断とか、うち内部での判断とかいうのがだいぶ出てきてですね、控訴するという風な形になると思います。

宮澤○やはり訴訟で敗訴されたということになると、基本的には控訴するという方針で、市の内部では議論されるものなんですか。

答○一応、負けた場合には、どうするかというのは出てきます。

宮澤○だけど、当然に控訴しようという風に考えるわけではないんですね。

答○それはいいです。

宮澤○最初の段階で、第一審でこちらから訴えを提起する場合と同様に、控訴する場合にも議会の議決を要求されるわけですね。そういう場合に、議会の側から、こういう事件で控訴しなくてもいいじゃないかというような議論というのは、出るものなんですか。議会というのは、あんまり実質的な意味はないんですか。

答○そこまでは議会も言わんでしよう。ま、それは、議会の議決というのが必要ですから、それなりの審議の中では議論されるんだと思うんですけど、まあ、そこまで、じゃあやめとけと、そこまではそう言わないですね。

宮澤○どんな事故でもいいんですけれども、学校事故でもよろしいですし、自動車事故でもよろしいですし、道路の瑕疵でもいいんですが、議員を通して交渉してくるという、そういうような人というのはいないものなんですか。

答○相手方が、ですか。あります。

宮澤○そういう場合は、どういうふうになされるんですか。

答○もう、先生に内輪のことはいつさいばらまいて、こういう理由でこれだけしか、これだけの過失がありますよ、先方にありますよ、ですからこれだけしか出ませんよ、ということ、はっきり、最初から打ち明けてしまいます。でないと、先生にお土産をあげるとか、そんなことはできませんですから。

宮澤○なんですか、そのお土産っていうのは。（笑）

答○ですから、うちの場合には、いつさい、先生が入られても、先生の顔を汚すようなお粗末なこととはしません。できるだけことはやらしてもらいますけれど、もうこれだけしか出ませんよということを、はっきり言わせてもらいます。

宮澤○学校にも、そういうことはあるんですか。

答○ありますよ。ただ、やはり教育委員会の問題ですからね。

宮澤○交通事故担当は。

答○ない、とは言いませんけど、非常に少ないです。そういう例は。仮に、あったとしても、我々ではできるだけ、担当者の方もそうなんですけど、誠意を示して自賠責の範囲内でおさめるということです。たとえば先生が入られたからといって、上乗せしなきゃいけない、とか、そういうことはありえないです。まあ、うちの方、訴訟的なものはまったくないんですけど、やはり、よそさんが力んでというのは、やはり基本的な問題じゃないかと思うんですけども。

宮澤○他の自治体にも波及するおそれがあるとか、妙なことをいろいろ言うんですが。(笑)

答○もし、うちの方が交通事故以外で負けた場合には、譲れないですね。基本的な問題、例えば焼却場を建設するとか、あるいは埋立て処分地確保の関係とかは。そういう事例が、今のところまだないんですけども、それがあつた場合には、私は、それは当然、控訴もありうると思いますけどね。

宮澤○この訴訟、興味深いので、少しまたおうかがいしたいと思えますけれども、これ、被告が三者あるわけですね。こういう場合の弁護活動というのは、三者の被告が相互に情報交換しながらやるものなのか、それともまったく独自の訴訟をするものなのか。

答○その時は、建設業者ですわね、それからJ.R.、〇〇市、一応三人の弁護士で、弁護士同士、話はしてくれました。

宮澤○しかし、それぞれの利害は全く反するわけで、どこかに責任がいつてくれれば、それが好ましいわけですよ。

答○そうです。その三者とも、うちではない、うちではない、と、みな逃げていたということですね。

宮澤○そういう場合に、うちではない、というだけでなくて、あそこだ、という……。

答○いや、あそこだ、とはいいません。

宮澤○それから、道路なんかでしたら、河川もそうでしょうけれども、責任がどちらにあるのかわからない、あるいは重複しているような場合もありうると思うんですね。例えば、市と県と、あるいは国とか、いろいろ複雑にいりくむと思うんですが、そういう場合の処理の仕方というのは、どういうことになるんですか。

答○ま、今までね、一応、県境であったことがあるんですけど、一応、一線をひいて、わずか県へ入っている、と。で、話し合いで県にやってくれんか、という場合は一件ありましたわね。で、合同でやる、ということとは、今までなかったです。

宮澤○じゃ、そういう場合に、いや実は県が悪いんだとか、あるいは国が悪いんだ、とか、とてもそういう言い方はなさらないんですか。

答○ただ、ここは道路区域が県道ですと、国道ですと、河川ですから、ということ、話し合いはそちらへして下さいと。で、その前に、うちからも担当者に一応連絡はしておくというぐらいのことで、ま、これは県だから県へ行ってしまうという、蹴ってしまう、極端な蹴りようはしてないです。一応、まあ、道路区域というものがある、これだけの管理している区域があるんですから、これはもう県になりますから、県とお話しして下さい、ということ、まあ、先方へ持つていってやるわけなんです。

宮澤○例えば、今度、国との関係ですけど、個々の紛争処理ではなくて、一般的な紛争処理の方針、例えば、文部省から、学校事故はこのように処理しなさいというような指針とか通達とか、あるいはマニュアルとかいうものが出るとか、同じようなものが例えば建設省から出るとか、そんなようなことというのは、ある

もんなんでしょうか。

答○いや、別にそういうのはないですね。

宮澤○そうしますと、むしろ、どういう方針でやろうかという形で、情報交換の対象になりうるというのは、他の自治体ということになるわけですか。同じような問題を抱えている他の教育委員会とか、あるいは他の市……。

答○学校事故なら学校事故についての、いろんな資料は出ているわけでした、それと、随時資料を貸していただいて……。

宮澤○例えば、この○○県内で、市教委の団体のような所があつて、そういう所で学校事故の処理についての意見交換とか、あるいは検討会とかいうことをなさつてるとか、そういうことはないんですか。自動車の関係についても、そういうことはないんですか。あるいは、同じような規模の、問題状況がよく似ているような都市が集まつて、○○地方なら○○地方で議論されるとか、そんなことつてないものなんですか。

答○それはないですね。

宮澤○道路についても同じなんですか。

答○ないです。

宮澤○あとは、法制担当部門の横の連絡とか、あるいは相互の研修とか情報交換とか、そういうような組織というのは、ないものなんですか。この地方では。

答○地方ではないですけど、年に一回ですね、同じような規模の、規模違っていても、ま、ちよつと違うんですけども、八都市……。

宮澤○それは、どこと、どこと、どこですか。

宮澤○具体的な関係に少し話をもとめますけれども、原課原局で紛争処理にあたっておられる方がおられるわけですね。あるいは、そういう職制がある、と。そういう人々のための研修とかいうようなことは、別にないわけですか。

答○できませんね。

宮澤○あるいは、係長になられた時とか、課長補佐、課長になられた時とか、何か研修の一環として、少し話をされるということも、なさらないんですか。

答○全くないです。今は、○○補佐という、事故の担当の方がいらつしやいますが、その制度もなかったんです。ですから、私がちよつと局長さんにお願ひしました。そういう制度を設けてほしいということを。今、○○補佐といわれる方がおられるんで、いろんなご相談をしたりして、我々の知識の乏しさを補ってきました。それから、示談の本当の正直な希望といいますとね、やはり示談交渉に行く場合にですね、衛生局で行く場合、あるいはその他の局で行くと、担当者によつていろいろ見解の相違があると思うんですね。ですから、いつしよに示談についていただくとしような、示談交渉していただくような人が、我々の気持ちとしたら、欲しいです。正直なところ。

宮澤○例えば、今日おいでいただいてる五名の方々、それぞれ、こういう問題についてのノウハウというか、処理の仕方についての知識というのは、どういう風に習得されたわけですか。教育委員会は……。

答○それはもう、代々そういうことについて担当されていた方にいろいろ聞いて、という形です。

宮澤○例えば、○○さんの場合ですと、この課長補佐、この担当に、どれくらいの期間おられるわけですか。

答○私は、この四月から課長補佐になったんです。

宮澤○その前には、こういう問題を担当された……。

答○前の課長補佐、今、課長やっておられますけれど、が担当されていました。もともと、うちが直接そういう学校事故について話をするというのも、最近になってからです。

宮澤○先ほどお話があったように、元来が学校保健の方でやっておられたと。衛生の関係では、お二人はずっとこの分野のベテランなんですか、こういう紛争処理の。

答○私は、まだ三年目なんですけど。

宮澤○三年同じところにおられるということは、長いんですか、短いんですか。

答○まだ短いでしょうね。こちら、一年ぐらいおられるんですから。

宮澤○この管理係に一年おられるんですか。

答○取り手がなくて、ですね。（笑）ただ、みなさんもそうだと思いますけれど、交通事故の方ばかりが仕事ではありません。仕事を持っている上に、この、片手間といったら諸弊がありますけれど、交通事故の関係をやってる、ということなんです。それでまあ、勉強の仕方としましては、やはり保険会社の関係の方から知識を得る、ということですね。それから、正直に言います、判例集を全部読めばいいんですけれども、そこまで時間的余裕もないものです。

宮澤○〇〇さんは、いかがですか。

答○私も、今、五年目を……。この事故の担当をして五年目なんですけど、前任者から聞いたり、それとまあ、保険会社へ行ってアドバイスしてもらう、ぐらいなことですね。

宮澤○五年というのは普通の……。長いんですか。やっぱり短いんですか。

答○短いでしょう。僕は、土木へは一五年おるんですけれども、その担当、前は用地屋をやってたんです。で、課長補佐になってから、事故の担当になったわけなんですけれど、まあ、五年という、土木の場合は短い

ですね。

宮澤○もつと長期間、これを担当しておられる方は、他におられるわけですか。

答○おるんです。今、他の課へ行っておりまされどね。

宮澤○ということは、こういうことなされてると、なんとなく長めになる、ということはあるわけですか。

答○それは、関係ないでしょう。

宮澤○人事上、意識的にそういう風になされてると、そういうことはないわけですか。

答○この事故の取扱について、事務分掌へもいつさい出ておりませんね。ただ、課の中で処理しとる、いうぐ
らいのことですから。ですから、事務分掌を担当しておる課の人も、誰が事故の担当やつてるのか知らない
ですから。

宮澤○ということは、他の業務の一部として担当しておられるわけですが、そういうことを担当しておられ
るということは、正面から、例えばそれぞれの適性とか、能力の評価の対象となつてるとは限らない、とい
うことですか。

答○そうです。それは関係ないでしょう。僕ら、土木の場合は、とにかく課長補佐の座に座つた人がやるという
ことになつてきておるらしいんです。前々からね。

宮澤○法制係の方は、どういうローテーションになるんですか。他の部門より長く配置されるとか、そういうよう
なことはあるんですか。

答○今までは、長いですね。私は三年目なんですけれども、係長が五年、○○が三年なんです。その前までが長
かつたんです。もう、一〇年以上。

宮澤○前の方は、今どういうことなされてるんですか。

答○今はそれぞれ……調達課へ異動し、契約関係を取りまとめておられる者とか、市場へ異動し、市場の管理をされている方とか。二〇年おられた方が、今、情報公開の関係をされています。

宮澤○なんとなく法律関係ではありませんね。そういう意味では。

答○まあ、実務問題、三人ほどしか頭に浮かびませんのですね。だから、その人がずっとやってきたということですね。

宮澤○全部変わった……。

答○ということですね。今の三人になったのが。で、それになるまでが長い。

宮澤○どういう理由でここに配属されたんですか。それは何か……。

答○僕はここに来るまでは、福祉事務所のケースワーカーでしたからね、ですから、なんででしょうか……。

宮澤○全員少なくとも法学部出身とか、そういうことは……。

答○ま、そうです。

宮澤○そうですね。しかしまあ、市の職員全体の中で、やっぱり法学部出身の方が多いとしたら、そんなことは理由ではないということになりますか。

答○そうですね。役所に入りまして、最初は、市の場合、外へ出るといいますか、現場部門ですね、税金部門であるとか、あるいはケースワーカー、国保の徴収というところに配属されるというのが、大体のパターンみたいなのです。

宮澤○ということは、とにかくこの分野というのは、全く初めて……。

答○そうですね、福祉事務所に七年いましたから、それでガラッと変わって今の部署ですので、どういう理由かと言われても、ちょっと。

答○前の、ケースワーカーしておられた当時の勤務成績は、対象になると思います。私も実は、こちらさんと同じ、ケースワーカーだったんです。私、五年おりまして。ケースワーカーの中でも、やっぱり一生懸命されてる方ですね、そうでない方、いらっしやいますからね。やはり一生懸命されている方は、総務課のような、法制係ですね……。

宮澤○そうなんですか。(笑) ○○さんは、どういうことをなさってたんですか。

答○私は、二年間、市民税課で税金の賦課をやっておりました。それから総務課へ変わりました。で、今度は、懲戒免職処分を受けた職員の不服申立てですね、それが提起されましたので、三年間公平委員会ですちらの方を審理しております、また総務課の方へ戻ってきたんですね。ですから通算して三年……。

宮澤○今、その話題が出たんですが、職員が提起する訴訟というのは、ないんですか。市を相手に。そういうのは、ないんですか。不服申立てというのは沢山あるんですか。

答○不服申立ても、公平委員会を二七年に設置いたしました、三〇年ぶりぐらいに一件提起された、と。まあ二七、八年は五、六件あったようですが。職員が市を相手に提起するというのは、ちょっと覚えがありませんね。ただ現在、市ではないですが、共済組合ですね、職員共済組合、共済組合の貸金の返済をめぐりまして、訴訟をおこしているというのがありますが、これは市ではございません。

宮澤○ということは、総務課、あるいは議事法制係の人事というのは、まだ方針そんなに定まってるわけではないということになるわけですか。つまり、専門職として育成していこうとかいう形で、みられているわけでもないさうだ、という感じですか。

答○そうですね……。私どもには人事の方針はわかりませんが。

宮澤○係長はどういう経歴の方ですか。今日はおられないわけですけど。

答○係長は入られたのが四七年で、……国民年金の滞納整理などで、現場にちよつと出られて、それから衛生局の施設課へ……。

答○訴訟の方の担当もしておられて、衛生では、し尿処理施設の増設工事の差止め訴訟が起きたので、その関係もされておつて、総務課の議事法制係に。

宮澤○総務課長さんに先ほどあいさつさせていただきましたけど、総務課長さんは、こういうことをかつて担当されたことは。

答○ないと思いますね。前は秘書課の主幹ということで、秘書課におられて、昨年四月に人事異動で総務課の方へ。

宮澤○例えば、議事法制係を担当しておられると、それぞれのところの、こういうポストにまわっていくとか、あるいは、こういうところを担当された方が総務課長とか議事法制係の係長になって帰ってくるとか、大体似たようなところを回って歩いてるというような感じもないわけですか。

答○人数が三人ということ、前任者が非常に長かったということで、ローテーションが……。

宮澤○ああ、これからの話なんですね。

答○そうです。確立してない、と。

宮澤○最後に、私、大学にいますから、学者というのは使いがあるのかどうかという話を。例えば、行政法学者。○大学の法学部には立派な先生がおられますけれども、大学の先生に意見を求めるということは、あるものなんですか。

答○まあ、うちが設置している審議会とか、いろんな協議会とかの委員さんとして入ってもらおうというのはあると思うんですけども、うちが直接知ってる先生に相談にというのは、私自身、個人としてもないですね。

係としても、それはないですね。そういう風な交流をもちたいというのはあるんですけども、実際問題は……。

宮澤○例えば、県の法務担当者の方と、こちらの方と、それから法務局の方とで、法学者なり、何人かで研究会のようなものをなさるとか、そのようなことは、この辺では……。

答○ないです。そういうような組織もないですし、まあ、ちょっと参加させてもらってるのは、法務局が主催しておる訟務の担当者会議、あれには行かせてはもらってるんですけども。

宮澤○それは、法務局と市以外では、という方が出ていらっしゃるわけですか。

答○県ですね。県が幹事で。それと、国、県、市の関係機関で。

宮澤○そうすると、そこがある意味で研修の場になる、ということですか。

答○研修というか、まあ、講演みたいな、こちらが聞かしてもらってるという……。

宮澤○そうですか。あまり……。

答○実際に意見を發表して、お互いに討論するとかいうのじゃないです。

(三) N市

N市に関しては、面接調査記録と当日配布された資料の中から「N市行政機構図・昭和六二年四月一日現在」を掲げる。

(資料一) 面接調査記録

N市に関する面接調査は、一九八七年七月二三日に行われた。その関係者は下記の通りである。

回答者 企画管理部企画課長

同課長補佐

土木建築部道路維持課維持管理係長

環境部交通安全対策課災害共済係長

教育委員会学校教育課長補佐

質問者 宮澤節生

記録 松本浩平 (神戸大学大学院法学研究科博士後期課程)

以下、面接調査記録の本文である。

宮澤○お話の内容としましては、だいたい三本の柱ぐらいで考えまして、まず全体としてどういうしくみになっているかという概観をお考え頂きまして、恐らく、非常に分散的に処理しておられると……。そういう事をお教え頂ければと……。それから、次にいくつかの部局から来て頂けるといふことです。それぞれの部局での処理のしくみはどうなっているか、その一般的な機構をお教え頂いて、その後で具体的な事例として、いくつか挙げておりますから、この場合には、例えば、どなたが苦情をまず受けられて、どういう風に手続

きが進んできたかを説明して頂くと、だいたいそういう三つの柱で考えていますけど。そういうわけで、まず〇〇さんの方から全体的なしくみについてお教え下さい。

答〇機構図（後掲・資料二参照）を持ってきます。法律関係は、財政課の行政係があるんですが、ここが法律というか、議案の審査なんかをやっているわけです。ただ、訴訟事件というのは、ここの事務分掌に入っていないんですよ。今言いましたように、各課がやっているんですが、今日来て頂いたのが、道路維持課の係長、土木部の道路維持課管理係です。そして、お二人来て頂いたんです。道路の係争中の分の方々です。

宮澤〇はい、分かりました。

答〇教育委員会の学校教育課が学校の事故を担当し、それから、文化教育が市民会館の事故については担当しています。

宮澤〇一番上の事件ですね。

答〇これは、今日は出席するように言っておりません。

宮澤〇そうしますと、条例規則関係については、それぞれの行政係の担当ということですか。

答〇担当のそれぞれの課が所管しています。

宮澤〇そうしますと、行政係というのは……。

答〇チェックすると……。議案の審査を見るだけで、それぞれ道路専用の条例だったら、こちら道路関係課が担当するし、それはどの市でもそんなふうですけど。

宮澤〇それは、つまり、行政係がなさることと言えば、いわば形式的に議案——条例としての形を整える程度のものですか。

答〇そうです。まあ、法令の審査がありますが、内容も審査は一応しています。

宮澤○その下にある文書課というのは、何をしているところですか。

答○これは、文書の通常一般の文書審査です。

宮澤○ああそうですか。

答○告示なんかのことをやっています。

宮澤○企業ですと、文書課というと、普通、法規課という感じなんですが。

答○ええ、割と強い権限を持つてゐるんですが、うちはそんな権限持ってません。

宮澤○そうしますと、企画課というのは、あるいは企画管理部というのはどういう……。

答○それは、ここにありますが、企画課というのは、企画調整、行政調査、事務管理とありまして、総合計画とか総合調査、そんなのを企画調整でやっています。行政調査は、都市問題の研究とか、そういうこともやっております。事務管理は、組織とか行政改革とか、そういう方面全体のことをやっております。

宮澤○そうしますと、要するに法規課とか文書課とかいって、通常、訴訟を事務とするような部局は、どこにもないわけですね。

答○ないんです。ただ、行政係に相談はよく行きますけどね。単なる相談に行くだけで、もうほとんど全部顧問弁護士に主な重要なものについては……。

宮澤○分かりました。そうしますと、顧問弁護士は何人おられるんですか。

答○何人おるんかねえ、二人かな、○○先生と○○先生というのは……。

答○刑事関係が○○先生で、民事が○○先生。

宮澤○民事と言えば、その○○さんという弁護士がお一人ですか。

答○だいたい主になっています。

宮澤○刑事で顧問弁護士さんがおられるというのは、どういう事情なんですか。

答○刑事というのはないけどねえ、やっぱり汚職事件なんかで時々引つ張られたりしているけどね、何年に一回かは……。

宮澤○こういうこともありうるんですか。交通事故なんかで、人身だと一応刑事的な何かになるんですか。公用車ですね、市の車。そういう事は関係ないんですか。

答○公用車の事故ではね、全部交通安全対策一本にまとめてですね、議会の議決を得ております。

宮澤○そうすると、二人の顧問弁護士さんは、いずれも○○で開業されておるわけですか。

答○そうです。

宮澤○民事の○○さんという方とのお付き合いは、どれぐらいになるんですか。

答○もう長いですよ。何年かな。

宮澤○皆さんが職員になられた時にはもう。

答○いえいえ。

宮澤○そうではないんですか。

答○五〇年からはやつぱり○○先生です。

宮澤○そうしますと、顧問弁護士の担当の部局というのは、どこなんですか。

答○担当というのは、人事課が報酬を払うので、人事課が持っています。報酬を支払うか……報酬というか支払料の関係で、そこへ予算組んでから、それで持っているだけです。

宮澤○その関係は、非常勤の職員、つまり嘱託というような形で、非常勤の職員にしておられるというのではなくて、まったく……。

答○まったく、弁護士的一件訴訟事件ごとにくら、といって払うんです。

答○そうです。

官澤○顧問料契約というような形で……毎月定額で払っておられる。

答○年間で顧問弁護料というか、弁護士の報酬を払ってるんです。

答○払ってるのは払ってるけど、それ以外に、件別に払ってるんです。

官澤○一件担当することにくらと……いうことですね。その場合に、顧問弁護士さんに相談される、あるいは、訴訟代理人になって頂くという時には、どこかの判断を経なければならぬということはあるわけですか。

答○そうです。企画管理部長まで。

答○そういう人事課の顧問弁護士料のあれがあるから、人事課の……。

官澤○ああそうか、人事課が企画管理部に所属しているのです。

答○ええ、企画管理部長の決裁をとるということです。

答○ええ、相談に行くわけです。

官澤○企画管理部が決裁すると……。そうしますと、この顧問弁護士さんに、これは相談すべき事案かどうかは、あるいは、訴訟代理人になって頂くべき事案かどうかというような、その相談というのは、どこになさるわけですか。いきなり部長さんに……なるわけですか。

答○それは、その人事課の人事係ですか、担当者のごとくに相談するんですね。そっちからまた、財政の行政係のところへ行つてね、ちよっと相談もしたりしながら、訴訟事件の分については、もう顧問弁護士にやらな
いかなだろうと、そういう下の方とかねえ。一応、担当者どうして話合いはしてるようです。

官澤○そうしますと、その人事課、あるいは、その行政係の方には、実質的に法律的な側面について、助言できる

ような人はおられるんですか。

答○行政係はちよつと助言できるけど、人事課は法律的なことは全然タッチしてないんですね。

宮澤○行政係で、その法律的な助言能力のある人というのは、どういう経歴の人なんですか。

答○だから法令担当でね、行政係長とか法令をいつも研究している人が、ちよつと、ある程度の助言できるけど、もう、あんまり大したことないですよ。

宮澤○その行政係というのは、何名職員がおられるんですか。

答○三名おります。

宮澤○係長含めて三名おられるわけですか。

答○はい。

宮澤○わかりました。その人事係というのは、何名ですか。

答○人事係も三名です。

宮澤○係長さんも含めて三名ですか。

答○三名です。

宮澤○あと伺いしたいのは、全体的なしくみについてお教え頂きたいんですけども。まあ、損害賠償ということになりますと、議決を要することになるわけですが、しかし、多くの自治体では、専決規則をおいているわけですね。

答○例規集があります。損害賠償の委任しているのが、一〇〇万だったかな。

宮澤○その場合の一〇〇万円というのは、保険金でカバーされる金額も含めて一〇〇万円でしょうか。それとも、それを除けた一〇〇万円でしょうか。

答〇一応、考え方は、全体という考え方を持ってるんですが、まあ、その一〇〇万円言うのは、実際はみな……。

宮澤〇例えば、自動車で、当然自賠責がついてますね。まあ、任意がついてるかどうかは知りませんが、いずれにせよ、その保険で一〇〇万円どころか、二〇〇万とか三〇〇万とか出るということになれば、一〇〇万を越えていても、要するに市としては何も実損はないわけ……。

答〇なくても、それは法文の解釈から言えば、それでもう議案になるんでしょうけどね。

宮澤〇事実の方はどうでしょう。

答〇すると思います。してると思いますよ、議案にあるのは。

答〇これやったら、交通事故対策読んだら、よくわかるんじゃないですか。あとは、もう交通事故云々……。

答〇あのね、清掃の關係の方がいいかもね。専決処分したやつ全部報告してるはずですよ。

答〇全部報告してるよ。議会ごとに三件か四件、出ますよ、報告は。

宮澤〇それは、報告になっていることから判断しますと、一〇〇万円以上でも報告になっていますか。

答〇いや、一〇〇万円以上は議会の議案に。

宮澤〇それは必ず議案になっていますか。

答〇ええ、議会の議決を採りますね。

宮澤〇そして、その場合の一〇〇万円というのは、実際の支出ですか。

答〇いや、それは保険も含まれて。

宮澤〇含まれて一〇〇万円。わかりました、はい。それで、もう一つ、そうしますと、保険の話になりましたけれども、市として保険に加入しているというのと、どういう種類がありますか。

答〇それは、管財課が保険に入ってるんですがね、市有物件共済に入ってるんですね。

宮澤○あれは、どの程度カバーするんでしょうね。部局あるいは、市の事業の関係で言えば、内容について言いますと……。建物ぐらいですか。

答○建物と自動車なんかも、そうじゃないですか。

宮澤○自動車の場合、その任意保険、つまり民間の保険会社にあたるものを、その共済のようところで営業しているということですか。

答○それは、ちょっとわかりませんな。管財課に聞かんと……。

宮澤○道路関係では、保険というのはいりえないものなんですか。

答○あります。道路保険というのが正式にありまして、それに加入してまして、そして道路管理上の瑕疵、そういうものについては、それに対応しているということですね。

宮澤○上限何万円まで、いけるんですか。

答○上限はいろいろ段階ありまして、各都市によって違うわけです。○○市の場合は、A B C Dというような段階がありまして、そのうちの高い方に入ってるんですが、その辺、ちょっと書類持ってきますね。

答○学校の場合は、管理下の事故について、市と父兄が折半で日本体育・学校保険センターの保険を掛けているわけです。これが健康会ですが、全国的にみな入ってるんじゃないかなと思うんですが、聞いたことありませんか。

宮澤○学校健康会ですか。

答○ええ、そうです。それで、それをオーバーしたものについては、全国市長会の保険がありますね。

宮澤○それは、その学校関係の特別の保険が、そうやって全国市長会の関係であるわけですか。

答○だから、全国市長会の保険の種類には、その対象になるのは市の施設の中で起こった事故ですね、目的物

の金額が一〇〇万円以下、交通事故にかかるものは、自動車損害賠償補償法に規定する保険金額の最高額の範囲内のものと、そういう規定。

宮澤〇ということは、賠償は今二五〇〇万ですから……。ということは、実際に支出している額ですね。自動車については。

答〇そうです、そうです。もう、あの自動車事故については、議会の同意を得たものはないということです。二五〇〇万円までは、全部、報告で済ませるわけだから。

答〇いえ、一〇〇万以上はないです。私の三年間でですけどね。

答〇そうですか、いや一〇〇万といったら、相当な事故になりますけどね。私知ってる範囲では、一〇〇万以上はちょっと知らんですけどね。いや、全部、専決で報告だけ、ということ、三件ほどありましたけどね。

宮澤〇道路関係の保険のカバーする金額については、あとでお教え頂くことにして、学校教育関係だと、いくらぐらい出るんですか。

答〇健康会のあれば、一級からありまして、金額はちよつと今覚えていないんですが、それをオーバーしたもののについては、その市長会の方の支払となるわけです。

答〇金額もいりますか。

宮澤〇ちよつと教えて頂ければ、参考になると思うんですが。それからですね、今、保険の話、データをちよつと補って頂きたいと思えますけど。

答〇任意保険の方は聞かないんですか。

宮澤〇いや、任意保険の種類をうかがっているわけですね。それは、民間の損保会社の保険ではなくて、市長会の

方で交通事故関係の任意保険も入っているのではないかとということでしょうか。要するに、市の公用車一般についてですけど、それは自賠責だけか、それとも任意保険も他につけておられるということですが。

答○それだけ聞いたらいいいわけですか。

官澤○ええ、保険の種類ですね。企業においては経営上の付き合い上で、ありとあらゆる保険会社とつき合っているところもあるわけですけど、多分、自治体の場合はそういうことはなくて、多分一ヶ所だろうと思います。車両でも通常の乗用車のようなものにはつけないで、清掃とか、要するに危険を伴うような車両だけつけるというところもあると思いますので、これをちよっとお教え頂ければと思うのですが。

答○それだけでいいんですよ。

官澤○ええ、結構です。来て頂く必要ありません。

答○要するに、車両別に……。金額を変えて任意保険に入っているのかを……。

官澤○ええ。道路保険とは、そういうものがあるのでしょうか。

答○そうですね。社団法人ですね、全国市有物件災害共済会という所ですね、締結は、八市の場合は○○火災なんですから……。ここを通すような形でですね、やっております、ええ、補償の身体賠償一名で五○○○万、一事故につき七億円、対物で一事故につき一○○○万、免責はいずれも一万円という風なことです。こういうのに入っております。これは、ランクがですね、A型からE型までありまして、一番小さいので身体賠償A型で二○○○万、大きいのでE型で一億円と、こういう段階ですね、ええ、保険料が定められています。その中で当市はD型という……。

官澤○上から二番目ですね。

答○それに入っています。

宮澤○わかりました。で、それを利用されるような事件というのは、年間どれぐらいあるものなんですか。最近の

例で言うと。

答○最近の例で言うそうですね。ここ三年間では、〇〇市の場合は一度もないです。

宮澤○ないんですか。ということは、加入しなくてもいいんじゃないかなっていう気もしないではないんですが、

(笑) そういう事はないんですか。

答○以前にですね、私が異動でかわったのは三年前なんです、その前に、これ四年前ですね、その時にはありまして、そうですね、一年間で三件ぐらいありまして、その三件の総額で八〇万ないし九〇万ぐらい支払いをした、そういうような事件はあります。

宮澤○ということは、その保険を掛けておいて、それなりにペイするものですか。保険料をどれだけ支払っておられるかは知りませんが。

答○まあ、保険料はそう大した金額じゃないんですけれど、いついつ、どこでどういう事故が起こるかわかりませんからね……。

宮澤○ええ。

答○それに、対応できる範囲内は、必要だろうというように、掛けておられるわけですね。

答○学校事故の関係では、先程言いましたように、保険に関することは、私ども教育委員会に七つの課があるんですけれども、そのうちの保健体育課というところで処理しております。

宮澤○そこで、保険の関係は全部扱ってるんですね。

答○それで、学校管理下で起こった事故についての、その訴訟、そういった対応は、それぞれの課でやっているわけなんです。それで今現在、学校の関係の分が三件あります。

宮澤○市長会の方はどこまで、いくらまで出るんですか、最高で。

答○最高で二〇〇万円出ます。

答○うちの市有自動車の場合、特殊車両、清掃とか、いろいろあるでしょ。それと一般の乗用車、これと区別なく、対人については一人五〇〇〇万と、それと対物が二〇〇〇万、これを均一に掛けているということです。

宮澤○それは、どこの保険なんですか。市長会の保険なんですか。

答○それじゃないと思うんですけどね。それはちよつと聞いてないですね。

宮澤○どこの保険が確認して頂ければ、それで結構です。学校事故の関係で、今までの最近の実態は、だいたいどれぐらいの額を利用されているんですか。

答○今までは、健康会で収まっているわけです。実際、それを越えた金額を払ったことはないんです。

宮澤○ということは、一八〇〇万で収まっている……。

答○はい、健康会の方の……。

宮澤○いずれにせよ、その健康会から支出してもらうような事例は、年に何回ぐらいですか。

答○かれこれあります。

宮澤○一〇件とか。

答○月に何百件とあるんじゃないでしょうかね。

宮澤○そんなに……。

答○交通事故については、全国市有物件災害共済というのがあります。そこにすべて掛けるということでは。

宮澤○ということは、市有物件災害共済会という所が、いろんな種類の保険を用意していて、大部分の市長さんは、それを利用されているという事ですね。分かりました。じゃ、それぞれの部局での処理の仕方に話を進めた

方が良いと思いますけど。まず道路維持の問題について。

答○先に教育の方がよいのですが。

宮澤○それじゃ、ちょっとお待ちしましょう。損害賠償の金額を確定するとか、あるいは示談で終わらせるとか、訴訟になっても途中で和解するとかいったような決定をする時に、決裁はどこまでいくのか。それは、どういう風になっているんですか。

答○それぞれの課が対応しております。

宮澤○それじゃ、教育委員会の手続きの流れを教えて頂ければと思うんですが。まずは、学校で事故が起きたとして、どういう風に苦情が上がってきて、誰が交渉に出ていって、どの段階から教育委員会に出ていくか。

答○事故が起きたら、学校で親を呼んだりして、被害者と加害者が話し合ったりして、話がつかない場合に教育委員会に上がっていくわけです。それで、教育委員会へいくら損害賠償しろと言ってきてても、そういう予算を組んでないわけです。だから、支払い方法がない、だから向こうへ支払いが出来ないから訴訟になるわけです。

宮澤○つまり、学校で、まずは交渉がなされる。それは、校長先生がなさるわけですか。校長の段階で示談はありうるわけですか。

答○ある場合もあります。教育委員会まで上がらなくても、そういう場合もあるでしょう。

宮澤○学校の責任が問われている場合は、どうなりますか。子供同士の事故じゃなくて、先生も悪いんだとか、そういう場合でも、校長段階で示談というのはありうるわけですか。

答○それはないでしょう。

宮澤○それは、被告は市になるわけですか、訴訟になれば。

答○それはもう、学校の段階ではないと思います。

宮澤○事實上、校長先生が学校にも責任があるという事で、被害者とされる子の親がやって来たと、校長先生がこういう風にしようといつて示談が成り立つ、つまり、校長にそんな権限があるかどうかというのが分からないんですが。

答○校長の権限というのではなくて、あくまでも加害者と被害者で話し合うわけです。

宮澤○分かりました。じゃ、その場合じゃなくて、学校にも責任があると言われたらどうしますか。つまり、あの子がこの子にキズを負わせたんだけど、先生がちゃんと見てないからとか。

答○学校には責任がないと言っているというわけです。

宮澤○学校にも責任があるという事が、はっきりしている場合はどうか。学校にも責任があると校長が思った時、校長が示談することが出来るわけですか。

答○それは、学校に責任があるということは、結局、国家賠償法にかかわってきますので、訴訟になるのかなあ。

宮澤○事故報告書は、どういう形で上がってきますか。何でも報告事として上がってくるわけですね。そうしますと、その時に相手の子供とか民間人同士の話しじゃなくて、市にも責任があるとか、あるいは、市だけに責任があるとかいうような主張は……。

答○事故報告の段階では、こういう事態がありました、というだけです。

宮澤○そうしますと、教育委員会に上がってくる段階では、どの程度事件が固まっていると言うか、交渉が進んだ段階なのですか。

答○その事故報告というのは、起こったら、即報告させますので、加害者、被害者ではどうなっているのか、分からん段階です。

宮澤○そうしますと、市に責任がある場合とは限らないわけですから。我々が関心があるのは、市に責任がある場合であつて、そういう場合の処理の仕方はどういふ風になるわけですか。教育委員会では。例えば、よくあるのは、○○県でありましたけど、高校で理科の実験をしていたら、その薬品が爆発して重傷を負った。これは明かに学校の……。

答○それは結果が出て、判決が出て、市が悪かったとか……。

宮澤○いえ、初めから市の責任を追求されているわけです。損害賠償を要求されてるわけです。示談の成立が成らずに、訴訟になってしまったという事件ですけど、そういうのがありうるんだと思いますけど。

答○その被害者の方が納得いかないから訴訟になるわけですけど、納得いったら加害者と被害者で解決するわけですね。

宮澤○私が申し上げてるのは、市が加害者だと言われている、簡単に言えば、そういうこと。つまり、校長先生の管理が悪いからこういう事が起きたんだ、という言い方をされるような事件はないのか、ということですね。

答○事故報告が上がってきて、市が悪かったというような事件はないと思いますが……。相手が納得しないから訴訟になるんですから、それで、どっちが悪いか判断してもらふわけです。

宮澤○それでは、子供同士の事件だと、実際には先生が、例えば、いじめが背景にあつて、それが担任なり校長が学校の管理を行っていないから、そうなったという事は。実際、殴ったりしたのは子供だけ、実際には、より大きな責任があるのは学校である。つまり、市が被告になると、こういう訴訟はありますか。

答○それは過去にあつたでしょ、プールなんか。

宮澤○そうですね、そういう風ですね。

答○市としたら、完全な管理監督を行つて、やった上での事故だと言ふことで反論している。

宮澤○当然、反論しますね。で、そういう事件が実際にどういう手続きで進むかを伺いたいわけです。例えば、市の方には一〇〇％責任とは言わないが、生徒の方にも問題があつて、過失割合が何割か。損害賠償を一〇〇万要求されていても、五分五分で五〇〇万、市の方は払うとか、という形で示談が成立するとか、まあそういう事ですけど……。つまり、そういう判定を、教育委員会では、どなたがなさるかというのを伺いたい。

例えば、相手が一〇〇〇万円要求してきた時に……。

答○上へ上げていって決めます。

宮澤○その手続を伺いたい。そういう事件、全然ない。

答○何千万払えて言つて、上がつてきた事はないです。

宮澤○そうですか。例えば、さっき、良い例が出ましたが、市営プールがあつて、これを教育委員会が管理している。そこで子供が溺れた、そういうのはないか。

答○被害者というのは、いくら欲しいとは言わない。何とかしてくれとか、市は何とかなければいけないのじゃないかという。

宮澤○だから、それは、市が責任をとつたという事になる。

答○できないです。それ以上の事を要求してくるわけです。

宮澤○それが普通ですか。

答○普通ですね。被害者の方は、一〇〇〇万くれとは言わない。

宮澤○そういう場合に、こちらからは、どう言うんですか。

答○できない。

宮澤○できることは、金銭的な保険で支払うこと……。

答○治療費の事、固定した場合の将来の医療費、それしかないんですと。

宮澤○それを超えて、こういう要求が出る事もあるんですか。例えば、もつとプールの管理をよくしろとか、学校の運営方針を改めろとか、と言ってくるという事ですか。そういうこともないんですか。何か抽象的に何かしろと言っているわけですか。ここに、三つの事例が上がってるんですが、これは、いずれも市が損害賠償を請求されている事件なんです。

答○請求されている方です。

宮澤○そうしますと、この三つの事件について話した方が分かりやすいと思うんですが、例えば、どういう風に、これは話が進んできたんですか。それぞれは。

答○私も詳しい事は分かりませんが、第一の分からいでしょうか。

この事件というのが、五七年一〇月です。当時、二年生公園で昼食の時、男生徒が棒きれでピン球を打っていて、振った拍子に棒きれが折れまして、それが飛んで、一〇m程のところで食事してた女の子の目に当たったという事件です。その事件があつて、被害者・加害者間で人を間に立て話し合いを進めていましたが、一〇〇万ぐらいで示談にしようとか決まりかけてたが、被害者の周囲の人が高くつけたんだと推測されるんですが、それで、こういう風になった。

宮澤○どの段階から、市に対して要求が出てきたんですか。いつ頃から。

答○これは昭和五七年の事故で、時効が三年ですかね。訴訟が起こったのが昭和六一年四月頃です。だから、時効寸前に上がってきたわけです。内容的には、加害者の不法行為、その親権者の責任、それと国家賠償の市の責任ということで、加害者と市を相手取って出てきた事件です。

宮澤○昭和六二年のその頃以前に、これはどうも市を訴えるという行動に相手が出るんじゃないか、という予想は

なかったですか。

答○その子は二年生の遠足に行つて、すぐ、その父が○○の方の人なんですけど、転動したわけです。で、すぐ○○の方へ学校がかわつたんです。その学校を出る時に、何もなかった事にしてくれと、それで向こうの学校の方にも書わないようにしてくれという事で、何もそういうような気配はないと、学校の方も思つてたらしい。

宮澤○一〇〇万円で話がついたと……。

答○その一〇〇万円、それは被害者と加害者の話で、教育委員会まで正式に上がってきた話じゃないんですけど、そういう風な話も進んだということです。それは○○の方へ行つてから、これくらいで決めようかと言つて、話が決まりかけていたが崩れたんですね。向こうが転動してから後の話ですけど、それで、そういう風に中学を転校する時に学校へ来て、親がとにかくもうなかった事にしてくれと、向こうの学校の方にも黙つていてくれと頼まれた。

宮澤○つまり、怪我をさせた方の子の親ですか。

答○した方です。何もなかった事で構わんから。

宮澤○した方ですか。そこが、よく分からないんですが。

答○とにかく、向こうの方も黙つていてくれなかつたかと思つたらしい、被害者が。それで学校も、実際に、ああいうふうに親も言っているの、これは済んだと思つていた。

宮澤○その前に、市に対して、つまり、教育委員会に対して、これだけ払えとかいうのは、なかつたんですか。

答○なかつたです。こういう風になるとは、私も思つてなかつたです。

宮澤○ということは、それ以前に健康会ですか、そのお金も出ていなかったわけですか。

答○出ていました。

宮澤○出てたんですか。

答○治療費ですね。○○におる間は、向こうに行つてからは健康会への請求はしていない。

宮澤○そうしますと、これ訴状を見れば良いんですが、損害賠償はいくら要求しているんですか。

答○えっと、一八〇〇万……。

宮澤○一八〇〇万あれば、健康会の……ゆうゆういく。

答○これは、等級がありますから。

宮澤○なるほど。一級にはならないわけですね、その程度では。

答○はい、一級にはならないわけです。一級と言つて死亡など……最高ですから。

宮澤○この場合には、何万円位出たとか。

答○だから、見舞金も恐らく貰つてないと思うんですよ。

宮澤○請求していないと。

答○請求していないから。

宮澤○それは、しかし、後で損害賠償が確定したとすると、既払い分を差し引かなければなりませんから。そうすると、それは非常に奇妙な事件ですね。

答○その出し方がね。だから、我々も学校の方もこれで終わつたんだと判断したみたいですね。

宮澤○この原告の方の方に、どなたか入れ知恵したのか知りませんが、その教育委員会に直接話がきた事は無かつたという事ですが、例えば、校長先生が間に立って、その加害者の子と話し合ひをさせて頂いた時に、被害者側に既に弁護士がついてたという事はありますか。

答○それは、ないと思います。と、言うのは、何か両方とも金融銀行関係の人ですね、で、その人の知り合いを通じて話してみたい、だから学校の方にも言って来なかったんです。

宮澤○まだ訴えが提起されてから三ヶ月しかたつてませんから、ちよつと可能性は分からないと思いますが、教育委員会としては和解で終わらせるつもりもある、ということないんですか。

答○それはいいです。

宮澤○ないんですか。それでは、その判断はどういう理由によるわけですか。

答○それは、一八〇〇万というのは根拠が無いと。議会で納得出来ない。

宮澤○ということは、一八〇〇万は高すぎるという事ですか。

答○まあ、そういうことになるんだと思います。要は、その訴状にありますように、市には責任が無いというような。

宮澤○基本的に、もう、とにかく責任がないという立場ですか。金額が高すぎるとかいう問題以前に、法律上の責任はないと。

答○はい。

宮澤○他に二件ありますけど、例えば、その二、三番目はどうです。

答○第二の分があります。この場合は、最初、調停だったんです。調停不成立になったわけです。

宮澤○いきなり調停というのはないと思うので、事故が起きた時に、まず、誰……。

答○これも学校の方に全然話はない。そして、教委の方にも全然話はない。そして、いきなり来たんです。

宮澤○それは、でも不思議でしょうがないんですね。その場合、調停の段階で相手方には弁護士はいましたか。

答○ええ、おりました。

宮澤○事故報告書、それから訴状ですね。これも、一八九六万の要求。

答○調停の申立ての時にですね、弁護士がついてますね。

宮澤○○○さんという方ですか。この方は原告代理人になってますけど、調停の時に同じ弁護士さんだったんですか。

答○はい。

宮澤○この事故があつてから、調停が申立てられるまで、どれくらいの時間。六〇年の五月になってますが。

答○調停の申立てが昭和六一年七月二三日。

宮澤○一年以上経つてゐるわけで、その間に何も交渉がなかった。

答○ありません。学校の方にも何とも言つて来ない。

宮澤○この場合には、健康会の見舞金というこは支出されているわけですか。

答○されてます。

宮澤○等級に応じて金額が出てますね。で、そうすると、その金額では不満だという事になるんですね。で、市の側としては全く責任が無いと、いう言い方をなさるんですけど、この場合には、それは、どういう状況で、例えば、この先生が見ている時間帯とか、そういう状況で発生したんですか。

答○第二の分は、小学校ですけど、入学して間もなかったと、五月くらいだったと思う。健康診断、目の検査をしていたのです。子供をみんな連れて保健室へ行つて、済んだ子から教室へ帰らして自習させて、で、一人の女の子が絵を書いていた。

宮澤○鉛筆で目を突いた。

答○Aという子が、その女の子の前に行つて見た。そして、被害者のBという子が、また後ろへ見に来た。先

に見てたA子が振り向いた拍子にB子の目を突いてしまった、そういう事故です。

宮澤○目は見えないようになった。

答○今はコンタクトで一・〇まで戻っている、と言っていた。はずしたら見えないらしい。

宮澤○分かりました。それで、それは学校側の管理責任ではなくて不可抗力かも。

答○起こるべくして……。

答○不可抗力だから知らんというか、市の責任が無いと。

宮澤○市の責任は無いと、何故発生したかはともかく、少なくとも市には責任は無いという言い方になるんですね。で、例えば、そういう場合に、そういう答弁をしようという判断とか、その前に調停の申立てがあったわけですが、調停の申立てに應ずるべきかどうかという判断は、どちらでなさるんですか。

答○それは、学校から訴状が出た場合、これに対して学校はどう答弁するのかという事をまず出さすわけです。

宮澤○学校に対して。

答○学校に対して教育委員会が出さしているのです。

宮澤○調停に應じなかったわけですね。それは應ずるか否かの判断は、教育委員会がしたんですか。

答○そうですね。

宮澤○その次は、どういう事件ですか。

答○第三の事件は、その交渉過程で話が出来なくて、教育委員会の方へ何とかしてくれと、言ってきた例です。

宮澤○五九年の一二月の発生で、地裁受付が昭和六一年一月一日という事は、これも二年たってるわけですね。

答○体育の時間が終わって清掃の時間に移る時、靴箱があって、その上に子供が上がって掃除しようと思って、ガラスを開けようとしたら外れて下に落ちた。そのガラスが飛び散って外にいたAの足の筋が切れたんです。

それで、後遺症云々という事件です。

宮澤○そうしますと、これは事故ですから、自動的に健康会の金はおりるわけですね。問題は、プラス・アルファいくらかという争いであると。

答○そうですね。

宮澤○訴えまでに交渉の期間が二年あるんで、相当、途中で……。

答○弁護士通して話に来た事はないです。

宮澤○ありませんか。

答○はい。本人が来たんですね。

宮澤○で、これは学校事故の場合、実際に怪我をさせた子供との関係では、既に金銭のやり取りがあるんですか。

答○お見舞いに行ったりしてるから、その時に多少。

宮澤○多少の見舞金程度の事はあるだろうと。それは、あくまで儀礼的なもので、実質的に損害賠償に当たるような額には到底なっていないと。

答○全然なっていないです。

宮澤○その場合でも、相手の金額がもっと安くなれば、和解に応じても良い気持ちはあるんですか。

答○毛頭ありません。

宮澤○ない。こういう考慮はありうるのでしょうか。学校事故の場合、つまり、一番目の事例は転校してしまっているわけですが、そうではなくて、小学の時、事故が起きて、中学に通っている子と市が、現実、訴訟の関係にあるわけですね。長期間にわたって法律論をギシギシと続けていくのは好まないと。

答○第一の場合は、転校して、いない。第二の場合は、三年生でいます。

宮澤○そういう場合に、〇〇市の子だから、少し市としても妥協してやろうか、こういう感じにはならないか。よその所で、そんな事を言ってたので。現にまだ学校に通ってるんだし、ある程度向こうの過失割合を引き上げると、金額が変わってくるわけですけど。金額が相当下がる事になるので、まあ、その辺だと妥協しても良いかなという。

答○それは誰が決めるんですかね。

宮澤○それは、非常に大きな所で法規部があつて……。議会に申し訳がたつ。つまり、少なくとも第一審までは争つたという。

答○それは二審上がったんですか。

宮澤○いえ、二審行かなかつたです。裁判所の和解勧告があつて。

答○そういう裁判所の判断が出るんだと、それで議会説得したと。

宮澤○とにかく第一審まで、途中まで争つたという事で、ある程度言い訳はたつんではないかという事なんですか。

答○この事例については、和解の勧告出ておりませんので。

宮澤○三つとも出てないんですか。

答○だから、その段階で、また、弁護士にも相談し、内部でも詰めてみないといかんですね。どちらにしても、第一の分だけは民法と国家賠償法が適用されているんですが、あとの二つは国賠です。

宮澤○裁判所の和解勧告があつて、和解したという事例はないんですか。

答○私が来てからは無いです。今までも教育委員会では、無いと思いますね。

宮澤○あるいは教育委員会で訴訟にはならなくても、保険で一応出てるけど、その上積みという事、その分を市が払うという形で示談で終わつたというようなのも記憶には無いわけですか。

答○無いです。

宮澤○そうしますと、先程、すでに説明があったように、上積み要求しようと思えば、被害者の立場の人としては、いきなり訴訟に持ってくる以外ない、という感じになりますか。今のところは。

答○ええ、今のところは。保険でできなかったから、まあ、全国市長会の分については、訴訟になって判決が出てからの、対応する為のものです。

宮澤○そういうものですか、それは。

答○健康会というのは、治療費とそれが固定した段階で見舞金が出るんですね。だから、その見舞金では不服だという事で訴訟するわけですね。その訴訟で原告が勝てば、これの超えた分を全国市長会が出すというよう

な。

宮澤○であるとすれば、あまり市長会の財政には響かないわけですね。

答○という事です。

宮澤○そういう意味では、訴訟してしまつて、訴訟費用を安くあげると、で、損害賠償の保険金はその保険で出るわけですから、そういう考え方もありうると思いますけど。

答○そうですね。いうなれば。

宮澤○じゃ、同じようにして道路維持についても、お話し頂きたいと思うんですが。大体お伺いしたい事、様子分かったと思うんですが。

答○さっきの車両の保険の金額間違つてましたので、連絡入りましたので。えっと、対人は五〇〇〇万円を八〇〇〇万円に訂正。

答○道路の賠償責任保険の関係につきましては、その範囲内に、それに該当するような事故が無かったもので、

あまりはつきりした事は説明出来ないけども、通常の事故としましては、穴ボコ、道路に穴があいて、そこに自転車、單車が走ってハンドルをとられて事故したといった問題。あるいは、道路の路肩部分が軟弱で、そこから車両が落ちたとか、ガードレールのボルトが取れて、それにもたれかかって落ちたとか、そんなことが以前あったようだけど。不幸にあった人から道路維持課の方へ連絡・通報があります。

答○道路維持課に直接くるんですか。それとも、道路事務所みたいな出先があつて、そこへとか。

答○出先の方は一ヶ所あるが、それは、現場の直営で作業を補修する現場の人間がおるだけです。直接、本庁道路維持課の方へ連絡あります。それに基づいて現地の方……調査して本人と面接して、それから保険会社の方へ事故の報告です。当然、課内の方もそういう事故がありましたと言うんです。それから保険会社の方に相談、いろいろ教えて頂いて、今度示談は我々職員が行って、そして、どういう方向で行ったら良いのか、相手の申し出を聞いて課長と相談し、それから、保険屋さんの方へ行つて、それから過失相殺があるから、それは我々では分からないので、保険さんが今までの経験上指導してくれる。そして、こういう場合には、これぐらいの相殺でやつてるといった、……。

官澤○その保険屋の場合、保険屋が関与する程度は、普通我々が加入している自動車のものだと、示談代行ということがあるわけですね。保険会社が示談の代行をしてくれるというものがあろうるわけですが。

答○そういう風に交通事故とかは、保険屋さんがやってくれたら助かるのだという考えがあるが。保険については、示談的なものは全部、当事者と市が行う。その他は助言だけはする、という事でやってきています。

官澤○そうしますと、実質的には、この場合について、当方のどの程度法般的な責任があるか、それから金額はこの程度で妥協かどうかというものは、保険会社の助言があるにせよ、最終的な決断というのは、実質的には課長ぐらいが行うという事ですか。

答○そうですね。ですから、保険会社の交渉の中で、金額はこれぐらいの程度は支出する必要があるだろうという事であれば、今までは、直接、保険会社との交渉は課長、課長補佐、係長サイドで煮詰めて、そして課長の方へ報告しましたら、これでいいという事であれば書類を作って、最終的には係争であれば、当然、市長までいきますが、示談でいける軽易なものであれば、ちょっと上の方まで回しております。

宮澤○市長までいきますか。

答○はい、ですけども、金額的に軽く収まるようであれば、部長ぐらいですみます。金額が専決事項で支出する場合には、いくらまではいくらだと規則で決められていて、専決事項の金額の中で収められるものもあります。

宮澤○先程は、議会に出すか否かという意味での専決事項の金額だったんですが、例えば、部長なら何万円とかあるんですか。おそらく決裁になると思うんですが。

答○それは、支払に対するですか。

宮澤○ええ、そういう意味で。おそらく補償金、賠償金、見舞金という形があると思うが。

答○賠償金、部長専決一〇〇万まで、五〇〇万未満が助役専決、それ以上が市長という事。

宮澤○なるほど。

答○支出の前に、先程言われました専決をやって議会に報告しますから、そして、その後には支出という事になる。宮澤○で、それぞれの決裁を……。それで、(事件のリスト(資料省略)を見ながら)具体的な事例が出ているわけですが……。

答○この事件は、保険全然関係なし。〇〇市道として、道路だという事を認定しまして、認定は当然議決事項なんです。こういう道路がありまして、こちらが狭くなった道があって、そして、この用地についての裁判

沙汰になっているんです。〇〇市としては、これは市道だと、三〇年前にある人から買収して、そして、その後失業対策事業とか農地だったのを埋め立てて、道路形態にして、そして、その後に工事をして道路として供用していたが、現実的にはこういう大きな道があつて、途中から狭くなつてゐるから、完全な道路だと思ひ、形態を見れば道路と分かりますが、第三者が見た場合には道路だという感じがしたい場所だが、それが〇〇市の手落ちで、三〇年前に買収したものが登記出来てなかつたから、その人が再度別の人に売つた。

売つた時には、その人は自分の財産を自分で管理しているという状況じゃなく、ある人に任せきりでしたわけです。ですから、そういう事を本人は全く知らない。ですから、売つていたという事を本人が知つてたか知らんか、一般の人にまた売つたわけです。そして、何人かに転売させて所有者、登記名義人が、自分の土地だから、ブレハブ二軒建てたんです。

宮澤〇これは市の方から起こしたわけですね。

答〇仮処分かけまして、決定されまして、そのブレハブ住宅は全部撤去されまして、そして、今は、裁判所預かりの土地になっていますが、それから裁判で仮処分決定して、今、本裁判に入っているんです。それで六回ぐらいの所ですが、今、証人尋問で、私の方から先日尋問うけたんです、そういう状況です。

宮澤〇その場合には、市としての登記しない事に気付くのが遅すぎたんだと思うが、ずっと転売を受けて、現在の登記上の所有者、その人から市に対してどうしろこうしろ……。

答〇今度、市の方に損害賠償を訴えてきています。両方一緒に兼ねて、今、係争中です。

宮澤〇市の方に、そういう損害賠償という形ではないにしても、市の方に、これは自分の土地であると、市道ではないと言つて来たのは、いつ頃なんですか。

答〇六〇年です。その時に初めて市も知つたというわけです。口頭で来たわけですが、もうブレハブ建つてたか

ら、もう通さないでくれと、いきなり来たわけです。で、調べてみたら登記されてなかったと。

宮澤○この事件の処理というのは、やはり先程のように係長とか課長補佐のクラスで、実際交渉とかは続いているという事ですか。

答○そうですね。今、うちの方は課長補佐と課長が弁護士さんを通じて、いろいろ交渉しましたですね。

宮澤○この場合でも、弁護士さんも、先程話の出た○○さんですか。

答○そうです。

宮澤○そこで、この場合、訴訟を起こしているわけですね。訴訟を起こすという事は、そんなに珍しい事ではないので、まあ、よくあるのは市営住宅の賃借料払えとか、立退きを求めるとかだが、それ以外で自治体や企業が訴訟を起こすのはないわけで、この場合、訴訟を起こすという決定は、どこでどなたが決めるんですか。

答○当然、これは議会議決事項ですから、訴訟という事で最終的には議会にもかけるわけですが、まあ、そこらあたりは、主管課、道路維持課が、課長、課長補佐サイドで弁護士さんと話をし、どういう方向で行くかという事で判断して、部長の所へ持って行って、部長がOKということになると、助役とか市長とかいう風に上げていっているわけです。

宮澤○そういう事は、実質的に、少なくとも土木部、建築部の中で細かい方針を立てといて、後は大筋についての長の了承を求めると、それくらいのやり方ですかね。という事は、先程から言っているように、顧問弁護士の力はとても大きいんですが、顧問料契約一件当たりの報酬というのはどうなんですかね。一般の弁護士に比べて安いんですか。高いんですか。

答○一件についての着手金というですか。○○県の弁護士会で決められた基準で支払っております。

宮澤○その中で、かなり、範囲いろいろ段階分けてあります。それで、地価に対する金額とかそんなものがあったり

して分けてるのが、その基準の中の、該当する中の低い方かなという感じですよ。

宮澤○そうですね。こういう事あるんでしょうか。地元の弁護士会で、市の顧問弁護士が事実上、民事については一人しかいないので、そういう地位にある事は、地元の弁護士会で非常に評価が高いとか、一般の民間の訴訟を担当する上でも、お客さんに対して非常に信頼感を持ってもらえるとか、そういうメリットがあるんでしょうか。つまり、必ずしも高い報酬払っておられるわけじゃないですよ、今のお話です。つまり、訴訟に名前が出てくるわけですが。

答○それは無いです。

宮澤○無いですか。二つのやり方があって、両方使う場合もあるんですけど、職員が指定代理人という形で、弁護士を雇わない形もありますね。

答○それは、ようやらないですね。全部、弁護士に頼りきり。人事課なんかでも、行政なんかでも、やっぱり頼ります。

宮澤○〇〇市で何いした時は、全部指定代理人なんですよ。弁護士じゃないんですけど、法学部出身でもないんですよ。皆さん。

答○それは、そういう訟務係、法規係。

宮澤○ではないんです。ですから、例えば、道路維持課の課長がこういう事件では指定代理人になっているんです。顧問弁護士一〇数人おられるですけど、その人が訴訟代理人になる場合もあるし、ならない場合もあるという意味で物凄く。これはちょっと、非常に勇敢ではないかと。

答○凄いですね。そういう事になると、うちの課あたりでは、対応出来ないです。

宮澤○というわけで、管理職の研修というのは、ある程度重要になってくるわけです。

答○道路法からいろいろ法律を引っ張り出してきて対応しようとしても、少しも前向いて行かんですね。この問題にはいろいろありますから、税金を徴収してないとか、いろいろな問題がありますから。

答○ちよつと時間が足りないのでしょうか、それだけに専念する。

答○それもありましようけど、ある程度法律的に専門的な人で対応しないと、これは私らの考えからすると不可能ですね。実際、示談で弁護士までいかなくても、内々でできるというのであれば出来ませんが、先程の保険会社と関連する分であれば出来ますが、その範囲の事言われてるんじゃないでしょうか。

官澤○実質的には、ですから、みなさんがなさっている仕事を指定代理人という名前をつけてやっている。実際には、やはり顧問弁護士と相談しながらやっていて、実質的には判断は顧問弁護士がやっているんだけど、一応、訴状に名前が乗るのは訴訟代理人何弁護士じゃなくて、指定代理人なんかと課長という形ではないかと思うんですがね。いろいろと最終的に話を聞いてみたら、出来る事は弁護士との交渉ぐらいでしかないと言っておりましたが、いずれにせよ、訴状に名前が出てきてやるのは、非常に勇敢ではあるなという感じなんです。同じ事をやっているのが、○○なんですよ。あそこは、顧問弁護士一人もいない、全部法務部で指定代理人でやるというやり方なんです。あそこぐらいになれば、いくらでもそれぐらいの事は出来るでしようが。

答○法律の専門家多いから。

答○この間の証人尋問でも、弁護士さんと相当打ち合せて出て行かないといけないような段階ですから。まあ、この問題で裁判云々というところで持つて行くまでに、相手方がそのプロですね、地上げ屋みたいな人が相手だったんです。転売が二年ぐらいの間に四社ぐらいポンポン変わってますから。で、一番最終の業者と言いますが、その相手ですから、我々四人で対応しようとしても、もう机はポンポン叩くし、柔らかに言っ

たり、きつくに言ったり、もうそっちの方で精神的な圧迫で、こっちの方で法律云々という感じじゃないですね。もうプロですから。ですから、ちょっと待って下さい、法律勉強しますからという感じではないかな。

宮澤○そういう時はどうするんですか。弁護士さんに来てもらうんですか。

答○いやいや、もう言われ放題です。

宮澤○もう、とにかくお引き取り願うと。

答○言いたい時には、こちらとも言わせてもらいますけど、一方的にそれは間違ってますよ、こうですよと言いますけど。

宮澤○議員さんを通して要求してくるという人はいますか。直接、教育委員会とか道路維持課に来るのではなく、

どこか偉い人を経由して。

答○それはいいでしょう。

答○今の問題ではなしに、穴ボコなんかでこけて、あれは対応出来るのかぐらいの事です。

答○訴訟事件まで、首突っ込んでくるのはないでしょう。

答○それはいいですね。

宮澤○どうやら、話を伺っていると、弁護士に依存する程度が高いにしても、しかし、市の立場を弁護士に説明したり、その事実を部下から聞いたり、例えば、学校から聞かなければならないわけですね。そういう事は、係長や課長補佐が、場合によっては課長というような管理職の方がやらなければならぬわけですね。そういう意味では、管理職のある程度の法知識というのは、期待されるわけですね。そういう意味では、何か研修のような事はあるわけでしょうか。

答○そういう研修はやってないですね。

宮澤○あるいは、係長になった時に一括でやるとか。

答○法律の研修はやっていないですね。

宮澤○あるいは、弁護士がマニュアル、手引書のようなものを作って下さっているとか、このようにやりなさいとか。

答○何もないですね。

宮澤○それから、先程金額が高すぎるという議論がありましたけれども、そういう時に、例えば、こちら側にその損害賠償の金額の算定の仕方での一定の基準があれば、内部的に評価が出来るわけですけど、何かそういうものを使っておられるとか。

答○その費用は人事課が一括して払っているんですけども、人事課の方も県の弁護士会の方の基準にそって、要求通りに払っていくんですね。

宮澤○損害賠償の計算はどうですか。損害賠償額自体。弁護士に対する報酬ではなくて。つまり、相手方は一〇〇万と言ってるが、これは五〇〇万ぐらいではないだろうかとか。

答○分らないですね。

宮澤○これは、結局、弁護士さんがお聞きになるという事ですか。

答○そうです。

宮澤○それから、弁護士に対する負担というのは、どこの負担になるんですか。つまり、それぞれの、教育委員会なら、教育委員会の子算に組むとか、予備費を払うとか。

答○それはない。

宮澤○そうですか。

答○供託金あたりは、我々の方で払っていますが、弁護士に対する費用は人事課です。

宮澤○人事課から、今年は少し弁護士使いすぎだというようなのは無いんですか。

答○使いすぎというか、何でも弁護士と相談せずに、もっと行政の方の相談してやれ、とぐらいは言いますが、やっぱり、どうしても専門の方と……。

宮澤○それでは、顧問弁護士以外を訴訟代理人に選んだという事がありますか。

答○ないです。

宮澤○過去の場合もそんなにないですか。

答○訴訟になったのは、うちの課としたら初めての事ですね。

宮澤○そうですか。道路維持の方も。

答○道路維持は、そういう問題ないですから。今は、弁護士さん云々というのは、先程のこの分しかありません。ら。

宮澤○なるほど。そういう意味では、比較的平穩に過ごしてきてるわけですね。

答○はい。事故の保険については、私どもの耳に入ったりするのは、他の都市あたりは、かなり小さなことでも、大変な様子だという事をよく聞きますけどね。まあ、確かに穴ポコはあるんです。あつて、こけたりするんです。そこで出来るだけ保険で云々という対応ですね。また、以前だったら今は舗装された道が穴ポコになっている、以前だったら舗装されてない状態でポコポコの道もあったわけですね。ですから、話の中でですね、ここは通行量も少ないとか、やはり道路の状況にもよりますので、そこらあたりから、そこは市民の方も通られる方も十分注意しながら通って頂かないといけないとか。三年間のうちに四、五件穴ポコあったんです。

けど、それは通行する人も注意してくれないといけないし、毎日通るようであれば、そこに穴ポコがあると分かっているわけだから、注意してくれないといけないし、あるいは、そういう穴があつたら、すぐ、通報していただいたら、市のパトロールも必要ですが、そうしていただいたら補修もするんですが、そういう風な事で、まあ、何とか〇〇市がどうこういう事は、抑えていただいているという状況ですね。

宮澤〇そういう意味で、比較的重大な事案がないわけで、あるいは、数が多いわけでもないもので、例えば行政係を少し強化して、ある程度……。

答〇それは、懸案事項です。いつも、法規係、また訟務係とかを作るといふか。各課、訴訟のアレルギーマイナもので、訴訟といったら、何もできない。〇〇さんは、結構馴れておられるけど、まだまだそう何件も起るわけじゃないし。

答〇起ってからですね、訴訟費用、これは市が全部持つてわけですが、特に教育なんか基本的に国がしないといけないものであつて、国や県が知らん顔しているわけです。これなんか、教育に市の事業何しても、国が負担したり補助したりしてるわけですが、これに関して全然ないんですね。だから教員の場合、特に学校の先生、元はそこから来てるわけですが、任命権は県にありますけど、それが、ただ使用者であるばかりに、市長が訴えられるわけですけど、県なり市が何らかの負担して然るべきではなからうかと、考えを持つてるんですが。

宮澤〇他の市町村で問題になってたのは、河川、道路の管理ですけど、責任がいろいろ重複していて、あるいは、もともと河川は典型的にそうですけど、これが果して市なのか県なのか、はっきりしないような河川というのはあるわけです。そういう場合に、そこで落ちたという時になると、県も国も市も全部疑えるわけですね。おおむね、判決というのは、市だけに責任があるという事があるんですね。

答○何でも市に来るわけです。

官澤○そういう時に私がよく伺うのは、市というのは、これは実は市の責任ではなくて、本来県または国が管理するものだから、向こうに責任があるという風な事が、果たして出来るかどうかという。実際の答弁の時に伺いすると、それは非常に言いにくいと。だから、はっきりそう名指しではないで、市に責任は無いという言い方をする事で、他に責任があるというような事を匂わせるというようない方をするとか。原告の方からすれば、どっちからお金を取れた方がいいわけですね。で、一番取りやすいのは、一番近くにある自治体という事になって、裁判所も何となく国に近くなればなるほど、やはり、責任を認めない傾向があるわけですから、それは○県とか○府あたりも同じ問題で、いつもそういう事になるわけですね。そういった問題は、おそらくいづれ発生するのではないかと……。

答○ですね。これからどうもそんな問題が相当起ってくるんでしょね。我々が小、中学校行つてた頃は、手、怪我して帰つても、親になだめられるぐらいで、今はそういった状態ではないですから。

官澤○それから、道路の管理でもありうると思うんですが、本来、修理を請け負った企業があつて、そこがきちんとやらなかったから、事故が発生したと。けれども、発注したのは市であつて、という事で、両方被告になるという事なんです。その場合には、おおむね市が儲ける事になってるらしいです。というのは、和解になる事が結構あるんですが、市には責任が無いという項目を入れて、企業が全部払うという和解にする事ができれば、裁判を途中でやめるといふ事もあるので、いつも市が損してるばかりではありませんけどね。そんなのはありませんか。そういう業者と市が同時に被告になっていたというのは。

答○そういうのは、今まで記憶にはないですけども、私は業者に委託して、補修とかやらしてないですから、全部直営でやっていますから。それ以外に道路工事ですね、工事するんで、業者が工事やっていると、その道路

は、どこの道路だと言ったら、市の道路だという風な事で、その業者との事件までは、ちょっと耳にしないで。工事中に基本的な事が出来てなかったとかですね。そういう事で市民にどうこうという事は耳にした事がありますけどね。そこら辺は、多分業者サイドでおさめてるんじゃないかと思えますけどね。

宮澤○教育委員会にちょっと話を戻しますけど、先生が教育委員を訴えたというのはないんですか。

答○ないです。

宮澤○ないですか、○○ではよくある事なんです。

答○現場の先生が……。

宮澤○例えば、最近ではね、研究会のような所へ出かけたとか、それは研修だから、当然、給与支払うべきものであると、だが校長はそれを欠勤扱いにしたというんで、その分給与が支払われなかった。それは違法であるというので、訴えがあるんですね。

答○ないです。

宮澤○〇〇県あたりですと、一番多い事件というのは、交通事故が最大ですが、その次が多分、道路の設置、管理の問題であるとか、その次あたりに、教員と警察官の訴訟というのがあるんですが。警察はもちろん、市の問題ではないんですが。

答○子供は全然関係ないんですか。

宮澤○関係なしで、つまり人事上の問題ですが。

答○ないですね。

松本○あと、二つ程なんですけども。先程、道路事故の場合に、どちらが悪いという割合は、保険会社がアドバイスしてくれるという事なんです。自動車事故の場合などは、どういう風に処理されるんでしょうか。

答○交通は、今、誰がやっているのかな……。

松本○何かその時に、参考にする資料というのは。

答○共済の方。交通の。

宮澤○今まで教育委員会と道路の問題についてお教えいたいただいてたんですが、おそらく大部分は保険で処理されるにせよ、一番多いのは交通事故だろうと思いますが、交通事故の場合には、どういう風に処理するのか、という事をお伺いしたいんですが。例えば、大部分保険がついていると思うので、その保険の種類については、既にお教え頂いたんですが、相手方の要求している金額が、例えば、妥当なものかどうかという判定なんか、どなたが、どういう風に行うのかという風な事ですね。あるいは、その為の資料のようなものが、あるのかどうかというのを、少し補足的にお伺いしたいなと思うんですが。

答○環境部の交通安全対策課の者ですが、ほとんどは保険の範囲内で処理させてもらってるんですけど。

宮澤○その場合に、結局は保険会社が払ってくれるにせよ、果たして相手の要求している金額が妥当なものかどうか、それから過失割合はこんなもので良いか、と判定する必要があるかと思うんですが、そういうのは、どいう風になさるわけですか。どなたが判断なさるんですか。

答○過失割合ですか。まあ、「判例タイムズ」なんかを参考にしまして。

宮澤○やっぱりそうですか。

答○はい、それによって通常の場合は、基本割合でいくようにしててるんですが。

宮澤○「判例タイムズ」というのは、どこでも聞く話なんですが、あれは必ずしもそんな新しい情報ではないんですけれども、他に資料は特になくということですか。

答○他にも、日弁連とか、あちらの方の関係の資料も参考にしたりで、またうちの課に、以前保険会社で永年勤

続されていた方が、〇〇市民の交通相談という事で窓口開いていますので、その方にも相談を仰いだりとか、という事で。

宮澤〇保険会社の方は、示談の代行とかもしてくれるですか。

答〇一切、ないです。

宮澤〇ないんですか。要するにお金を払うだけという。

答〇そうです。

宮澤〇保険会社、どうやら共済の関係ですか、全国市長会かなんか。

答〇全国市有物件共済会。

宮澤〇実際に相談にも乗ってくれるんですか。

答〇相談には乗ってくれます。

宮澤〇最終的には、やはり、職員の方がしなくちゃいけないという事になるわけですか。

答〇そうです。

宮澤〇多くの場合、交渉の窓口というのは、あなたが被害者との交渉の窓口になるわけですか、交通事故の場合。

答〇うちの市の場合ですが、交通安全対策課が示談交渉の担当しています。

宮澤〇それはどんなレベルですか。係長さんと課長補佐さんとか課長とか、いろいろあると思うんですが。

答〇君がいくだろう、担当者と係長も。

答〇そうです、主事……。

宮澤〇そうですか。それで、これぐらいの金額で取めようという腹案がまともだと、最終的にはあなたが実際に判断されるわけですか。決定、実質的な決定というのは。

答○それは課長です。

宮澤○その後、どなたの了承を求めるわけですか。市長とか助役とか、あるいは部長とか、いろいろあると思うんですが。

答○損害賠償をする場合には、一応、専決処分で市長の決裁はもらいます。

宮澤○実質的には、おそらく課長さんが最終的な……。

答○もう全部、課長。

宮澤○最高の判断。

答○現場の判断は、君ではないかな。

答○そうです、現場の判断は。

答○それで、まあ、起案しまして、課長は、まあ、判をつくだけって言ったらおかしいけど、一応、もう、君が全部。

答○それは、あれですか、金額にかかわらずですか。つまり、自賠責の範囲でも二五〇〇万円出ちゃうわけですね、相当大きな事件でも、それで贈えるわけですね。幸いそこまで大きな事故が今までのところ無いんですけどね。

宮澤○死亡事故というのはいないんですか。

答○はい、最近はないらしいですけど。

宮澤○例えば、交通事故ですと、年に何件くらいあるもんなんですか。

答○そうですね。大体、平均したら一五から二〇件。

宮澤○ああその程度ですか。主として、どの部局の車が多いんですか。

答○清掃車です。

答○そうですね。

宮澤○そうですね。まさか、市長の公用車という事はないと思いますけど。

答○一年に一回もないらしいですね。

答○そうですね。保有台数は、ちよつと調べてないですが。

宮澤○つまり、そういう乗用者の事故というのは、ほとんどなくて、大部分は清掃車ですか。

答○そうですね。

答○作業、ボデイが大きいから。

松本○あと、この〇〇市が被告として訴えられるような事故類型で、どういう類型が多いですか。自動車事故とか。

あと道路の管理とか。

答○やっぱり、交通事故が一番多いな。〇〇市は。

松本○その辺りの統計とか何かないんですか。

答○統計はとってないですけど、今も言われたように、交通事故が一番多いですね。道路というのが、もう、そういう対応ないですね、ここ三年程は。あまりないという事です。

宮澤○交通事故を除けば、非常に少なくなくて。しかし訴訟になるのは交通事故ではないという事です。

答○交通事故は訴訟まで行つたの無からう。専決処分で全部済ましてしまう。

宮澤○だから、今ここにあるメモを見てると、交通事故以外の紛争もあるように見えるけれども、実は、これは非常に異例なんであって、大部分は交通事故……。そういう事です。

答○異例なんです。道路も異例な事故です。学校が多い……。学校でもそんなに……。

宮澤○こんなの出て来だしたのは最近ですね。

答○ま、このあたりは保険会社さんあたり、全部市有云々で入ってますが、その中で会社保険、直接二人がタッチすると、そういう事が市民に洩れていく……。この問題で対応したら、道路保険がこういう事で○○市に入ってるぞと。そうしたら、道路保険で、何でも道路保険で取捨のつかない状態になるんではなからうかと、そういう事も言っていましたかね。我々も小さな事で対応すべきか、その必要は無いか、道路の状況という事にも関連してきますけどね、極力、道路の保険を適用して賠償しようというのは、先ではなからうかと思えます。特別に、これは対応すべきだというのは、これは対応しないといけないけども、まあ、道路の状況とか、その人のそれがあつた時の状況を聞いて、これはもう賠償する必要があるかという事であれば、市民さんに、それを理解してもらってますね、抑えてもらっているという事です。ですから、そのあたりが何でも受付けておりましたら、自分はこういう事で出してもらったという事、どんどん口コミで広がって、これ専門について対応しなくてはいけない状況、極端に言えば、道路に関係ない所でかけても、あそこに穴があつたからと言われても困りますしね。直接、担当者としては、できるだけそういう保険で対応というのは、理解さえ求めていただければですね、一番良いじゃないかという風ではあるんですが。

答○今、健康会の件数、言いましたですね。年間一三〇〇件、月に多い時で二〇〇件くらいですね。健康会で見てもらう件数は。

宮澤○それは決して少なくないですね。

答○少なくないんです。訴訟になるのは少ないですけど。

答○事故が多い。

答○健康会で賄われているのが、それくらいあるんです。

宮澤○ということは、交通事故と学校事故が双壁、という感じなんですかね。

答○学校事故が多いのは、表面に出るのは。

答○そうですね。

宮澤○あの、市民病院は、お持ちでないんですか。

答○ないんです。

宮澤○もし、あるとすれば医療事故というのが、ありうるわけで、そうすれば物凄いい保険に入らねばいけないわけですが。

答○バスもないしね。

宮澤○それは安全。分かりました。じゃ、どうも今日はありがとうございました。

(四) O市

O市に関しては、面接調査の記録と、当日配布された資料のうち、「車両管理規則組織系統図」、「交通事故発生時の処理手続」、および「公用車における事故状況（昭和五十六年四月一日から昭和六一年五月三十一日まで）」を掲げる。

(資料一) 面接調査記録

O市に関する面接調査は、一九八八年二月二日に行われた。その関係者は、次のとおりである。

回答者 総務部総務課課長補佐

総務部総務課文書法規係職員

総務部管財課課長補佐

建設部土木課課長補佐

質問者 官澤節生

記録 伊勢田道仁（神戸大学大学院法学研究科博士後期過程）

テープ起こし・原稿作成 西本友紀（神戸大学法学部学生）

以下、面接調査記録の本文である。

官澤○それでは、まずは一般的な機構からお話を始めていただきますでしょうか。まず、例えば、総務課文書法規係の権限ですね、機能といいたしうか、そのあたりからお話を始めていただいて、原課の方からこちらに相談がくることになっているのか、あるいは、その原課の方で初めから終わりまで処理されるのか、といったよ

うな分担の関係ですね。それから、顧問弁護士さんがおられましたら、それはどちらで管理しておられて、どのように依頼されるのか、といったようなことを。その後で、それぞれの問題類型ごとに説明いたさんと。それから、せっかく表がありますから、例えば、専決と議決を要するものとの関係で、この一覧表（省略）を少しご説明いただくとか、あるいは、ご記憶の範囲で、個々の事例について、実際の交渉が、どの段階で、事故が起きてから何年位たって交渉が始まって、最初はどなたが行政側として対処しておられて、どの段階から、例えば文書法関係の方に相談がきたのか、といったような流れを少しお教えいただくと。まあ、そのような具体的な例で、一番最後の締めくくりということにさせていただきたいと思うのですが。とりあえず、資料をご用意いただきましたので、ご説明をお願いいたします。

答○ただ、この表に基づいてということでしたら、ちよつと交通事故の関係が多うございますので、統計的な数字については私ども（管財課）で準備させていただきましても。

官澤○もちろん、よろしいです。いちばんご存じの方にお教えいただければと思います。

答○こういう事故処理についての対応は、庁内組織として処理をやっております。で、込み入った内容の相手方との交渉についてはですね、もちろん総務課が、こういった法的な事項についての訴訟をやっておりますので、顧問弁護士なりそういった方への相談をしなければならぬ問題ですとか、あるいは訴訟にまで及びます事故内容・示談内容ですと、総務課の方へあげる訳ですが、現在のところは、そういった大きな、大変大きな内容のものは幸いございません。過去には何件かあったようでございますけれども、私どもが担当しているここ数年の範囲内では、そこまで及ぶ内容がございませんので、だいたい、今お手元にお渡しした（資料二・三参照）ような事故処理の体系で、それぞれ車両管理というのは、一括管理でなく、各所属単位で所属長がその車両の管理責任という立場にありますので、従いまして、交通事故もそれぞれの所管課で示談ま

で処理をするというのが原則になっています。但し、総合的な取り扱い、総務部の管財課というところが、まあ、車両の保険ですね、任意保険、それから強制保険、その双方とも取り扱いをしておりますので、従いまして、そういった具体的な相談については、管財課で、原課と相談をして、まあ、相談といいますが、こちらがアドバイスするような立場で処理をしております。さらに、管財課で判断が難しいというようなことについては、総務課を通じて弁護士まで相談するケースが。こういうような流れが、大雑把な……。

宮澤○なるほど。そうしましたら、その管財課が担当されることと、それ以外の案件というように区別して、それを伺ったほうが効率的と……。

答○そうですね。

宮澤○ということになります、それでは……。

答○一応ですね、事務分掌ということについて、まず……。

宮澤○そうですね。お願いします。

(ここで文書法規係の担当者が到着する。)

答○この福岡市の資料(福岡市総務局法制課「福岡市における法務処理体制と損害賠償」法律時報五九卷二一号)を読ませていただいたのですが、あれとほぼ、私どものやっている仕事も、内容的には殆ど同じです。

宮澤○はい。

答○で、ここに挙げましたように、議案の審査から規則、契約文書ですね。それから、訴訟・調停に関する、ということ。まず、事故が起きても、一旦はまあそれぞれの原課で対応して頂いて、訴訟になった段階で、総務課の方で引き継ぐ。訴訟の場合は、まるつきし総務課の方で、後は顧問弁護士、弁護士に依頼しましてですね、対処していくわけですが、調停の場合は、個々の担当課と、担当課の職員と、総務課の文

書法規係から指定代理人を選任しまして、調停を行うと。それから、調停につきましては、私ども、不調に終わるケースが多いので、きちんとしたリストとかいうのはあまり総務課では管理していなくて、原課の方に進行は一任、ということで、総務課の方では、調停の場に臨んだ場合とか、あるいは、そのほかの場合に、助言したり指導したり、あるいはまた、案件によっては顧問弁護士へ相談に行ったりという、そういう立場で、総務課の方ではオブザーバー的な立場で、調停の場合は行っておると。訴訟になりますと、主導権が総務課の方になるということで、あと、原課に対しては、資料の提供とか、そういうものをやっていただくというような恰好になりますけれども……。

宮澤○そうすると、総務課の人数はどれ位なのですか。

答○私ども文書法規係は、現在、三名と。課長補佐が係長を兼任していますので、実質は三名ですけれども、形式上は四名ということになっています。一応、体制的には三名ですけれども。

宮澤○その文書法規係というのができたのはいつごろですか。

答○それは……。

宮澤○（現在の）三人が職員になられた頃はもう……。

答○それはもう、相当前からですね。私が四一年ですから、それ以前から当然ありました。その時には文書法規係というのはありました。ですから……。

宮澤○その頃から、ずっとおなじぐらいの規模ですか。

答○あの当時は……おなじぐらいですね。だいたい係長以下、四・五人ですね。

宮澤○〇〇さんは、その頃から文書法規係におられましたか。

答○いえ。法規の方は、そういう専攻ではありませんので、経験はないのですが。私は……ちよっと人事の方に

経験がございまして……。

宮澤○○○さんはいつからこの文書法規係に。

答○私は四年ちよつとです、現在。

宮澤○だいたい、その三人プラス一名、課長補佐ですが、その方を含めて、だいたい三―四年という位で変わっていくのですか。

答○いや、結構長いですね。早い人は三年位で変わる場合もありますけれども……。

答○ある程度、専門職みたいなポストですのですね。人事異動の対象としては、だいたい三―四年をベースに、異動対象にしているのですけれども、こういう専門職的なポストについては、長いケースが多いですね。一番長い例では一四―五年という、同じポストでね。だからもちろん、役職はだんだんあがつていくということがありますけれども、そういうケースもあります。

宮澤○現在はだいたい何年位ですか。三年……。

答○今はですね、私が四年で、あとは二年目と一年目です。ですから、あと二人は非常に短いのですが、現在は。宮澤○それぞれ、文書法規とはいわないまでも、比較的似たような部門を、ほかの部なりで担当してもらって……。

答○特にこう……何部が誰々という担当制はひいていないわけです。全員で、三人ですね、全ての案件を合議というか、三人共同で審査するというような恰好をとっていますのでね。

宮澤○皆さん、三人とも法学部出身で……。

答○そうです。そういう制限がある程度やりますのでね。ですから、誰でもいいというかんじでもないのです。

宮澤○係としてか、人事の方では分かりませんが、こういう領域について、何か、積極的に人材を養成しようと

か、そういうようなことはなさっているのですか。そういうことはないのですか。

答〇それはいいようですね。

宮澤〇はあ。

答〇たまたまその職で入ってきたものですから、やはり法学部出の人の中からということになる……。

答〇ということよりも、そのポストには、やはり学歴の中でですね、そういう専攻をしてきた人材を充てるということは、人事の方で考えてやっておりますね。それで、ある程度年数を、普通のローテーション、人事異動の対象とするローテーションよりも、長く同じポストにはおいておく……。

宮澤〇文書法関係で係長をなさった方はだいたいどこへ出ていかれるのですか。それはもう、全く千差万別ですか。

答〇その先ですか。管理職等になっていた場合には、もう、千差万別……。

宮澤〇ああ、そうですか。

答〇ええ……それは、特定はないです。

宮澤〇少し回って、また、例えば総務課長をやって戻ってこられるとか、なんとなく、管理部門に出ていかれるとか、そういうことはないのですか。

答〇あまり……本市の場合はないですね。

宮澤〇あの……一番最初に市の人口とかを、少しお伺いすべきだったのですが、今、何万人……。

答〇〇〇〇万人（二〇万人以上三〇万人未満）です。

宮澤〇〇〇〇万人。で、職員の方は全体で何人くらい……。

答〇二六〇〇人……。

宮澤〇二六〇〇人。人口あたりですと、だいたいそれが標準……？

答〇本市の場合は……非常に、人口あたりでいきますと、多いですよ。というのは、細長い地形をしていますので、それと、病院とか、保育園とかですね、そういう施設が非常に多い市ですので、ですから、そういう意味では、対人口の比率からいきますと、職員数は多いです。

宮澤〇私、〇〇に移ったのが実は最近なものですから、その辺の事情がよく分からないのですが……県内ではやっぱり最大の市なのですか。

答〇そうですね。はい。

宮澤〇あと、第二の都市では……。

答〇〇〇〇ですね。人口一〇万人……。

宮澤〇かなり違いがあるわけですか。

答〇ええ、九万四千です。

宮澤〇そうしますと、いろんな意味で、県内の他の市にとっては、行政の関係のあり方というのは、参考にされているとか、注目されているとかいうことなのですか。

答〇条例・規則などは、やはり他都市から私どものほうに照会がありまして、お話ししているケースが多いです。

宮澤〇それで、今日の議論は、損害賠償が関心の中心ですが、この（法関係の事務分掌）一から九までのうち、どちらかといいますと、その五番、訴訟・調停等の総括に関する、ということに関連するわけですが。それから、三番の契約文書その他文書の審査に関することが少し興味深いのですが、企業法務部にとって紛争予防ということになりますと、契約管理ということになるわけですが、それは具体的にはどの範囲でどのようになさっているのですか。

答○現在は、殆ど全ての契約は、原課で契約締結します。業者を選んで、とにかく確定しまして、起案という形をとるわけです。で、それぞれ担当の課、課長・部長などの決裁・稟議制でもっていきまして、それが済んだ後に、私共の方に、審査ですが、合議という形で、逐一、私ら三人いますので、三人がそれぞれ、下位の方から順番にハンコをおしていつて、それぞれの立場で審査すると。問題点のあるものは、三人で話し合いをして、まあいいだろうということを決裁する。という形で私の係を出ますと、課長補佐、それから課長ですね、総務課長の決裁を経て、その他、お金の支出が伴いますと、予算関係の課とかまわって、最終的に市長の方に決裁がまわっていくというシステムになっていまして。それから、うちで特に審査で、違法性はないかとかですね、特にうちは法律的に違法がないか、あるいは文言の書き方で将来トラブルが起きないかというようなことを、主に私共は審査しております。

宮澤○文書法規係で合議しなければ、稟議にまわさなければいけないというようにされている契約の大きさについて、制約はないのですか。

答○現在は、全てまわるようになっていきます。ですから、ものすごい量で、若干これを、現在、省略できないかと、思っているのですが。年間、一〇〇〇件ほどあります。で、特に年度当初に、一年間の契約が多いものですから、四月当初にもものすごい、その一〇〇〇件のうち三分の一は、四月当初にまわってきます。三・四割くらいですか。ですから、非常に混乱します。しかも、文書法規係は、毎年同じような、一年契約です。で、毎年同じパターンでまわってきますので、実質的にはあまり、審査というのが不要なものも多いのです。非常に行政組織体としての硬直的な考え方がありますので、後で、出納の方でお金を払う時に、厳しくチェックされると、私どもの合議をおとっていないというようなはねつけがありますので、ですから、形式的にはもちろん全部まわってくるというように、現在はなっています。

宮澤○これは紛争案件の処理もそうですけれども、例えば文書法規で、あるいはどこでもよろしいですけれども、処理のマニュアルとか、あるいは典型的な書式とか、一応準備されていて、この範囲であれば、それぞれ担当課の方でやっていいとか、あるいはこうやってくださいというような指導でもされていけば、ずっと審査も簡単ではないかと思うのですが……。

答○契約書の雛型というのは、もともとありまして、それはもう、私が来るずっと前からありまして、それに従ってやっておりましたが、もつと整理しようということで、二年前に、私どもでちょっと作りました。かなりポリシームのあるやつですが、作って、その内容にあわせてくれればいいであろうというような内容にしたのですが、ただ、本当の伏線は、それをして、私どもの方の審査を省こうというのが狙いなのですが、なかなか上のほうが、上というか、三役のあたりが、「うん」となかなかいつてくれないケースがありまして。

宮澤○例えば、建設の方でも、そうやってくれるとずっと手間が省けるというようなことはないので、すか。

答○それはどこでも共通していえることですね。稟議というのは大変時間がかかりますからね。そのポストの、例えば部長とか、その方が不在の場合はですね……。

宮澤○待たなくては……。

答○そう、待たなくてはいけないということにもなりますので。それは、原課が処理してくれれば、非常にありがたいですけれども。

宮澤○今のところはそうはなっていないと。

答○なっていないように……。

答○ですから、これは全て、役所のいろんな事務処理の合理化という面では、必要な面であって、また、それが往々にして、稟議制というのがどこまで省けるものか、それぞれ責任分担というのが、なかなか、契約内容、

法的な問題、典型パターン、いまのように典型パターンですと、もう問題はないと思うのですが。少し内容が変わってきた場合に、それが果たしてこう、有効なのかどうかというような判断とか、そういうものは、責任逃れではないですけれども、やはり専門的な立場のチェックが必要であらうと、まあ、念を押しているといえますか。

宮澤○損害賠償案件でしたら、専ら、こちらの方が被告の立場になるわけですが、契約紛争でしたら、理論的にはこちらの方が原告という形になるわけです。むこうが契約履行しなければいけないわけですから。企業でしたら、契約不履行というのはしょっちゅうあるわけですが、行政に対してそういうことをする業者というのはいいのでしょうか。

答○いや……、まずないですね。倒産したとかいうようなことで、法的紛争が生じますけれども、業者が履行しないということは……。

宮澤○ということは、契約審査のときのポイントはどういうことにあるわけですか。

答○ですから、きちんとした対業者相手の契約というのは、まず、不履行も生じないし、問題もないであらうということ、一応やはり……、本当は文書審査みたいな恰好に近いのですが、ただ、あと、相手が業者じゃない場合ですと、いろんな調停とか、ややこしい将来の紛争を未然に防止できる協定とかですね……。

宮澤○政治的な意味合いがいろいろあるような……。

答○そういうようなものは、やはりその文面をちよつと神経質なほど見ますけれども、あとで市の方がいろんな不利益を被ったりすることがないかと、そういう点にやはり重点をおきますけれど。

宮澤○わかりました。議論を少し本題に戻しまして、紛争の処理ということになりますけれども、文書法関係にそれぞれ担当課の方が相談されるというのは、かなり重大な紛争、あるいは紛争がこじれてからということに

なるわけですか。

答○そうですね。殆どは原課で対応していただいて、通常のものの、まあ、すんなり解決のつくものと、殆どもう私らは知らないケースが多いですね。あと、ですから、うちが賠償しなければならぬ場合は、示談書を交わします。示談書を（議決後、あるいは専決処分後に）交わしまして、損害賠償の額を定めることについて議決が要りますので、ですから私どもの方で賠償をするということになれば必ず示談書がまわってくるなり、議会にかけなければならぬ時点で、うちでチェックするとうか、うちをとるわけです。

宮澤○そのときには、原課の方でもう、これでうなずくということになっていきますから、□のはさみようがないのではないのでしょうか。

答○そうですね。それでもう話がついてからですね。ということになりますね。

宮澤○ということは、その担当課、原課の方で文書法規係に相談しなければならぬとされている状況というのは何か決まっているわけですか。こういう場合には、示談交渉の途中で、すでにこちらの方に相談しなければならぬとされているとか、そういう場合というのはあるわけですか。

答○いや、必ずしもそういうことはないですけれども。ただ、原課の方で、どういうように処理したら、例えば困ったりですね、分からないところがある、あちらサイドで分からない点とか、法的にどうかというような点で相談を受けるという形ですので、こちらから積極的に指示したり、こういう場合は相談しなさいとか、そういうようなことはしていないのです。

宮澤○例えば、建設部の方で、これは文書法規に相談しようかというように判断される場合というのは、だいたいどういう状況なのですか。

答○やはり、議会に提出して、専決なり議決を求めている項目ですね。そういうものはもちろんしますけれども、

まあ、ここに挙がっていませんが、例えば、私のところは、もう無数の、数にしたらおそろしい数の工事をやっていますが、工事に伴う事故というのはいっぱいあるわけです。しかも道路とか、ここで自動車がつぶれたとか、大変たくさんあります。で、そういう工事途中ですと、契約によりまして、その請負業者が、金銭は負担するわけです。ただ、施主は私のところですので、やはり、ケガされたときの対応とかは、全部私共にきまして、それで示談を結んで、金銭的なものは業者から支払わせて終わりということになると、こちらにはまったくこないわけです。いつてこないわけです。ただ、工事が終わって、いわゆる道路管理瑕疵というものを問われる部分になりますと、もう金を払う者がいませんから、当然公費で支出しなければならぬいすから、ここ（用意した資料）にもいくつか挙がっていますが、そういう分についてはやはり、どうしよう、どうしようというのは、よくいつているのですが。

答○一般的示談というのは、殆ど私共の方で終わってしまっているというのが……。

宮澤○要するに、行政が実際に支出しなければならない場合で……。

答○はい。そうですね。

宮澤○しかし、すべてそうなるわけでは、おそらくないわけですね。

答○いや、それは全部、議会を通してやることになるので、必ずそれは総務課の方へ出してあります。

宮澤○それはつまり、議案になる前に、いわば、議案を整えるためだけに出来るのか、それとも実質的な処理の方針を協議されたり……。

答○ええ。それはしております。

宮澤○そうですね。

答○土木の場合は、問題が定型ではないので。自動車事故の場合ですと、必ず保険との関係もありますので処理

が定型化しますが、ですから、事故の場合は、殆ど事後処理みたいな恰好ですけれども、最終的に専決したり、議案で出すときに、初めて私らが接触することが多いのですが、道路上の事故とかの場合ですと、やはり定型化というのですか、していいので、やはり、起きた当初から（文書法関係が）はいってきますね。

宮澤○そうしますと、むしろ原課の方からどういうようにケースがあがってくるかというお話を伺った方が、具体的なイメージをつかみやすいように思うのですが。その前に、専決と議決の区別ですね、どういうことになっているのですか。

答○五〇万以上と、未済で、専決するか、議決を要するかの境になっていますが。

宮澤○この五〇万円というのは、たとえば、保険で支払われる金額を差し引くわけですか。

答○いや、引かないです。

宮澤○全部含まれるわけですか。

答○はい。

宮澤○そうしますと、交通事故の場合には五〇万円くらいすぐ出てしまう……？

答○いえ、これ（用意した資料・省略）を見ていただいたらわかるように、五〇万円以下のものが殆どです。もう、何万円というようなものからございますので、もっと簡単な物損事故も……。

答○交通事故の統計をとった資料（資料四参照）があるのですが、見ていただきますと、だいたい年間、加害・被害を含めて、二〇件前後です。で、その大半が五〇万以下でして、この三月議会にたまたま議決を必要とする示談が出てまいりますけれども、これは、その中にもちよつと触れられていますけれども、昭和六〇年九月三〇日の事故ですが、ちよつと具体的なあれでは挙げてないですけれども、それぐらいです、殆ど。私の記憶にありますのは。

宮澤○市の行政機構図（省略）を拝見しますと、市営交通というのはお持ちでないのですか。

答○はい。ないです。

宮澤○そうすると、車両事故が主に発生するのは……。

答○公用車がだいたい全部で五〇〇台ほどです。これは、全ての車両を含めて五〇〇台ほどでございます。その管理というのは、先ほど申し上げたように分散管理にしておりますので……。正確には五四九台ございます。

宮澤○例えば水道、ガス関係の車両というのもこちらで扱われているのですか。

答○それは管理者がおりますので、それぞれ、水道、ガスというのは企業局が管理しておりますし、消防車両については消防署で管理しております。

宮澤○その場合も、しかし、〇〇さんのところ（管財課）で把握されることになるわけですか。

答○ええ。一応、件数としては、事故ですね、そういうものは、保険は全て、任意保険は全市市有物件共済会の方に加入しておりますので、一応そういう手続等がございますので。それと、車両の総括管理者というのが、これは、安全運転とか、事故対策のための組織があるのですが、その総括管理者をしておりますので、その者が、いわゆる市の全組織を掌握するという恰好になりますので。

宮澤○車両事故の場合の示談交渉のようなことは、それぞれ管理しているその担当の課なり部なりがされる……。

答○それが原則です。

宮澤○原則ですね。

答○はい。

宮澤○その場合に、例えば〇〇さんの方（管財課）でも、その交渉の過程で関わるということはあるわけですか。

答〇ええ。逐次それは、管財の方と相談を。といいますのは、任意保険なり強制保険のですね、保険の関連が出てきますので、相談はしていただくと。

宮澤〇そうしますと、車両との関係では、消防のような市長部局以外のところの車両も、そういう形でそちらへ相談されると、そういうことですね。

答〇ええ。そうです。

宮澤〇文書法規係と市長部局以外のところとは、どういう関係になるのですか。やはり、そちらの案件もこちらで担当されるのですか。場所によつては、水道その他の事業関係者の方でやってしまうということもありうるわけですか。

答〇企業の場合、公営企業法の適用になるのは、議会に提案・提出するものに限り、私どもの方で審査をしていまして、それ以外の契約文書等は、一切関知しません。もちろん、市長部局以外でも、教育委員会とか消防とかは、予算執行は市長の権限ですので（教育委員会、消防長の補助職員が市長の権限に属する事務を補助執行するということになる）、それについては……、市長部局のものとまったく同様に文書法規係の審査を経なければならぬのです。

宮澤〇ということは、公営事業の方だけがちよつと別の扱いになるわけですか。

答〇そうですね。はい。

宮澤〇そうしますと、そちらの方へ何ってインタビュするほうがよろしいのかもしれませんが、そちらの方にも、例えば文書法規係にあたるような、法律案件を処理するような部門があるのですか。

答〇一応組織的には、そういう確な係とかそういうのはありませんけれども、担当するものは、一応、人事とか、法規とかですね、全てのものはおいている恰好になっておりますけれども。

宮澤○例えば、企業局の庶務課あたりとかが……。

答○ええ。庶務課が総括的に担当しています。

答○ただですね、契約関係はそういう形でみんな企業局の方で対応していただいておりますけれども、例えば、条例外に、企業局の管理規程というのは管理者の権限で定めるものなのですけれども、私どもの方は、そういうものも一切、本市公報に登載して公布しますので、それは私どもの事務になっています。ですから、原稿をもらって載せますので、公報に載せる前に、管理者の決裁を得る前の事前段階として、管理規程の制定とか改正、あるいは管理者の告示とかについても、事前の審査を、公式ではないですけれども、事前の審査という形でやっています。

宮澤○例えば、今日、土木課の方からきていただいたわけですが、例えば、○○さん（土木課の出席者）が、土木課の關係の紛争案件というのを処理されるという分担になっているということになるわけですか。

答○そうですね。担当はいろいろありますけれども、私がだいたい集約してやっているということですか。

宮澤○ということは、同じような立場の方がそれぞれの課にいらつしやると考えていいわけですか。

答○そうですね。建設關係は技術屋と事務屋がおりますので、まあ、私は事務屋ですので、当然そういうのを総括しなければならぬという形になってくるのです。

宮澤○例えば建設部でしたら、随分たくさん課があるわけですが、この表（省略）によりますと、都市計画課から始まって、ダム対策室というところまで書いてありますけれど……。

答○私のところは、道路管理と河川管理と、両方もつていますので、たまたまそういうトラブルが集中するところ。例えば、他課が道路工事をやっていたとしても、土木課に路政係という係がありまして、道路管理、道路行政全般という形になっていますので、まあ、大なり小なり、私のところへくるという形になるのですけ

れど。

宮澤○なるほど。あと、建設以外で案件がありそうなどころといえますと、例えば、車両をたくさんもっている部
というのとはどこですか。

答○やっぱり多いのは建設部ですね。それは、はい。

宮澤○車両も。そうすると、道路の管理環境もありと。

答○そうですね。いや、それで、車両は……。

答○車両はもう所属別で……。九台なら九台あるというので、もう九台については責任をもっていますけれども、
あとはその各課の補佐クラスがだいたいやるですね。

宮澤○何十台ともっているところはないのですか。清掃関係とか……。

答○それは……一番単一の所属で多いのは、今お話にしました清掃関係の、環境整備部の環境整備課……。美化
センターというのが別にございますので、そこが特殊車両というのですか、塵芥車ですとか、清掃車など二
四台もつております。ほかは、やはり、消防の方が、消防車が八一台、救急車二一台、その他特殊車が十六
台で、まあ、一二〇台ほどですね。

宮澤○車両事故という関係で、もつとも目立つ部というのはどちらなのですか。

答○どうですかね、全体で五一〇台ほどある車両でですね、年間二〇件ほどですので、あまりそう片寄るという
ことはあまりないのです。

宮澤○わかりました。だんだん具体的なお話に移りたいと思いますが、顧問弁護士はおられるわけですか。どうい
う方が何名おられるのですか。

答○二人いまして……。

宮澤〇どこで開業しておられるのですか。

答〇一人は、うちのとなりでやっておられるのですけれど、一人は市内の弁護士さんと、もう一人は〇〇の弁護士です。

宮澤〇それぞれの方の専門というのは、何か行政にとって都合のいいような。

答〇ええ、一応、まあ弁護士さんですので、別に特別に専門というのはないと思うのですけれども、一応、市内の方は民事事件、〇〇の方は行政事件というように、一応こちらはそういうようにしているのですけれども、まあ必ずしもそうではなしに、問題によってはどちらかに頼むようにしていますけれども……。

宮澤〇そのお二人は、いつから市の顧問をなさっているのですか。

答〇それは……。

宮澤〇年配の方なのですか。

答〇年配です。まあ、なんというか、市内というか、県内の一番有力者というか……。その方のもとに、この事務所に、あとはかに二人弁護士さんがいますので、そこも実質は事務所ということで、特別その先生としゃべることは少ないのですが、ほかの二人の若い方の弁護士さんと、特別私は、電話でも行ったりでも、相談させてもらっているのですけれど。

宮澤〇〇〇の方は、なんとおっしゃる方なのですか。

答〇〇〇は、〇〇さんです。

宮澤〇その方のところも、やはり何人か若い方がおられるというような……。

答〇いや、その方はお一人です。

宮澤〇そうしますと、弁護士さんとの契約はどういうことになっているのですか。顧問料を、よろしければ……。

答○顧問料は、一応ありません。嘱託職員ですから……。

答○定額で、月……。

答○八万と一〇万……、抜き出しますとそれくらいの……。

宮澤○八万と一〇万？

答○一二万ですか。

宮澤○一二万。そうすると、年間九六万の方と、一四四万の方と、それ以外は、そうすると、事件ごとの……。

答○そうです。

宮澤○着手金と、成功報酬ということになるわけですね。で、それぞれの方に、日常的にはだいたいどれくらいの頻度で相談されるものですか。

答○そうですね……。

宮澤○例えば、(相談するのは)必ず文書法規係をとおさなければならぬということになっているのですか。

答○ええ、なっています。まあ、私どもの方で判断して、私どもで結論をだせるものについては、あえて聞きにもいきません。私どもの方でもこれはちよつと私ら自身が分からないとか、あるいは、相談した方がいいかなとか、確認の意味ですとか、そういう場合には、相談にいきますけれども。そうですね……あまりいいかないですがね。まあ、〇〇の方はちよつと違いなので、あまりめつたにそちらへは相談にいかないのですけれど、市内の方はそうですね、月にいっぺんぐらひはありますかね……。

宮澤○そういう程度のものでしょうか。

答○そう、少ないです。ただ、訴訟を、今現在五件抱えていますので、その関連でよく行き来はしますけれども。五件ですから、ふた月にいっぺんくらい公判がありますので……その度に打ち合せといたしますが。

宮澤○まあ（月に）二―三回は最低公判があるということになりますね。

答○そうですね。はい。

宮澤○指定代理人でやられる場合というのはあるわけですか、訴訟を。弁護士なしでやられるということは。

答○ないですね。

宮澤○それは全くないわけですか。すると、訴訟といいますと、必ず、（弁護士が）代理人になられると……。

答○そうですね。はい。

宮澤○そのお二人以外に、弁護士さんを使われるということはあるのですか。

答○それは原則的にはないですけど、ただ、今現在、市民病院が医療過誤で訴えられているのが一件ありまして、それは、病院……、公立病院の保険があるのですが、その保険会社の顧問弁護士がいて、その人でないとだめだという、保険会社の方の指定がありますので、その方と、それからうちの方の市内の弁護士と、二人、代理人に選任しています。

宮澤○例えば、土木部の方で、ちょっと顧問弁護士だともうまくなさそうだから別な弁護士さんにしてほしいとか、そういうふうに思われることというのはないですか。

答○いや、別にそういうような……。

宮澤○あるいは、訴訟の途中で、一番で負けたので、これは控訴審では別の弁護士さんがいいのではないかと……。

答○それはしないですね。その……まあ……そうですね……そういうように……なんというか……。

宮澤○いいにくいのではないかと……。

答○交通事故の場合は、殆ど、顧問弁護士さんにあがるケースはないですね。たまたま、最近は全国市有物件共

済会の方でも、顧問弁護士さんが、事務局におられますので、そちらの方はむしろ、しよつちゅう、弁護士さんと相談してくださいという、全国市有物件共済会の方の事務局からの指導はありますね。

宮澤○市有物件の方の弁護士さんというのは、どこにおられるのですか。東京におられるのですか。

答○いえ、支部が……。

宮澤○ああ、そうですか。

答○ええ、○○の場合は○○にございまして、そちらの方にいらつしゃるのです。

宮澤○医療過誤の方の弁護士さんも、○○におられるのですか。

答○いえ、東京です。

宮澤○不便ではないですか、それは。

答○不便ですけれども、それは、あまり……、ふた月にいっぺんくらいですので、専門の方ですので、その方は。

宮澤○○○、○○にも有名な医療弁護士さんがおられますけれど。

答○医学部で法学を教えていらつしゃる、大学の先生もやられている方なので……。

宮澤○そうですか。それで、弁護士さんを実際に利用されると、顧問料以外に払わなければならないという場合には、どこが分担されるのですか。その事件を担当した課ですか。

答○いえ、私どもの方の予算で、総務課の方の予算で。

宮澤○そうしますと、その予算というのは、年度当初からある程度計上してあるわけですか。

答○いや、やはり事件があればですね。ですから、絶えず……。

宮澤○補正予算かなんか、とるのですか。

答○ですから、絶えず事件がゼロになったことはございませんので、必ず、着手金なり謝金は……、必ず年度内

にくるであろうと、必ず一件くらいは予想されますので、ですからそれでつけておきまして、むしろ足りなくなったら補正をいたしますので。

宮澤○損害賠償の金額の予算というのは、どういうように組むもののですか。年度の当初から予定しておくものですか。

答○いえ。

宮澤○それは、初めから違法行為が発生すると認めるようなものですね……。

答○今の総務課の予算方式と一緒に、交通事故の場合もだいたい年間二〇件ですので、当初だいたい二〇〇万くらいの予算を組みまして、そして、議会の議決が必要な場合は五〇万以上になりますから、そういうものがでてまいりましたら、その都度補正をする、それ以下のものは、だいたい二〇〇万くらいの当初予算で対応できますので。

宮澤○建設のほうも、だいたい同じようになさるわけですか。

答○いや、うちは、一〇〇〇円だけ。

宮澤○名目的にあげてある……。

答○科目だけ設定しておいて、補正でその都度あげていくというのがだいたいこう……。

宮澤○なるほど。

答○そうですね。やはり交通事故の場合は予想されますのでね。

答○その他の場合はなかなか……。

答○その他の場合は、あるかないか分かりませんしね。

宮澤○専決であれ報告であれ、報告であっても議会にはでるわけですね。

答○そうですね。

宮澤○そうだった場合に、議会での実質的な審議というのはなされているのですか。議決が必要な場合であつても……。

答○議決の場合は、当然委員会で、詳細についての質疑……。

宮澤○あるのですか。

答○はい。ございます。

宮澤○議員の方から、こういう場合にはこういう反応・処理をすべきではないかとか、金額が低すぎるとか高すぎるとか……。

答○はあ、そういう内容のものもありますね。

宮澤○ありうるのですか。

答○ありますね。当然、交通事故の場合ですと、自賠責と任意の保険での補償額と、実際の示談額とで差がでるケースがありますので、その差というのは当然公費でもちだしがありますので、ですから、その辺のところについては、大きければやはり、それだけ職員の過失割合というのですか、そういうものが大きいということに対して、安全対策とか、そういうものは具体的にどういうようにたてているのかというような指摘はもちろんでていますね。

宮澤○しかし、結局は、こちらの起案したとおりの金額で決められていると……。

答○そうですね。もちろん相手と、その額です、事前に話を、交渉をしているわけですから、それをほぼ認めていただくというのが、大半ですけれど……。

答○殆どが専決した後の報告が承認のケースが多くて、初めから議決というものはあまりないのですけれど……。

宮澤○この五〇万という金額をひきあげるべきではないかという議論はないのですか。あるいは、保険で補填される限りはこれから差し引くというようなこととか。市によりましたら、自動車事故については別の金額をもうけてあるということもあるのですが、そういう議論というのは、こちらではないのですか。

答○わりとそういうのは……さきほど申し上げた件数の中で、大きな事故というのは幸い少ないものですから、その辺のところのご意見は少ないです、今のところ。

宮澤○処理でやはり大きな影響をもつのは、自動車の場合には典型的にそうでしょうけれど、保険というのがあると思うのですが、いま既に自動車関係についてはご説明いただいたのですが、ほかにどういう保険に入っておられるわけですか。道路については……。

答○道路はあれも……。

答○管理保険というのか……そういうもので……。

答○とにかく道路保険といわれているのですけれども、管理瑕疵の場合、一事故、一件三億ぐらいで……。

宮澤○三億……。

答○はい。

宮澤○それは、民間の保険会社ですか。

答○はい。

宮澤○どこの会社ですか。

答○〇〇火災と思いますけれど……。

答○毎年ちよっと見積り合わせをして、会社は変えるようにしているのですが、一応今のところはそのままです。と五年ほど〇〇火災でやっていますけれど。

宮澤○それで、やはり保険にはいつておかないと金額的に支出しきれないということはあるものですか。市によつては、自動車の強制保険以外は、大部分自分でやりますという……つまり、自家保障でやるという、そういう勇ましいところもないではないのですが。そんなに事故は起きないと、強気のところもあるのですが……。

答○そうですね。これ、だいたい殆どいけるようにはしているのですが。少々はちよつと持ちだしもありますけれども。まあ、こういうような、特に管理瑕疵を言つてこられる方というのは、特別な方もありますしねえ。なかなか決まりどおりではかたがつかないというので、ちよつと上積みしている分もなかにはありますので、そうなる保険だけではできませんし……少々は上回つていますけれども、それで困るとか、お金が足りないとか、そういう問題ではないのですけれど。ちよつと議会の説明等にいろいろ難しいところもあるのです。

宮澤○ほかに入つておられる保険というのは、さきほどの医療過誤の関係ですか。

答○そうですね。

宮澤○それもやはり民間の保険会社ですか。あるいは、市の団体ですか……。

答○〇〇海上かなんかだったように思いますけれど。

宮澤○あつておられる保険というの。

答○学校の校舎の保険がありますね。木（公園管理の瑕疵に関する保険）もありますし、生徒が（けがや死亡した場合の）……あれはなんというのかな……。

答○安全会。

答○安全会か。児童、生徒の安全会……。

宮澤○それは、どちらかがまず先に支出されて、それを超える分についてだけ保険が更に適用されるような形になつ

ているのですか。

答○それは……。

宮澤○例えば、見舞金かなにかの形で、一定の金額がどれかの団体から出て、それを超える分について更に保険でカバーされるようになっていくのですか。

答○児童が負担している分と、市が負担している分と、かけ金ですね、ありまして……。

宮澤○われわれが入っているような任意の交通事故対策のものでしたら、示談代行というのがあって、市が加入しておられるような保険ですと、示談代行というのはあるものですか。そういうのはないのですか。

答○一応、なんというのですか、基準みたいなものは市有物件の方から資料をいただいたり、そのほかは、『判例タイムズ』（別冊判例タイムズ第一号）ですね、そういう判例の、交通事故の場合でしたら事故事例の判例がございまして、そういったものを参考に管財課の方ではだいたい判断しておるのがひとつと、それからもうひとつは、車両管理者というのが、だいたい今の方もそうなのですが、警察のOBの方にきていただいていますので、そういう専門的な立場から、アドバイスをいただくと。

宮澤○そうしますと、車両関係の事故で、示談の過程でこちらが参考にする資料というのは、さきほど名前が出た『判例タイムズ』のものとかになるわけですか。

答○そうですね。

宮澤○建設部の土木課の方で示談交渉される場合には、なにか基準になるような資料というのはあるのですか。これぐらいであれば何万円とか……。

答○同じ保険屋さんからもらいまして、示談の代行はしてもらいませんで、私たちが行くのですが、一応のデータ、これ通院したら一日いくら認めてくださいとか、これなら一〇〇%払いますよということで、先に聞い

とくのです。

宮澤○保険会社の方に……。

答○で、その枠の中で一応交渉してみても、まあだめならだめなのですけれど、一応保険会社が示す最大枠、おとすにはここまでおとしてもよろしいという枠をもって、一応交渉にきていますのですけれども。

宮澤○そうしますと、基本的には、交渉の時には、自動車であれ、あるいは土木関係であれ、保険でカバーされる範囲で処理したいと、基本的にはそういう構えなのです。

答○まあ、ひとつの基準です。基準といえば基準。

宮澤○ということは、相手方がそれ以上の金額を要求した場合というのは、そうすると示談しにくくなるわけですが、けれど、その場合はどういように決断されるわけですか。さきほどおっしゃったように、若干の上乗せとか、そういう話もあったように思うのですが……。

答○そうですね。その辺やはり、あと事務処理しますので、これが妥当なものであるという数字をつくらなければならぬですね。ですから、ちょっと大変難しい事務処理をしているのですけれども。保険の方も一日に通院が三六〇〇円とか、決まっているように決まっていなくて、若干それを四〇〇〇円にしてみたりとか、まあそういうことですね。

宮澤○しかし、その相手方との交渉のときに、これはもう保険の基準がこうである、これ以上は市としては出せないからというので、初めからこれが上限であるというような形で交渉してしまうとか、そういうことはないのですか。

答○そういつても、示談が成り立ちませんと、また話になりませんのでね。まあ、その辺難しいところなのです。ある程度、そういう見舞金的なものでやりやすくとするか、別に……。

答○相手方にもよるのです。示談の場合などでは、交通事故の場合などは、わりと代理人というか、専門家が相手もでてまいりますので。

宮澤○相手の保険会社……。

答○そう、保険会社ですとか、弁護士ですとか……。

宮澤○自動車のときもありえますか、弁護士がでてくるのが。

答○はい。当然あります。今やっているようなのは、特に弁護士とやっていますので、そういう場合はもうはっきり、基準というのはお互いにだしやすいのですけれど、そうでない、いろんな相手がいらつしやいますので、そういう場合は、あまり保険、保険ということにしますと、感情的に話がつまみやすくて、やりにくいわけです。だから、その辺のところの折合をどういうようにまとめていくかが、大変苦労するところなのです。

宮澤○それは結局どなたが、実質的には決裁されるのですか。まさか、全部の事件について市長ということはないと思いますので……。

答○決裁というのは額をこれでもいいかと……。

宮澤○額をこれでもいいかと……。示談するかしないかということになりますけれど、もちろん最終的には、一定の金額を超えれば議会でしょうけれども、それ以前、内部的に起案する前の、最終的な決裁というのは、金額によって違ってくるかと、そういうルールがあるのですか。民間企業でしたら、何億以上は副社長とか、何千万までは部長とか、こういうような規定があったりするものなのですか。

答○私らのやっているのはいろんな損害賠償がありますので、今もやっているのは、道路工事、下水道工事が原因で建物が傾いた事故の損害賠償。そうすると、もう桁が違う一〇〇万台になってきますし、そういうよう

なのは、当然市長に事前に相談にいつておりますし、まあ三〇万、だいたい一〇〇万程度のことですと、やはり部内、部長まででこれでもいいかという形で手早く決裁の部分は……。

答○普通の契約とかですね、そういうものと、もちろん金額に応じてですけれども、決裁規程があるのですけれど。補償・補填の……。

答○損害の場合は……。

宮澤○補償、損害賠償というのは……。

答○これは、実際、決裁権は市長ですね。起案は全て市長が最終的には……。

宮澤○実質的には、どのあたりのレベルなのですか。

答○部長……くらいになるのかな。

答○うちは部長までで……一応の額を決めているのかな……。

答○三役に部長から相談というのか、これでもういきますという判断は……。

答○ある程度、示談へ行つてしまつたら、もう行つたところに任してもらいませんと。

宮澤○そうすると、別に書いたものがあるわけではなくて、場合によって判断しているとした言い方がないという感じになりますか。

答○それもやはり部長の判断でしょうね。部長が、やはりそれ以上に三役に相談すべきなのか、あるいはもう部長の裁量で決めてしまうか、その辺のところは、やはり部長段階で判断をしておられる……どこまで相談するかというの……だろうと思います。

宮澤○あと、少しずつ具体的な話に移っていきなすと思うのですが、例えば統計(省略)がここにあがつているわけですけれども、できるだけお教えいただきたいと思いますが、例えばこの事件でしたら、どなたが、まず

は行政の何課のどれのところへ相談にきて、そのあと手続がどう流れていつてまとまったか、まとまらなかったかと、こういう経緯を一、二件お教えいただければ、非常に参考になるのですが。例えば、比較的最近の事例などについて……。車両事故についてでも、あるいは道路の問題についてでも、結構ですけれども。

答○これは全て決着のついたものばかりですけれど……。

宮澤○もう全部処理が終わっているわけですね。

答○はい。

宮澤○これは……五分分ですか。五分分ですから、比較的小記憶に新しいものもあるのではないかと思います。

一番大きいのは五年前になってしましますが、二六五〇万円というのがありますね。人身で上から三件目、下水道中継ポンプの爆発事故、訴訟上の和解というのがあります。

答○これは○○補佐あたりに……。

答○解決した段階については私ども……。

答○これ、六年かかっています。

宮澤○そうですね。処理に……。

答○ですから……。

宮澤○もう発生したのは十年も前という……。

答○そうですね。

宮澤○では比較的新しいところで、市道の側溝の……比較的、いや、一番新しいものですけれども。市道の側溝の蓋がはねあがり、車両が損傷し、運転手が負傷したものという……。それで人身と物損と重なって……。

答○はあ。

宮澤○これはごく迅速に……。

答○最近ですね。

宮澤○迅速に処理が終わっていますが……。

答○迅速でもなかったのですが。七か月……。

宮澤○これは、人身一三四万の専決とありますが、さきほどの条例によれば五〇万なのですけれど。

答○その五〇万というのは、どういう事態であろうと専決にできる範囲が五〇万で、それ以上であっても、自治法の一七九条の規定によりまして、議会を招集するいとまがないときとか、そういうケースの場合は専決で、さるということになっていきますので、その規定によって専決しております。

宮澤○ということは、そういうタイミングの方が、むしろ処理は簡単ということにはなりませんか。

答○はあ。

宮澤○そうでもないのですか。あと一週間くらい待っていると議会のほうが……。それはちょっと考えすぎですか。

答○鋭い指摘ですね。

宮澤○この場合は、どういうように事件は流れていったのですか。さきほどのお話ですと、交通事故の場合でしたら弁護士さんがでてくる場合もないではないわけですね。これは○○県で何ったのですが、そちらで何ったお話では、弁護士などがでてくることはないし、もうごくあつさりど処理が終わっているというお話だったのですが、こちらのほうでしたら、当事者自身、かなり難しい人がいる可能性もあるし、ひよつとすると、なにか別の有力者とか、議員さんとかが出てくることもあるのではないかと思うのですが。

答○それは大変難しい人です……。

宮澤○ちよつと教えていただければと思いますが……。

答○この一番下の二つにつきましては、トラックに乗っていらっしやいまして、市道上のいわゆる側溝の上に乘られたわけです。そして、その側溝が突然落ちまして、それで急ブレーキがかかった状態になったわけです。ですから、自動車は壊れるし、運転していた方もムチウチになったということで、これだけ長期間ずっと仕事も辞めて病院に通っておられたのですが、その事故が起こったということで、すぐに当然原課に電話がかかってきますので、私もそのまま行って……。

宮澤○初めから、○○さんが……。

答○そうです。はじめからもちろん原課に行くことになっていきますので、事故の様子とか、写真とかいろんな形で撮って、事情をきいて。第一発目はもう……。

答○その判断がいつでももめるのですが、この場合は誰が見ても落ちない、全く新しい、二年前に工事した物件でして、まあびかびかの道路だったのです。その上で、誰が見ても乗っていいような、二〇トン荷重の側溝ができていたのですが、調べますと、ちょっと工事上の難点がありまして、本来、下を支えるための四つの支えがありますね、それが、三つで支えていたわけです。ですから、トラックが乗ったら、天秤になりまして、グレーチングという鉄の蓋ですね、あれがはねあがって、その自動車に急ブレーキをかけたという形です。これは、誰が見ても道路管理者の管理上の瑕疵であるということが、すぐに認められたわけなのです。自分ら自身でね。ということ、ケガは何にもおっしやっていませんでした。この場合は、自動車だけ直してくれたらいいですということ、そういう形で動いていたのですけれども、一週間ほどしてから、やはり首が痛いので病院に通いますということ、二月に起こった事故で七月いっぱいですが、四か月か五か月……。

答○一〇月。七か月。

答○七か月です。二月から九月いっぱいまでですから、七か月ほど、ずっと、毎日病院へ通うと。仕事ももう辞めるから、私ら電工（高圧電流の鉄塔などの工事の日雇労働者のこと）ですから日給も高いぞということで、現にずっと通われて、そうしたら、一応その分は、規定の分は見ましようということで、電工さんの日当というのは、だいたい一万五千円から二万円ということになるのですけれども、さいわい市への所得税の届け出が一万円でしたから、まあみなさんちよつと低めに届けられる、あなた一万円しか届けていないからそのうち半日病院に通って、あとは、お医者さんも動いても支障はないということでしたので、その一万円の半額の五千円ほどみましようということでもみさしてもらったのが、この金額です。

宮澤○それは、こういう案件の処理の仕方としては、さきほどおっしゃっていた保険会社が出しているような基準に合致したような、処理の仕方なのですか。

答○そうですね。入院何日、通院何日の足代は交通機関の分しかみませんので、保険屋さんに教わった通りで一応やったのですけれど。

宮澤○これは、そうすると、全部保険がついていたわけですか。

答○ええ。この案件は一〇〇%、保険でいきました。

宮澤○ということは、あまり厄介なものではなかったと。例えば、こちらによく相談にこられたとか、顧問弁護士さんに相談されたとか、そんな事情がある事件ではないわけですか。

答○まあ内部的にはいろいろもめていたのですが、特別に……。

答○そうですね。

答○なかったな。

答○事故が起きた時点でうちに話があったのと、それから殆ど解決するまでは特に、もちろん弁護士に相談とい

うことはしていませんし、だいたい保険の枠でおさまって……。

宮澤○少し遡っていきますと、公用車（の事件）というのがありますけれど。七万円ではありませんが。停車中の他車に追突とか、あるいは、もうちよつと上のほうで、幼児に接触とか、いろいろありますが……。

答○そうですね。一番具体的な事例をあげさせてもらうのでしたら、いまたまたこの三月、市議会にかけようとしている案件があるのですけれども、これは、昭和六〇年九月三〇日、午後八時か……晩の八時五〇分くらいですか、国道一号線で、〇〇小学校というのがありまして、その学校の正門から公用車が国道一号線へ出ようと……。

宮澤○教育委員会か、どこかですか……。

答○これは、あくる日が一〇月一日で、国政調査の前日なのです。で、調査拒否の対象者がおられて、その説得に、いわゆる統計資料課の公用車がいったわけです。その帰りの事故なのです。相手は夜間学生の方で、単車に乗っておられて、一号線へ出た。もちろん左折ですので、右側の車両の確認を、まあ、夜間ですので、単車ということもあって、距離感の見誤りということが原因なのですけれども、それによって、公用車に、ちようと真横に単車がぶつかって、公用車はそのまま左のガードレールまでふつとんで、そして、単車は対抗車線にとびだした。で、対抗車両がまたその単車にあたったという、二重事故なのです。この示談がずつと、まる三、いえ二年……まあ足かけ三年ですね。やつと……。

宮澤○どれくらい怪我だったのですか。

答○怪我は幸い、その日から入院、実入院がだいたい一か月半くらいですので、通院も約一か月半くらい、実通院がですね。治療期間としては、六〇年の一〇月から、一応、症状固定の治療が出ましたのが六二年の四月。で、それ以後、治療をしたという時点から具体的な交渉が始まりますので、それで約一年かかっています、やつ

と示談……。

宮澤○相手は、ご本人がずっとご自分で……。

答○ご本人は一切示談交渉にはでてまいりませんで、母親が当時は直接話をしていました。具体的な話は殆どできませんで、まあ、治療中の期間です。ですから六二年の四月以降、代理人、これは相手は弁護士です、相手は。その方を代理人として、あと示談交渉を今日まで、約一年かかってやってきました……。

宮澤○その相手方の要求と、こちらの計算した額との間に、相当の開きがあったということですか。あるいは過失の割合に争いがあったとか……。

答○そうですね。かなりの開きがありました。

宮澤○どれくらいの開きで、最終的には何万円くらい……。

答○むこうの要求額で一二〇〇万円ほどですね。で、最終的にまとまったのが八三〇万。

宮澤○こちら側では、最初……。

答○提示額ですか。

宮澤○ええ。

答○提示額は、最終的に提示したのは八〇〇万そこそこですね。

宮澤○ではまあ、かなりこちらの提示額に近いところで……。

答○ええ。

宮澤○示談ができた。

答○はい。なぜそれだけ開きができたかといいますと、いわゆる休業補償なのです。勤労学生ですので、仕事はとび職。しかもその母親が専業主としてやっている組の息子さん。で、自分の息子さんを組の責任者として

現場では扱いません、ですから、むこうの要求は、事故を起こした日から、治療をする、六〇年の一〇月から六二年の四月まで休業補償を主張している。そして、こちらは、その治療を担当された医師なり診断書の内容に基づいて休業期間中の確認をし、主張してきたと。で、その間の開きが非常に大きいということです。

宮澤○相手方が結局はかなり譲歩したという形になっているわけですね……金額的にいえば。それは、どういう事情だと思いますか。なにか、それだけの理由があったと……。

答○私ずっと一から担当してきたのですが、相手は弁護士さんをたててもらって、弁護士さんにさきほどの判例とか、そういうケース、それから直接医師にですね、治療するまでの期間の症状なり、内容を直接話を聞かせてもらって、医師の方も、いわゆる証明としてこの人がこういう職種であるから……、仕事の内容まで、とび職だということがわかって、医師の立場からこの人は仕事につけないという、実際の証明はできないですから。しかし、ある程度診断した内容によって、この期間までなら、この程度の運動なり、障害の程度はあるだろうという判断はできると。そういうカルテの写しもいただきまして、そして、相手の弁護士に、こういうことで、こちらが加害者側として、休業が必要であった期間というのは、これだけの期間は認められるということを主張しまして。

宮澤○どういう怪我だったのですか。たとえば後遺……。

答○後遺症がのこりましたのは、上腕のうしろ側の筋肉というのですか、筋なのです。これがまあ若干損傷があつて、腕が十分にうごかない。但し、障害認定は、自賠責の認定はうけられなかったのですが、それがでれば、もう少し話は早く。だいたい、基準として補償の額もだいたい基準がありますので、早く決まったのですが。認定がうけられないばかりに、だいたい内容的には長びいたというのが経過ですね……。

宮澤○こういう場合には、法規（文書法規係）の方とはどういう関係があるのですか。かなり相談されたのですか。

あるいは、こちらの弁護士さんと相談されたと……それはなしですか。

答○殆どなかったですね。

宮澤○かなりの金額ですけれど、八〇〇万というと……。

答○直接相談してましたのは、やはり保険会社との相談ですね……。

宮澤○結局、その八〇〇何十万かも、保険で出るということになったのですか。

答○九〇何パーセントかは保険で出ます……。

宮澤○数パーセント、上乗せの形になるわけですけど、それは何か、こちらでそれなりの考慮をされたわけですか。

答○考慮したといえますのは、はっきり休業補償をする期間を、医師の診断の内容によってこの日までだということ。こちらが判断する日がカルテによってでていますので、それも相手方に認めてもらったと。その期間まで補償しようということにしていますし、保険会社の方は、そこまで……。

宮澤○いわないと。

答○はい。みられないと。

宮澤○そういう開きがあつても、市としては示談ということがありうるわけですか。

答○そうですね……。

宮澤○持ち出しになったとしても……。

答○はい。

宮澤○その辺の目安というのは、なにかあるのですか。数パーセントならまだいいけれども、これが何十パーセントももちだしになるようであれば、示談できないとか、なんとなく共通の了解が、基準というのは、あるも

のなのですか。ないですか。

答○それは、交通事故の場合は……、障害の度合いが大きければ大きいほど、やはりその開きは出てくると思うのです。保険会社の方でも、補償・補填をする基準というのが、障害認定の度合いによって、出てきますけれども。しかし、相手方が被害者で、その過失相殺の割合が非常に低ければ、市の責任が重くて相手方が低い場合は、殆ど、慰謝料とかは、非常に高く要求されるというのが多いと思うのです。その場合に、やはり相手が、どうしても示談ということになりますと、納得してもらうまで、話も当然していかなければならぬし、金銭的にもある程度、折合をつけていかななくては……。最終的には、相手方も、それが納得できない、示談が成立しない場合には、訴訟ということになりますけれども……。

宮澤○例えば、ここに一覧表（省略）がありますけれども、保険でカバーする分をこえて、相当もただしになっているというのは、かなりあるのですか。

答○交通事故の場合は、ほとんど……少額ですので、ないですね。

宮澤○例えば、公用車が横断中に人に接触、五八〇何万とかいうのもありますけれど。

答○それはどうでしたのだろう……。それは……。

宮澤○あるいは学校関係でしたら、九五〇万というのは……。

答○これはですね……。あの……。

宮澤○七か月……。

答○授業中に生徒が心不全でなくなったという……。

宮澤○なんの授業……体育かなんかですか。

答○そう、体育の授業中にです。もともと心不全で治療というか、もともと小学校時代からそういう病気をもち

ていた子供が、体育の授業中に走ったところ、急性の心不全で……。

宮澤○それは、医師から、体育の授業をうけてはならないとか、なにかそのような……。

答○そうですね。制限はあったと思うのですけれど。それで、調子悪かったか、危険であったにもかかわらずと
いうことで……。

宮澤○学校事故で交渉の期間が七か月というのは、早いのですか、遅いのですか。

答○遅いです。

宮澤○普通、半年もかかれば処理できる……。

答○長いと思うのですが、これも……。

宮澤○この場合は、どういうように、どういう形で責任を認めたことになるのですか。

答○これは、結局、学校が生徒に、指導ミスというのですか、教師がそういう子供に対してきちんと監督できな
かったという責任を認めて……。

宮澤○この金額は、さきほどご説明になった学校関係の保険でカバーされているのですか。

答○ええ。それは保険でカバーできました。

宮澤○そうすると、かなりの金額が持ち出しになっているというのは、このリストのなかではあまりないのですか。
土木の関係では……。

答○この例（リストの一例）も金額保険ですね。自賠責で一〇五万、市有物件で一〇〇万近くでています。

宮澤○そうしますと、だいたいの場合には保険でカバーされると考えていい……。それで、仮に違いがあったとして
も、数パーセント位の範囲で、そんなに大きな金額にはならないと……。

答○特にもちだしがあっても、何パーセントとかそういう基準というのは重要でなくて、むしろその増えた分で

も、合理的な算定基準があればいいということです。

宮澤○こういうことはないのですか。議会との関係では、むしろ判決ではっきりと何百万といわれた方が説明しやすいと、こういうような事案というのではないのですか。

答○まあそれは……。

宮澤○そういうのはないですか。

答○抱えてはいるのですが……。

宮澤○例えば、係属中の訴訟というのがありますが、こちらのほうのお話はまだ何っていないのですが……。例えば、道路工事等に起因する損害賠償請求、隣接の建物の所有者から、という事案です。

答○これは、もうじき話がつきそうにはなってきたのですが……。

答○これも和解をすすめているのです、現在。

答○保険もございませんし。これは、六一年一〇月から訴訟をやっているのですけれども、一メートルほどしか離れていないおうちの横を掘ったわけです。そしたら当然、矢板の工事かなんかが不完全で、かなり深く掘りましたので、家が傾いたという案件です。これ、四八年当時なので、十何年めぶりに、なんとか和解のめどがたったというもので……。

宮澤○十何年間交渉が続いたのはどういう事情で……。

答○それはいったん切れていたのですけれど、まあいろいろ閑着やっていたのは、四八年時点で、工事中に傾いたのが分かりましたので、そのときに、市としたら、直しているわけです、いったん。ジャッキかなんかであげて。それで、市は本工事でもう直しましたよと、完璧にその時点でやりましたよといっているのが、その後、またいろいろ傾いてきて、あの時は仮復旧だったんだと、だから、今傾いたから弁償せえと、こうい

うことです。

宮澤○その最初の時点では、示談というのはどういう内容だったのですか。

答○その時の示談は、傾いたものをすぐ直しますということで、即工事をやっているわけです。だから、一応その時は満足していただいていたとは思うのですけれど。いや、あれはとりあえず応急で直しましたよと私はとっとりましたよ。いつ直してくれるのか待っていたら十何年たってしまったと、こういうお話なのですけれどもね。

宮澤○その間、十数年間の間に、これは不満だと、だんだん状況が悪くなってきている、という話が次々にきていたとか。

答○それは、五六年、いや、四八年に手直しまして、五六年頃までは何もなかったわけです。ですから、訴訟のなかでは時効だということと話をすすめてきたのですけれども、やはり、施工上、いろんな昔の現場写真等を参考にしますと、ある程度うちも施工上にミスした部分がございますので、これは市長まであがった、特別、総務さんもわずらわせて、いろいろ協議もしてきましたのですが、まあ相手は二四〇〇万ほど請求しているのですが、どれくらい……半分からいではつくと思うのですけれども、今ちよつと金額をつめている最中なのです。

宮澤○五六年にこういう話がまた蒸し返されて、それで訴訟を提起されたのが何年……。

答○六一年一〇月です。

宮澤○そうすると五年くらい……。

答○六一年から、私らがずっと。これは、一年間ほど、調停という形でやっています。で、当面は代理人もよびませんので、私と課長とが……。

宮澤○で、どちらから調停……。

答○向こうから……。

答○ということで、向こうは弁護士さんですし、こっちは私がいきまして、いろいろやっていたのですが、その家が特殊な状況にありまして、前が国道一号線です。後がJ Rの東海道線が走っていきまして、それでその家が今で三〇年はどたつていっているわけです。ですから、そういう外的な要因がものすごいし、振動が激しいところなのです。おまけに、中程度の家で、しかも三〇年たっていると。だからどんな家でも傾いてくるという論法で、ですから、おっしゃるのだったらそういうことで証明してくださいと。過失の割合もはっきり限定できるようにしてくださいということで、いろいろやっていたのですけれども、結局……いいあいになっ

てしまつて、まあ不調になつて……。

宮澤○初めから終りまで、相手方は同じ弁護士さんですか。

答○そうですね。

答○それで六一年一〇月に裁判という形で、損害賠償請求という形でされて……。

宮澤○どの程度の開きがあったのですか。これ位の金額であれば示談してもいいというようなおつもりというのは、市の方でもある程度あったのですか。

答○一応、それなりに、私のところは、その家を直したらいくらかという現実的な数字をだしてまいりますので、それで、半分程度くらいしかでませんので、まあそれで話し合っている最中なのです。

宮澤○向こう側が二四〇〇万……。

答○二四〇〇万と言っていますね。

宮澤○こちらが、そうすると、一二〇〇万位……。

答○それくらいで、早くなんとか次の議会にかけたい（和解案を提出すること）ということですね、今やっているのですけれども……。

宮澤○和解ができそうだといいことですが、それは裁判官が勧告されたわけですか。

答○ええ、勧告はうけているのですけれど。

宮澤○しかし、訴訟では、こちら側としては時効を主張していたということになるわけですか。

答○訴訟のなかではもう時効……市が完全に直してから、なにもあなた言ってこなかったやないかと、五年間。だから時効ですよという、訴訟は時効でながしていたもので。ですから、ちょっと変な形になっているのですけれども……。

宮澤○その場合も、さきほどのお二人の弁護士さんのどちらかが……。

答○そうです。

宮澤○たぶん○○さんの方が……。

答○はい。そうです。

宮澤○やっておられるわけですか。弁護士さんというのは、訴訟になってからはじめて……。

答○もちろん調停のときからです。うちの係の者から一人指定代理人になりました、交渉に、調停の場でもちょっとやっていたのですけれど。そのまま調停終わってすぐかな、訴訟になったのは……。

答○すぐですね。

答○私らの当初の事務というのは、弁護士に対して、原課との間の中継です。それが主な仕事で、弁護士の選任については、こちらでやりましょう……。それであとは、内容については殆ど、法律解釈、法律理論については殆ど弁護士さんの方にまかせっきりで、向こうからこれでいいかというような感じで、こちらが了解を

しているというような恰好が多いのですけれども……。

宮澤○この場合、掘った業者との関係はないのですか。

答○そうですね。

宮澤○もう全然被告になっていない……。

答○なっていませんね。

宮澤○市でしたら、多分業者に払わせて終わるのではないかと……。

答○ちよつと私のところは、設計等の問題がありまして、ちよつと言えない部分もありますので。

宮澤○さきほどからお話を伺っていましたら、比較的素直に責任をとられるような気がするのですけれど……。

答○そうですね。表面だけ説明させてもらうと素直ですね。今の事件でも、非常に、純粋に法律理論だけで進んでいない面があるのです。私ども、こういう地方公共団体ですから、いろいろな……政治的な立場の方から口ぞえもありますので……。純粋な解決というのは非常に難しい面があるのです。さきほどもおっしゃったように、判決をいただいて議会にかけるのがてつとり早いのではないかと……政治的な立場の方から、われわれも基本的にはそういう考え方なのですけれども、少なくとも、そういった両者の話し合いというのは、調停なり訴訟の場で、裁判所の手をわずらわせないで、ある程度公正客観的な判断ができるのではないかと……いろいろなことで、わりとしているわけですが、これも、調停の代理人も来ますし、裁判の中に入りまして、これはもう、お互いに他からの口ぞえとかありまして、できるだけ速やかに解決しようということ、で、ちよつと和解の話し……。

宮澤○だれがそんな余計なことをするのですか。

答○いろいろあるのです。

宮澤○議員とかですか。

答○そうですね。そういう議員とかですね……。

宮澤○議員さんを通して市に苦情を申し込む、あるいは損害賠償の交渉をするというようなのは、それなりに効き目があるものなのですか。

答○そういうことではないのです。わずらわしいですね、結局は。その意味では気になるかも……。

宮澤○そうすると、無視するわけにはいかないと……。ということは、本人以外が交渉に現われる場合でも、相手が保険会社とか、弁護士さんの場合であれば、かなり合理的な話ができると。

答○そうですね。

宮澤○それ以外の場合には、とにかく議員さんが典型的にそうですね、別な事で気をつかわなければならぬようになるということですか。今これ（用意されたリスト）を拝見しましたら、最高裁というのが二つあるのですが、これはどういうものですか。えーと、ガスが……。

答○それは一件目ですね。二件目は、租税債権です。これは、第三債務者である会社に対する訴訟で、納税義務者が会社の代表者でした。で、滞納しましたので、その方が代表取締役をされている会社に貸付金があったと、その債権を差し押えたのです。そこから支払命令を申し立てて、そこで税を回収しようという考えだったのです。それが地方自治法に基づく訴えの提起にあたるかどうかという判断が問題になりました。支払い命令から訴訟に移行するという場合については、一貫して、一応、自治省の見解は、訴えの提起にあたらないうと、というのは、相手方が異議を申し立てた場合、当然に訴訟に移行するものであるから、議会の議決はいらぬというのが自治省行政課の見解だったわけです。われわれは、そういうことで、議会の手続を経ずに、訴訟を続けたということです。そうすると、地裁から一貫して、それはだめですと、やはり、支払命令

から訴訟に移行した場合であっても、地方自治法に基づく訴えの提起にあたりますので、議会の議決を経ないということ、行政実例が覆ったという判例です。

官澤○そういう意味では非常に、それなりのインパクトはある……。

答○やはり、それでは満足していいのですけれど。ここでもう一步踏み込んで、そうしたら、いつ議会の議決が必要なのかと。あくまでも、議会の議決によるのは事前の議決であって、承認の議決ではないというような事柄があると。こういうことをするので議会の議決がいるというような。ところがこの場合、民事訴訟法の規定の下で当然に訴訟に移行しているのに、その段階で議会の議決を得たところで、どういう意味があるのかと。

官澤○議決をもらえなかったからといって、それをやめるわけにも……。

答○やめるわけにもいきませんからね。そこで、そういう矛盾点を指摘したのですけれど、それに対して回答はいつさいなくて、ただ実際議決が必要だと。ということ、非常に不満は不満なのです、これは。

答○これ確か、五九年度の「ジュリスト」の重要判例集に載りまして、その論者もやはりわれわれと同じ見解を示していましたけれども。

官澤○その次は、……六〇年に終わったものがありますけれど……。

答○これですか。ガスの供給は、本市は市営ガスで、市営でガス事業をしているのです。で、大口需要者です、企業に対しては、大口特約書、別途契約というのですか、その場合には通産局長の認可を得て、まあそういう条件を定めているのです。ところがその訴えた方、原告は元市議員なのですけれど、その方は、ガスの使用というのは公の施設の使用であるとか、使用料であるから、議会の議決がいりますと。使用料を納めるのは議会の議決を要する、いわゆる条例主義のはずだから、条例で定めていない通産局長だけの認可で定め

ている料金は違法であると。そういう違法の料金、低額の料金で以って契約しているから、企業自体、市に損害を与えたということで、その損害分だけを補填せよという……。

宮澤○どういう人が原告だったのでしょうか。

答○原告は元市会議員。革新系の……まあ住民訴訟で、法律雑誌や自治関係雑誌に大変たくさん書いています。

宮澤○その方が……。

答○はい。ちよつとした……自治法関係の判例集を見ますとですね。

宮澤○その方ですか。

答○はい。

宮澤○で、これはどうなったのですか。最高裁で（市が）勝ったわけですか。

答○これは、はい。

宮澤○それから、下のほうに二月一六日という日付がついて、六三年二月一六日、四件目、土地明渡請求事件というのがありますが、これは、係属中と書いてありますが、これはどういう……。負けたばかりという……。

答○破棄差戻ということで地裁に差戻された件なのですけれども、本市市道は、もともと宅造したときに、道路の区画をして、半分ずつを道の前の家の持ち主が所有するという形態の宅地造成が当時多かったのです、四〇年代に。ですから、その道は、その前の家の持ち主のものですけれども、それは昔から細い里道があつて、それを拡張したかたちで市道としたもので、市道といっても、昔の合併前のふるい町の町道だったわけです。それを市が引き継いで、そのまま所有権限がないのに市が市道として認定して使用を開始したということで、その道路の部分の明け渡しという訴訟ですけれども。

宮澤○その原告は、どういう人なのですか。

答○原告は普通の人というか、その住民です。一番で負けまして、二審では、そこから里道が続いていまして、すぐ駅前に通じるような場所なわけです。ですから、地裁の方では、その道路は将来ずっとつながるであろう重要なところだから、明け渡すのは権利の濫用になるというようなことで市が勝ったわけですが、その後、高裁で、そういう将来的なことを勘案してまで権利濫用の法理を展開するのはおかしいと、やはり現実にはそこを通っている人がいるのかいないのか、そこを明け渡した場合にどれだけ道路として支障があるのかどうかを判断して権利濫用を適用すべきだということで、破棄差戻ということでした。

宮澤○あとは、医療過誤がありますね。これはどういう……。

答○椎間板ヘルニアで、それを手術されたときに馬尾神経を損傷したと……。結局は、これをうけるときにドリルが巻きついたということで、馬尾神経の一部を損傷したと、従って下半身が不随……。

宮澤○それはいつの事件なのですか。提訴が六〇年ですけれども。

答○それが、整形の手術なのです。従って、一時リハビリかなんかで小康状態を保って快方に向かったというところで、一時退院なさったのですけれども、また悪化したということで、再度脳神経（科）の方でみつかったわけです。そうすると、脳神経の方では、その痛みをとるため神経ブロック注射というので、その時にまた損害が加重されたということで、脳神経と整形が、その下半身マヒの原因で……ということで、約九〇〇〇万、約一億近くの……。五五年の五月です、手術は。

宮澤○ということは、提訴になるまで、もう五年かかっているわけですけれど。

答○市民病院に入院されたのです。それで治療に相努めていたわけです、なんとか、ということ。ところがある日、バツと退院されて、よその病院に転院されてすぐに……。

宮澤○五年間入院されている間に、なにか損害賠償の請求というのは、全然なかったのですか。

答○なかつたです。退院される直後に、カルテなどの保金の関係で手続されたので……。

宮澤○それで驚いたという感じですか。提訴までは、そうすると、損害賠償請求とかは何もなしで……。

答○一切の話し合いもなかつたです。

宮澤○そういうときは、どういうふうの手続するのですか。内部的には、いきなり、もうこちら（文書法規係）が、パットされるのですか。病院とかはすつとばしてしまつて。はじめから訴訟ですから、あと、手続は全部こちらで引き受けられるというようになるのですか。

答○それにつきましては、さきほど弁護士さん、いいましたね、保険……。

宮澤○ああ、保険会社の方の……。

答○そうです。それと市の顧問弁護士と二人で……。

宮澤○九〇〇〇万円くらいで、その金額次第ではこちら側では和解してもいいと……。

答○いえ。そうは……。

宮澤○そうはいかないのですか。

答○はい。最初、われわれが聞いたときは、こちら、病院は別としても、われわれ市長以下のこのルートは、一切過失はないという説明で訴訟に乗りこんだのです。ところが、カルテやらを調べてみますと、やはりそういうような馬尾神経切断とか、そういうようなものが出てきましたので、変わったわけですが、具体的に病院の方で、専門的な分野ですから、こうが担当していますけれども、保険会社の代理人の弁護士と、本市の弁護士とセットでやっている……。どうも、その当時の先生方（医師）はほとんど外へ出ておられまして、立証関係で少し……。ただ、担当された整形の先生は、やはり患者さんの姿を目の前にして、これは気の毒である、一日も早く和解してほしいということです。本市もそういうことでございますので、で

きるだけ早くということと考えるのですけれども、金額が金額ですので、保険会社を説得しきれないわけですね。保険会社の代理人も、最初は本市の病院の名誉を、そういうミスがでると、やはり医療問題というのは世間的になってまいりますので、具体的な問題がありますので、できるだけ急ごうということでしたけれども、どうも保険会社を説得しきれなくて……。もう少し鑑定なり立証をつくして、さけられなかった、さけにくかったと、そこら辺まである程度立証を尽くして、和解条件を若干よくするというところで、今、当時担当者の執刀医師の証言が済みまして、次は〇〇大学の方にでてもらいます先生の証人を……。

宮澤〇そうすると、これは金額の問題というよりは、基本的には責任を認めるか認めないかというところで……。答〇整形の先生ははっきりとそういうことをおっしゃっていますので。準備手続の場で証言もされましたし、右手でバーを持って左手でこう押さえる、ひきながらこうするのだと。ところが、ある日突然に、ひきこまれた感じがしたというようなことまで証言されていますので。はっきりそうおっしゃっていますので。それがさけられなかった事故とか、より高度な手術だったと、そういうようなことで立証していこうと、そういうような考え方ですね、今は。

宮澤〇その責任を認めた場合の市としての問題もさることながら、金額的にかなり低いところで折合がつけば和解してもいいというようなことはあるのですか。

答〇はい。

宮澤〇どれくらい……。。

答〇そこはちょっと詰めていないですけど。

宮澤〇保険会社は、どれくらいまでならなるとかなるとみている……。

答〇半分くらいですね。

宮澤○半分。四、五千万という……。

答○保険会社にいわすと、医療の分野ではなかなか難しいですね、医療部門では。

宮澤○ああ、保険会社自身の規定が。

答○はい。なかなかそういうことで。そういう医療事故の場合は、金額がはりますので、どうしても全体的にみると赤字経営の部門なのだそうです。従って、相当、厳しい制度らしいですね。

宮澤○これくらいの事故になりましたら、日常的な処理のプロセスでも、例えば三役なりと相談してやっていくという感じになるのですか。そういうことはないのですか。

答○訴訟は金で……。ある程度、節目節目に方針を決めなければならないということについては報告……。

宮澤○報告されているわけですか。

答○はい。どういう方向に進むということのあれはしています。

宮澤○で、この場合は一応医療過誤ですから、病院の責任者の方が、だいたい最終的な段階までは責任をもって処理されるとか。

答○はい。そうです。東京の○○保険会社の代理人は、そういう医療事故だけの専門の弁護士というのは、なかなか。最初は和解決しようというような話でしたのですけれども、なかなか。

宮澤○保険会社が、今の話でしたら抵抗するわけですけど、車両関係とか道路の関係とかでは、そういうことはないのですか。保険金払いたくないとか。

答○ありますね。払いたくないというよりも、どこまで認定するかというのがね。ですから、それはかなり、保険会社の方にこちらが逆にちよつと。相手方との示談もありますけれども、保険会社との話も大切なのです。大切というのか、やはりそれだけの保険料を払っておりますから、肝心な時に……。

宮澤○払ってもらえないとしようがないわけで。

答○はい。してもらえないと。ですから、それをシビアに、はいそうですかということでは済まずと、こちらの、逆にいうたなら示談のほうに限定されてくるというのですか、持ち出し分がそれだけ大きくふくらむ可能性がありますので。

宮澤○それから、こういういろんな事故がありますけれど、具体的には誰か職員が具体的な何かの行為をしたから、あるいはしなかったから、義務をつくさなかったから事故が起きるわけですね。その職員自身に対しては、人事上何かの制裁というのはあるのですか、あとで。例えば自動車事故なり、道路の管理なり、土木工事なり。今の場合でしたら医師ですけれど。そういう人々に対しては、何か処分というのはあるのですか。必ずそういう場合には、何か書類が人事の方にもまわるようになっていたりとか。それは、どういう流れになるのですか。

答○事故対策委員会……。

宮澤○ここに何か表（資料二・三参照）がありましたけれども……。この事故対策委員会というのはそれにあたるのですか。

答○これは、いわゆる職員の処罰云々の権限は直接はないのですけれども、主にやはり交通安全対策、今後のこういう交通事故事例に、どこに原因があるか、そういったことを未然に防ぐにはどういう対策をたてればいいのかということが一番のこう……。

宮澤○どういう方が委員会のメンバーなのですか。

答○委員会のメンバーは、これをちよつと参考に……。そこに規則が……。

宮澤○第十二条。事故対策委員会。第十条以下。ああ、わかりました、なるほど。

答○だいたい各部局の筆頭課とか、人事、管財等入っていますけれど。そういうメンバーで構成しております。

実際に、事故事例を、具体的に当事者と所属長を呼びまして、そして一から事故の経過・経緯を全部確認しまして、それに対する一番の要因とかそういうものを追及していくと、そして、それをもとに、今後それではどういう具体的な対策をたてていけばよいかということを考えるのです。

宮澤○それは、事故の大小にかかわらず、公用車の事故であれば必ず……。

答○そうですね。だいたい人身事故を中心に、対策委員会ですべてにやっていますけれど。

宮澤○それで、その交通事故の関係で、なにか人事上の制裁があったというようなことは……。

答○今のところは、具体的には、あまりないですね。

宮澤○職員に求償したということは……。

答○ないですね。

宮澤○それはもう同じことで……。

答○そうですね。

宮澤○それから、たぶんこれは土木の方が関係するのかもしれませんが、損害賠償という面からは払えないが、

補償だったらいいだろうとかそういうことは……。

答○まあ、実際上はやっていますけれど。

宮澤○どういう場合、どの程度のことでしたらそういう処理が可能かという……。

答○まあ、軽易なものなんですけれど。今の、家が傾いたという話でも、当時は補償ということ、それなりに直しているわけですね。だから、一応はやっているのですけれども、ちょっと補償のあれが、大変いろんなものにわたってきますので、最近工事すれば、いっぱい条件がついてくるわけです。お庭の手入れまでせえ

ということとか……。

宮澤○それは……ほんとに……。

答○結局、庭をいじらせないと工事ができないということになったら、木は植えかえよとか、庭とか家の階段の入口とか、川でしたら橋を架けよとか、もう隙のないような補償条件がでてくるわけです。それは、ある程度、課なり部なりの判断で、まあここまではしょうがないだろうというところまではやっているのですけれども。

宮澤○それは、なんとなく金額的に学識的な線というのは……。

答○いや、金額は途方もない金額もあります。

宮澤○ありうるのですか。

宮澤○それは、どちらでいくかというのは、どなたがお決めになるのですか。例えば○○さんの方で……。

答○それはもう原課でやっております。

宮澤○しかも、そういう形で処理されれば、当然それは損害賠償ではないから議会の周知するところではないと……。

答○そういうことですね。

宮澤○そういうのは、なにか指導はなさっていないのですか。こちらの方では……。

答○そういうことはあまり……。

答○わかりません。

答○いいません。やはり、実際にその仕事をしている原課と、いわゆる管理部門ですね、その方にいくら口頭での報告とかそういう形での理解というのを求めている、やはり事情にずれがでていますので。で、いわゆる損

害賠償ということになりますと、因果関係の実証が必要になってきますので、そこまでせめるということに、詰めをしていくということになってくると、非常に、組織で仕事をしていますと、どこまで責任度合いがかわってくるかというのが、非常に判断がしにくいと思うのです。ですから、その辺が、法律なり決められたあれでびしっと判定ができればいいのですけれど、なかなか難しいケースがありますので。それと、やはり担当者が定期的に異動してまいりますし、その担当している者がそのまま残っているケースだといひのが、往々にしてそれが時間的なずれがありますと、なかなか確認までいくというのが、相当時間がかかりますので。

宮澤○今後の文書法規係の機能の強化については、なにかお考えが……。あるいは、人員的にはむしろ削減されるのではないかとか、管理部門は少し減らそうとか、民間企業だといひたいそんな危険があるのです。

答○だいたい大事にされてきて、庁内的にはですね。削減ということにはならないと思うのですけれど。

答○やはり、今の賠償か補償かというような話は、ほかの市でもそういうことは……。

宮澤○ええ、同じことをおっしゃっているわけで。ただし、個性があることも確かです。例えば、最も典型的にあらわれるのは、やはり専決の場合の処理の仕方、同じ損害賠償であっても、自動車事故の場合を分けるところとか、それから保険でカバーされる範囲を初めから除外してしまうところとか、それから金額が非常に大きいところでは五〇〇万とか一〇〇万とかいうようなところもあります。他方では、もう一切というところ、全部というところ、それは専決できるのに、そうではなく全部議決というところもあります。ですから、その辺がどう理由で分かれてくるのかというのが発見できれば、われわれとしては非常に学問的に意味があるわけですけど、その辺は、まだどういふ結果になるのかわからないですけれど。

答○保険で補填される分だけは除外されているという、それは、行政実例で、自治省の指導にあると思うのです

けれども、損害額全額が補填、保険で補填されて直接被害者の方へ補償額が流れる場合は、（議決は）いらないという説もあるのです。が、そこに市費なり市の会計を通じる、いわゆる公金としていったん出した、そうした場合はだめだと。あるいは上乗せとして、たとえ一万円でも出た場合は、全額を議決の対象にするというような解説があります。

宮澤○そうですね。それから、保険で補填される場合でも、一度はまずこちらで払っているわけですね。そこで、支出行為になるから、それはやはり（議会手続に）のせなければいけないのではないかと、まあその辺でも、いろいろまちまちですね。

答○それは、学校事故などで判例になっているのがあるのですけれど、日本学校安全会がありますね、あの場合は、その判決の中にいっています、二つあるわけです。損害額を査定して、その学校安全会から給付されるものを控除するというのと、控除しないという判例があります。で、大勢をみますと、控除するというところになって、あれも、もうひとつ釈然としないのです。学校安全会の会費というのは、掛金は保護者が出しているわけですね。それをなぜひくのかというところももうひとつ……。ひいてはならないという判決は少ないみたいです。大阪地裁かなんかで、ひとつあったような気がするのですけれど……。

宮澤○当然にひいているみたいです。

答○当然ですね。

宮澤○現場での処理の仕方は。

答○学校安全会の方も、その辺指導しているみたいです。公共団体が、学校設置者だけが全額負担しているのです。したらひいてもいいと思うのですけれども。でなしに、保護者も……。あれ（保護者の負担分）、本市とかがだつたら多いのちがいますか……。

官澤○たとえば建設部の観点からみて、こちらの機能が、あるいは人員がこういうようになると将来好ましいとか、

そういうようなことはないですか。

答○強化されるとやりにくい……。

官澤○あるいは、役に立つような情報とはこういうもので、こちらの方に力をいれてほしいといったようなことでもいいかもしれませんけれど。

答○特別にはないですね。今、ちよつと保険屋さんとの関係でひとつ、総務とはあまり相談していないのですけれども、たとえばガードレールとか大きな街灯とか、よく交通事故で倒されるわけです。で、それにつきましては、たいがい自動車保険に入っておられるので、いったん市のお金にいれると予算化しているらしいなければならぬですから、逆に私のところは、道路法の二二条の原因者復旧という命令書を出すのです、その事故の当事者にね。事故の当事者は、それをもって保険屋さんへ行つて、今度は自分で業者を雇いまして、それで保険屋さんじかに払ってもらうという形で、多くの事故は処理しているのですけれど。そうでないと、こちらへ入ってくると、また本市のお金におおすということになると、また歳入があるということなので、そういう命令という形で今ちよつと、それが妥当なのかどうかは、ちよつと検討はしてもらっていないのです。

官澤○それは、土木関係では、他の市でもかなりの市でも同じようになさっているということをお聞きになってそういう処理を……。

答○そうですね。まあめんどろといえはなんですけれど、しよつちゅうガードレールとか、月に一件や二件はしよつちゅうやっているわけです。ほとんどはあて逃げですけれど、やはり大きな事故で警察が来た場合には警察が道路管理者の施設を壊されたという通報をくれますので、そうすると相手もみんな分かりますので、

すぐ弁償しなさいということで私はいくのです。そこで、そういう保険屋さんから、そういう場合は全額出るみたいですから、それはやってもらっているのですけれど。

宮澤○そろそろ終わりにしようと思うのですが、今度は、こちらからうってでるといふ話で、原告としてやっておられる訴訟はないのですか。

答○一つありますけれど……あんまり……。

宮澤○どういふお話で……。

答○もともと合併前の町なのですけれども、そこが（土地を）買収しまして……。これは、ずっとまだ係属しているのですけれども、公民館の敷地として買ったのですけれども、その前面道路が売り主の玄關に直接つながる道の形態をなしているわけです。ところが、その横に新たに家を建てようとした人がいたわけです。その時に、（元の売り主が）この前の、道路にあたる部分は、公民館として売ったものではないのだということを書いて出して、ここに塀を建てまして、その業者が家を建てられないようにしまして、それで、その土地自体は、市は、その当時、公民館の用地として買ったものだ（主張しました）。ところが、向こうは、その部分は売っていないのだということで、所有権の確認の争いということになりました、うちの方から原告として、所有権の確認とその鉄柵ですね、それを撤去せよというような請求をしたわけです。

宮澤○どうしてこれ、八年も……。

答○市有地なり公共団体の所有地であれば、杭をうつわけです、それぞれ所有の。それが、確かに杭はあったのです。ところが、たいがい上に、市のマークなり課のマークが書いてあるのですけれど、それが上がとんでいたわけなのです。それで材質が、果たしてその肝心なキーになる、ポイントにある杭が、ほかのポイントにある杭と同一のものかどうかという鑑定を、工学関係の大学の先生に、鑑定をうちから依頼しまして、う

ちはまあ、うちなりの結果を得まして、また向こう側も、自分サイドの鑑定人を依頼しまして、その鑑定結果が、結局違うのですけれど、その鑑定結果というのがなかなか出なくて、一年以上もかかったのですかね、ひとつの鑑定が……。

答○それと、やはり土地の売買……買収にしましても、原則は、今ですと法務局もそうなのですが、やはり周囲の境界、それから測量、登記というものが、全てピシッとできていますが、当時、昭和三五、六年の騒ぎですので、非常に契約書とかその他の書類一切が、本市が町村合併で吸収した町の物件ですので、非常に立証するものもろものが不備なのです。ですから、相手方もそういう経過で……まあ本人さんがその公民館を建てる住民団体の責任者でもありまして……その相手方がですね。そういうことで非常に長びいております。今もですから、実証としては、今の抗のあれをやろうとしたのですが、それも今のところ確たる実証ができなくて今日に至っているのです。で、和解勧告も出ているのですけれども、これも本市とすれば、今、第三者が建築をしようとして建築確認申請を、本市が窓口になっていますから、本市が確認申請をするわけです。ですから、当然（確認を）おろしている立場というのは、その道路として認めている立場もあって、ちよつとこう……。

宮澤○こういう長期化している訴訟について、議会が何かいうとか、そんなことはないのですか。議員が何かいつてくるとか、そういうことはないのですか。そんなに關心というのは、払っていないものですか。

答○特に報告は別にしませんから、そういうようなことはあまり……。その後あればどうなったのかと、こういうように首をつつこんでくるといふことはないわけですか。

答○まあないですね。

宮澤○それから、これを拝見していますと、他の市ではよくある市営住宅（関係の訴訟）というのがないのですが、

これは市営住宅をお持ちではないというわけではないということなのですか。

答○そうですね。いや、福岡市さんを見ていたら、八〇〇件もこんなに訴訟、こんなにたくさんよくやるなと思ったら、ほとんど九割以上はこれですね。まあうちはそこまで……。

宮澤○つまり、あまり滞納している人がいないとか……。

答○いや、そんなことはないです。

宮澤○つまり、そういう形で対処すべき問題かどうかという、そういう決断が……。

答○そういう決断はついていないです。

宮澤○そういう場合には、やはり当然三役、もちろん市長のレベルでという話になるわけですか。

答○結局、毎年予算の関係では未収金になりますので、当然その中で議論はされているのです。ただ、それを法的に回収しようというところまではいっていないです。

宮澤○貸付金の問題はないのですか。同和对策とか、○○地方へ行きますと、結構いっぱいあるのですが。○○とか○○とか○○というような。そういう、焦げ付になっているとかいうようなのはないのですか。

答○ちよつとそれはあまりきかないですね。

宮澤○法務担当職員の養成というのはどういうようにしているかと……。たとえばこの辺の市で、何か研究会のようなものがあるとか、あるいは部内で、たとえば○○さんのところと若い方との間で……。

答○特になにもしていませんね。ただ、ああいうのは県が、定期的に市町村のそういう担当する職員を集めてやりますので、それには、うちの係に新たに配属になった時点で一回いくだけですけれど。あとは専ら自己研修ということで。

宮澤○○○さんも含めて、全部法学部出身……。

答○それはそういうことで……。

答○補佐はずっと法規係長と……。

宮澤○生え抜きの……。

答○生え抜きではないですけど。だいたいこのポストはそうなのです。

答○非常に長いですね。まあ七年ですね。

宮澤○どなたか人事で考えておられる方がおられるのでしょうか、例えば七年、その地位は違ってもおられるわけなので、何かそういう判断が向こうの方で、人事の方であるということなのですか。そういう形で養成しようとする……。

答○そんなことはないですね。

答○私が担当していたときは、役所のそれぞれのポストでも、やはり最近では、専門的なポストというのがたくさん必要になってきますので、そういうところについては、やはり専門職を、同じ事務吏員でありましても養成していく対応が必要であるというように、考え方は持っているのです。ですから……。

宮澤○ほかに専門職として、どんな部門がありうるのですか。

答○まあ技術系はもちろんなのですが、事務系統でいいますと……あと専門的に……。

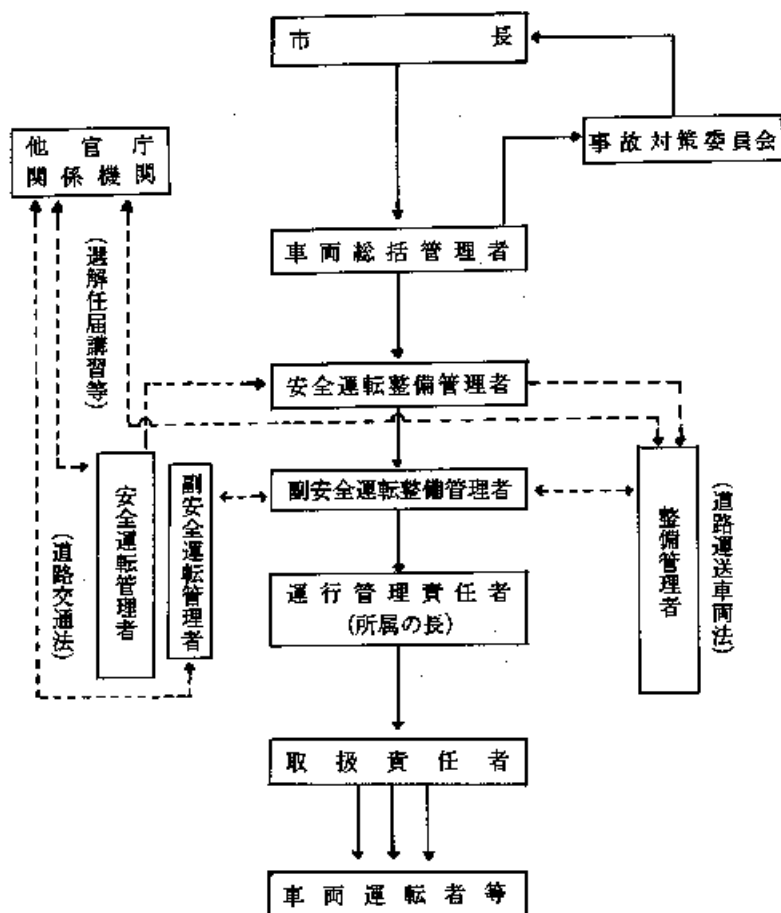
宮澤○企業でしたら、法務とか特許とか会計とか、そういうものがいっぱいあがってくるのですけれど。

答○そうですね。ここはあまり……。

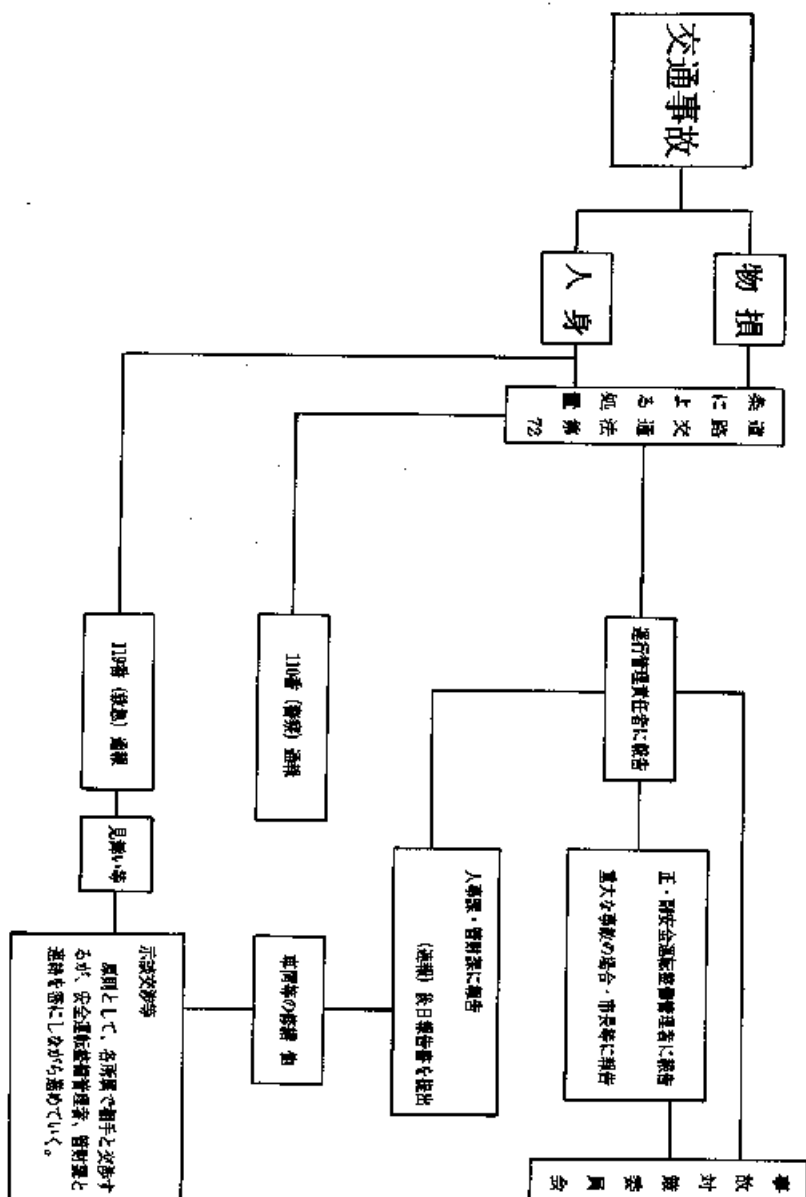
宮澤○法務担当者に横の連絡というのはないのですか。例えば、ほかの、県内の市の、なにか団体のようなものがあるとか、あるいは○○地方のそういう市の団体があるとか、あるいは全国の団体があるとか、そういうの

答○ はないですか。
ないですね。

○市（資料二）車両管理規則組織系統図



〇市（資料三）交通事故発生時の処理手続

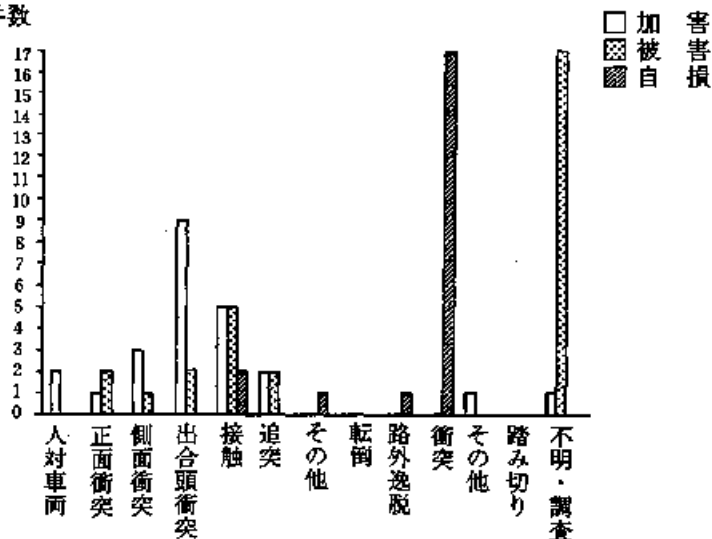


〇市（資料四）公用車における事故状況

（昭和56年4月1日から昭和61年5月31日まで）

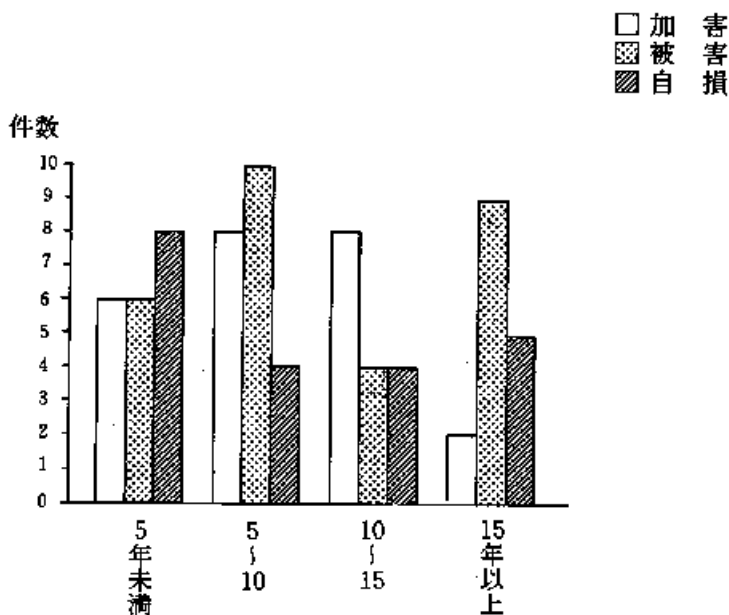
類型別事故状況

件数



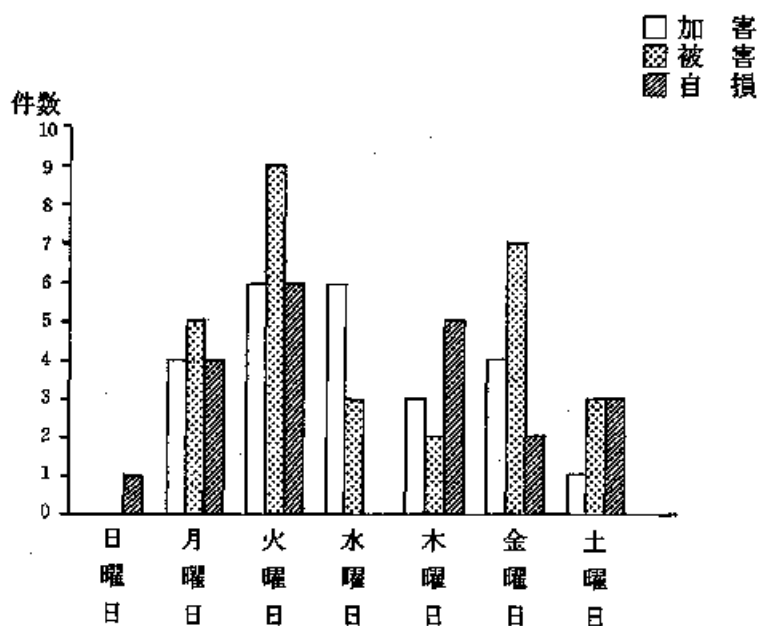
内 容 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	合 計
	人対車両	正面衝突	側面衝突	出合頭衝突	接触	追突	その他	転倒	路外逸脱	衝突	その他	踏み切り	不明・調査	
加害事故	2	1	3	9	5	2					1		1	24
被害事故		2	1	2	5	2							17	29
自損事故					2		1		1	17				21
合 計	2	3	4	11	12	4	1		1	17	1		18	74

取得年数別事故状況



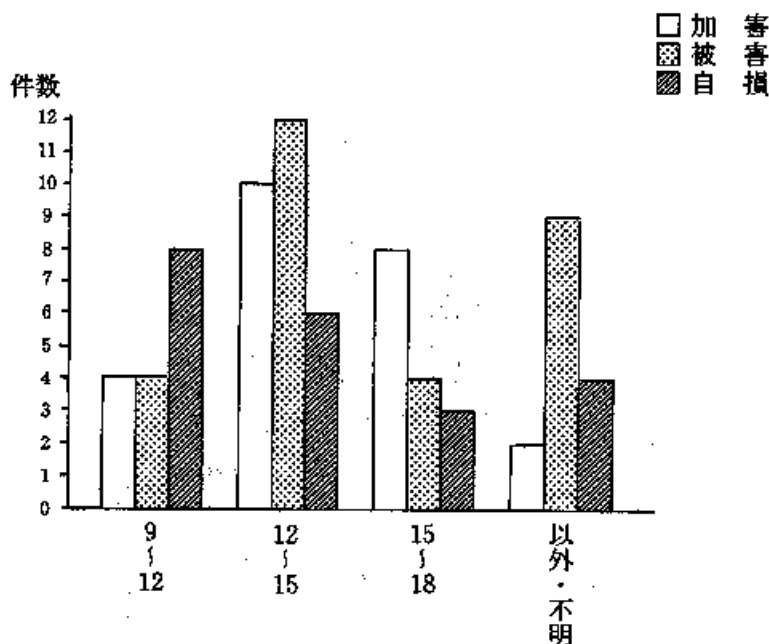
区 分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合 計
加害事故	6	8	8	2	24
被害事故	6	10	4	9	29
自損事故	8	4	4	5	21
合 計	20	22	16	16	74

曜日別事故状況



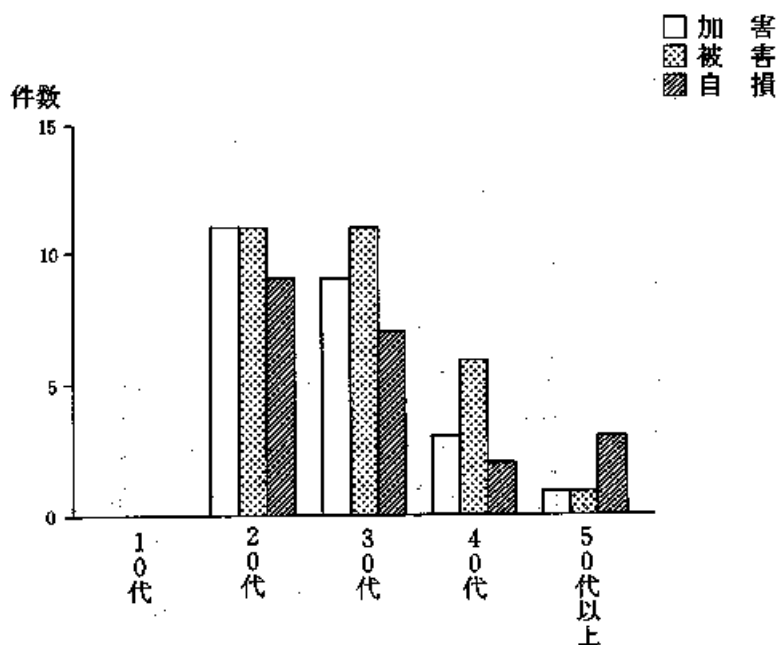
区 分	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	合 計
加害事故	0	4	6	6	3	4	1	24
被害事故	0	5	9	3	2	7	3	29
自損事故	1	4	6	0	5	2	3	21
合 計	1	13	21	9	10	13	7	74

時間帯別事故状況



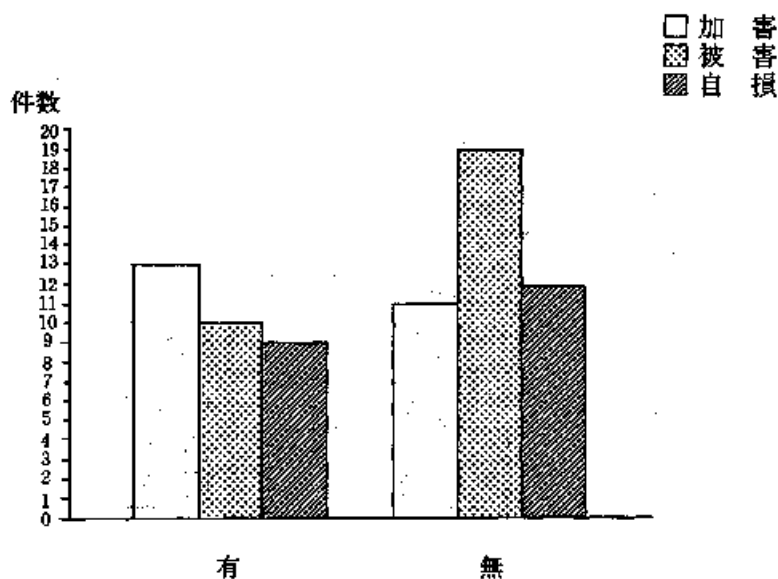
区 分	9 : 00 ~ 12 : 00	12 : 00 ~ 15 : 00	15 : 00 ~ 18 : 00	それ以外 不明
加害事故	4	10	8	24
被害事故	4	12	4	29
自損事故	8	6	3	4
合 計	16	28	15	74

年令別事故状況



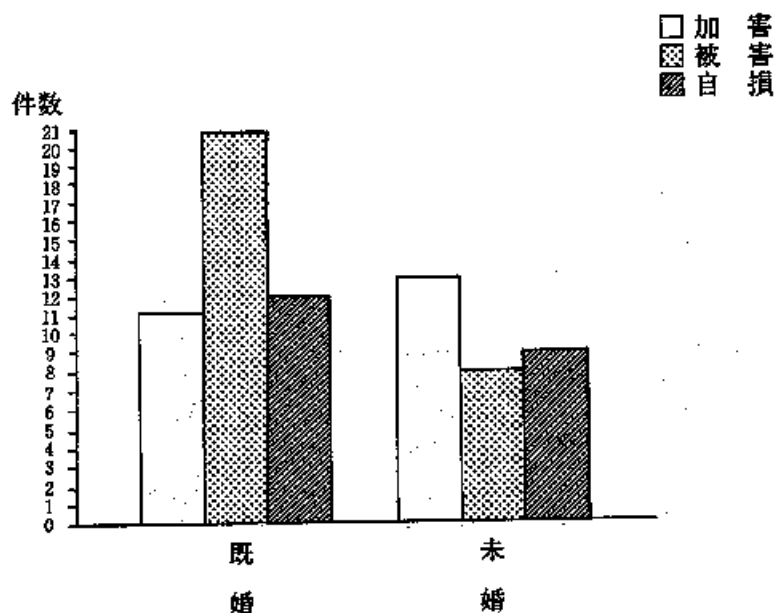
区 分	10代	20代	30代	40代	50代以上	合 計
加害事故	0	11	9	3	1	24
被害事故	0	11	11	6	1	29
自損事故	0	9	7	2	3	21
合 計	0	31	27	11	5	74

免許条件別事故状況



区 分	有	無	合 計
加害事故	13	11	24
被害事故	10	19	29
自損事故	9	12	21
合 計	32	42	74

婚姻別事故状況



区 分	既 婚	未 婚	合 計
加害事故	11	13	24
被害事故	21	8	29
自損事故	12	9	21
合 計	44	30	74

(五) P市

P市に関しては、一次資料の公表に対する許可が得られなかったため、関係者のリストのみを記す。面接調査は、一九八八年二月一九日に行われた。

回答者 総務部庶務課主査二名

質問者 宮澤節生

伊勢田道仁（神戸大学大学院法学研究科博士後期過程）

記録 伊勢田道仁

テープ起こし 篠崎恭子（神戸大学法学部学生）